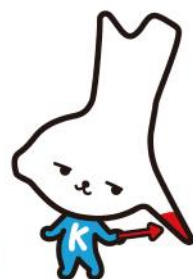


【改訂】

神栖市環境基本計画

平成 31 年度～令和 10 年度

～人と自然が調和・共生する循環型社会のまち・かみす～



はじめに

本市では、2005(平成 17)年に制定した「神栖市環境基本条例」に基づき、「人と自然が調和・共生する循環型社会のまち・かみす」を望ましい環境像として掲げ、2009(平成 21)年 3 月に「神栖市環境基本計画」を策定、その計画期間である 10 年間の成果を踏まえ、新たな「神栖市環境基本計画」を 2019(平成 31)年 3 月に策定し、計画の目標の実現のため、継続して市民と事業者の皆様とともに様々な取組を行ってまいりました。



近年では、地球温暖化に伴う集中豪雨や猛暑日の増加など気候変動による影響が深刻化しており、地球温暖化対策が世界的に喫緊の課題となっているほか、生物多様性の保全についても地球温暖化対策と同様に世界的に対応が求められているところであり、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指して SDGs への取組が広く行われているところです。

そこで、このような社会情勢の変化に対応するために、これまでの進捗状況を踏まえながら、2024(令和 6)年度に環境に関する施策や目標となる指標などの中間見直しを行いました。

今回の見直しでは、現行の計画の内容を継承しつつ、社会的変化に伴う新たな視点や課題を踏まえた施策の方向性や環境指標を示しています。また、環境問題の解決のためには、行政、市民、事業者の三者が協働して環境の保全と創造に取り組むことが重要であるため、市民と事業者の皆様実践していただきたい具体的な取組を示しています。

市の豊かな自然環境を守り、持続的な発展を図りながら、より良い環境を将来の世代に引き継いでいくことは私たちの使命です。今後とも、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指してまいりますので、より一層のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改訂にあたりまして、アンケート調査やパブリックコメントなどご意見をいただきました市民・事業者の皆様、また、貴重なご提言をいただきました神栖市環境審議会委員及び神栖市環境市民会議委員の皆様に対しまして、心より感謝を申し上げます。

2025(令和 7)年 3 月

神栖市長 石田 進

目 次

第 1 章 環境基本計画の改訂に当たって	1
1. 改訂の背景	1
2. 計画の基本的事項	4
第 2 章 計画の目標	6
1. 望ましい環境像	6
2. 基本目標	6
第 3 章 重点戦略	13
1. 重点戦略の位置付け	13
2. 重点戦略	13
第 4 章 施策の展開	18
1. 環境施策体系	18
2. 施策の方向性	20
基本目標 1 気候変動防止に貢献し、備えるまち	20
基本目標 2 資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち	32
基本目標 3 自然といきものをまもり、共生するまち	42
基本目標 4 健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち	52
基本目標 5 みんなが環境をまもり、創造するまち	73
第 5 章 計画の推進	83
1. 推進体制	83
2. 進行管理	84
資料編	86

第1章 環境基本計画の改訂に当たって

1. 改訂の背景

(1) 本市の環境を取り巻く情勢の変化

2015(平成 27)年にフランス・パリで行われた第 21 回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、2020 年以降の新たな地球温暖化対策に関する法的枠組である「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、産業革命前と比較して気温上昇を 2℃未満に抑制することを世界共通の長期目標とし、世界各国が協力する初めての枠組となります。

第 6 次評価報告書では、「パリ協定」での事実上の長期目標である「世界の平均気温上昇を 1.5℃に抑えること」を達成するためには「温室効果ガスの排出量を 2035 年までに 60%削減すること(2019(令和元)年比)」が必要であると公表されました。

「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」は、2015(平成 27)年の国連総会で採択された 2016(平成 28)年から 2030(令和 12)年までの国際目標で、先進国を含めた国際社会全体が、持続可能な発展をするため、17 の目標の達成に取り組んでいく必要があります。

以上のような国際的な動向が変化している中、我が国においては、SDGs の考え方を活用した環境負荷の総量削減だけでなく、ウェルビーイングの実現も掲げた戦略、「第六次環境基本計画」が 2024(令和 6)年 5 月に閣議決定されました。さらに、2020(令和 2)年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」が表明されました。これを受け、新たに温室効果ガス削減や安定供給に向けたエネルギー政策の方向性を示された、「第六次エネルギー基本計画」が 2021(令和 3)年 10 月に閣議決定され、環境政策の新たな大綱が定められました。

その他にも、我が国の生物多様性に関する目標を示す「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。これは「2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する「30by30 目標」が主要な目標の一つとして定められる等、生物多様性の損失を食い止め、回復させるというネイチャーポジティブの考えを含む内容が採択されました。

本市では、「第3次神栖市総合計画(2023(令和 5)年 4 月策定)」において、市民本位の取組や各主体の協力と連携の強化等により、市民が本市への愛着と誇りを感じるまちづくりを目指した新たな方向性が示されました。また、「神栖市一般廃棄物処理基本計画(2021(令和 3)年 3 月策定)」や、「神栖市再生可能エネルギー導入計画(2024(令和 6)年 3 月策定)」の策定を行うなど、本市全体に関わる環境問題の解決に向けた取組を行っています。

(2) 現行計画の進捗状況

現行計画では、将来の環境像として「人と自然が調和・共生する循環型社会のまち・かみす」を掲げ、実現するための基本目標として「気候変動防止に貢献し、備えるまち」、「資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち」、「自然といきものをまもり、共存するまち」、「健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち」、「みんなが環境をまもり、創造するまち」の5つの分野ごとの施策を取り組んできました。

【基本目標1:気候変動防止に貢献し、備えるまち】

地球温暖化による異常気象は、自然環境や私たちの生活にも様々な影響を及ぼしています。次の世代に恵み豊かな地球環境を継承するために、地球環境保全のための取組を推進する必要があります。本市では、省エネルギー対策や、再生可能エネルギーの導入、水素エネルギーを軸とした産業の振興、さらに、将来予測される気候変動の影響に関する情報を収集・提供し、その対応を進めてきました。しかし、市域における温室効果ガス排出量は、近年増加傾向であることや、気候変動の影響が顕在化しつつあるため、これまで以上に取り組んでいくことが重要です。

【基本目標2:資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち】

近年、生活が豊かになる一方で、従来の社会のあり方では、廃棄物の増加や、不法投棄問題等廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されています。本市では、廃棄物の環境への負荷低減に配慮し、できる限り循環を行ってきました。しかし、ライフスタイルの転換や可燃ごみ処理施設が新しくなったことから、引き続き、家庭や事業者の新しい分別方法の徹底や、排出抑制への意識向上に繋がるような取組を進める必要があります。そして、本市の資源を有効利用し、環境負荷が少ない循環型のまちの実現を目指すことが求められています。

【基本目標3:自然といきものをまもり、共存するまち】

自然豊かな環境は、快適さをもたらすだけでなく、人々の暮らしや産業を支える貴重な資源です。本市では豊かな自然環境を活用し、公園や緑地の整備によりうるおいのある空間の創出や人と自然のふれあいの場の提供に努めることで、人と生物が共生する心地よいまちの実現を目指してきました。今後も、良好な状態の自然を維持するために、市民が環境配慮行動をとれるように注意喚起や啓発活動等を通じて人と生物が共生できる環境づくりを推進する必要があります。

【基本目標4:健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち】

健全な生活環境のため、これまで事業所や市民の皆様の協力により、大気汚染をはじめとする公害の発生は大幅に改善されてきました。しかし、引き続き取り組むべき良好な水環境の形成や自動車の騒音、悪臭等といった課題があるため、さらなる安全な環境への取組を行っていく必要があります。

【基本目標5:みんなが環境をまもり、創造するまち】

市民や事業者の環境保全活動を促進するための情報提供や環境教育・環境学習を推進してきました。引き続き、市民・事業者・行政の協力により、市全体の環境の保全と創造に積極的に取り組むまちづくりが求められます。

(3) 神栖市環境基本条例

神栖市環境基本条例は、2005(平成 17)年に制定され、市の環境を保全し創造していくための基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、併せて環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることによって、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

神栖市環境基本条例(2005(平成 17)年 3 月 25 日 条例第 3 号)

(基本理念)

- 第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を確保し、及び人と自然との共生を図るとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しながら、環境への負荷が少ない、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携のもとに積極的に取り組むことにより行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であることを認識し、すべての者がこれを自らの課題であるにとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進しなければならない。

(環境基本計画)

- 第 7 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を聴くために必要な措置を講じるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、神栖市附属機関に関する条例(昭和 47 年神栖町条例第 42 号)に規定する神栖市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 環境基本計画の変更については、前 3 項の規定を準用する。

2. 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

本計画は、「神栖市環境基本条例」に定めた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現を目的とします。

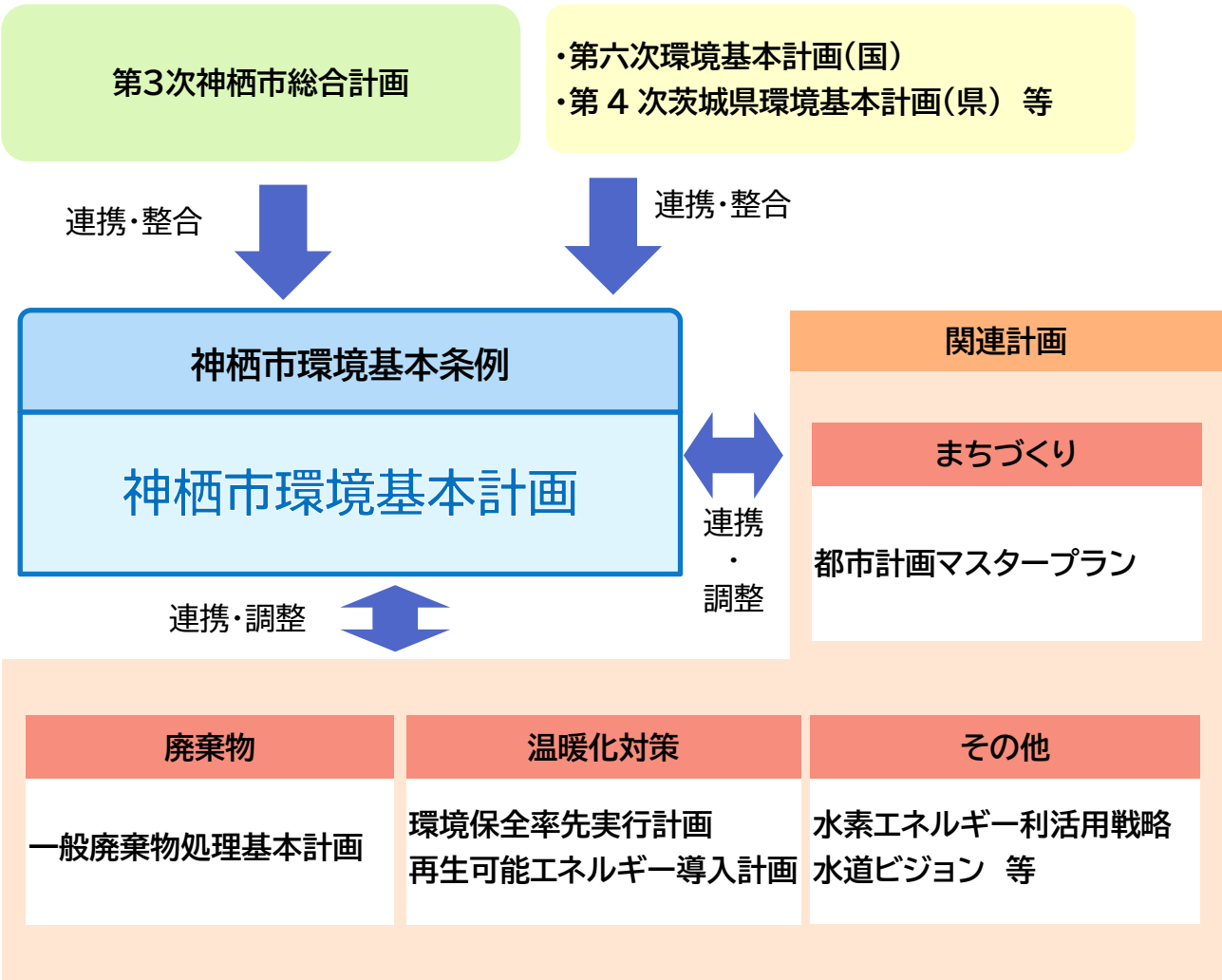
(2) 計画の位置づけ

本計画は、「神栖市環境基本条例」に基づいて策定しました。

また、国や県をはじめとする環境関連計画や本市の関連計画との連携と整合を図りました。特に、本市の最上位計画である「第 3 次神栖市総合計画」を環境面で支えるものと位置づけ、両計画は相補的な関係をとることとなっています。

さらに、環境に関する目標や方向において、環境基本計画の関連計画に当たる「神栖市一般廃棄物処理基本計画」や「神栖市都市計画マスタープラン」等の計画と、本計画との整合を図ります。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」も包含する計画となります。2024(令和 6)年に策定した「神栖市再生可能エネルギー導入計画」を踏まえ、市内の温室効果ガス排出量の削減目標を 2030(令和 12)年度 46%削減(2013(平成 25)年度比)に見直しました。



(3) 計画の期間

2019 年度から 2028 年度までの 10 年間とします。

2024 年度に中間的な見直しを実施しました。



(4) 計画の対象地域

本計画で対象とする地域は、市全域とします。

(5) 対象とする環境の範囲

本計画は、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとし、地球環境、循環型環境、生活環境、自然環境、環境保全活動までを幅広く対象の範囲とします。

環境の範囲	環境項目
地球環境	地球温暖化、エネルギー、オゾン層の破壊、酸性雨
循環型環境	ごみ、リサイクル、環境美化、水の循環、農業
自然環境	野生生物(動物・植物、生態系)、農地、水辺、公園・緑地、人と自然とのふれあい、景観
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、土壌・地盤、化学物質
環境保全活動	市民・事業者・行政による環境保全活動

第2章 計画の目標

1. 望ましい環境像

本市には、国内有数の工業団地である鹿島臨海工業地帯があり、工業都市としての一面があります。鹿島臨海工業地帯による都市化の進展は、私たちの生活に豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を増加させている側面があることは否めません。こういった都市化によって、自然は大きく変貌しましたが、今なお利根川や常陸利根川、外浪逆浦、沖の洲地区等の豊かな自然環境が残されています。

この豊かな自然を守っていくことのみならず、より良い環境を次の世代に引き継いでいくためには、私たち「人」と環境としての「自然」とのつながりが密接であり、私たちの生活が良好な環境に支えられたものであることを改めて認識する必要があります。

私たちは、今ある環境課題を解決し、「人」及び「人の活動(産業活動)」と環境との調和と共生の実現を目指さなくてはなりません。

その上で、人間の活動によって生み出される「物」の循環だけでなく、自然についても循環を基調とした持続可能な社会の構築を図っていかなくてはなりません。

以上のことから、望ましい環境像を「人と自然が調和・共生する循環型社会のまち・かみす」と設定します。

2. 基本目標

本計画では、望ましい環境像を実現するための目標として、環境面から望まれる 5 つの基本目標を設定します。設定にあたっては、複数の課題を統合的に解決することを目指す SDGs の考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上を進め、持続可能な社会を目指していく必要があります。

基本目標1は、気候変動のリスクの低減に貢献すると同時に、気候変動による影響に備えるまちの実現を目指すものとして「気候変動防止に貢献し、備えるまち」とします。

基本目標2は、本市の資源の有効利用を進めることで、環境への負荷が少ない循環型のまちの実現を目指すものとして「資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち」とします。

基本目標3は、自然環境の適切な保全と活用を推進し、人と生物とが共生する豊かさを感じることできるまちの実現を目指すものとして、「自然といきものをまもり、共生するまち」とします。

基本目標4は、健全な生活環境を守り、私たちが安心して健やかに暮らすことのできるまちの実現を目指すものとして、「健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち」とします。

基本目標 5 は、人材育成や教育等の共通基盤的な観点として、「みんなが環境をまもり、創造するまち」とします。



基本目標
1

気候変動防止に貢献し、
備えるまち

基本目標
2

資源を有効利用し、
環境への負荷が少ないまち

基本目標
3

自然といきものをまもり、
共生するまち

基本目標
4

健全な生活環境をまもり、
安心して暮らせるまち

基本目標 5

みんなが環境をまもり、
創造するまち

基本目標 1 気候変動防止に貢献し、備えるまち

関連する主な SDGsの目標

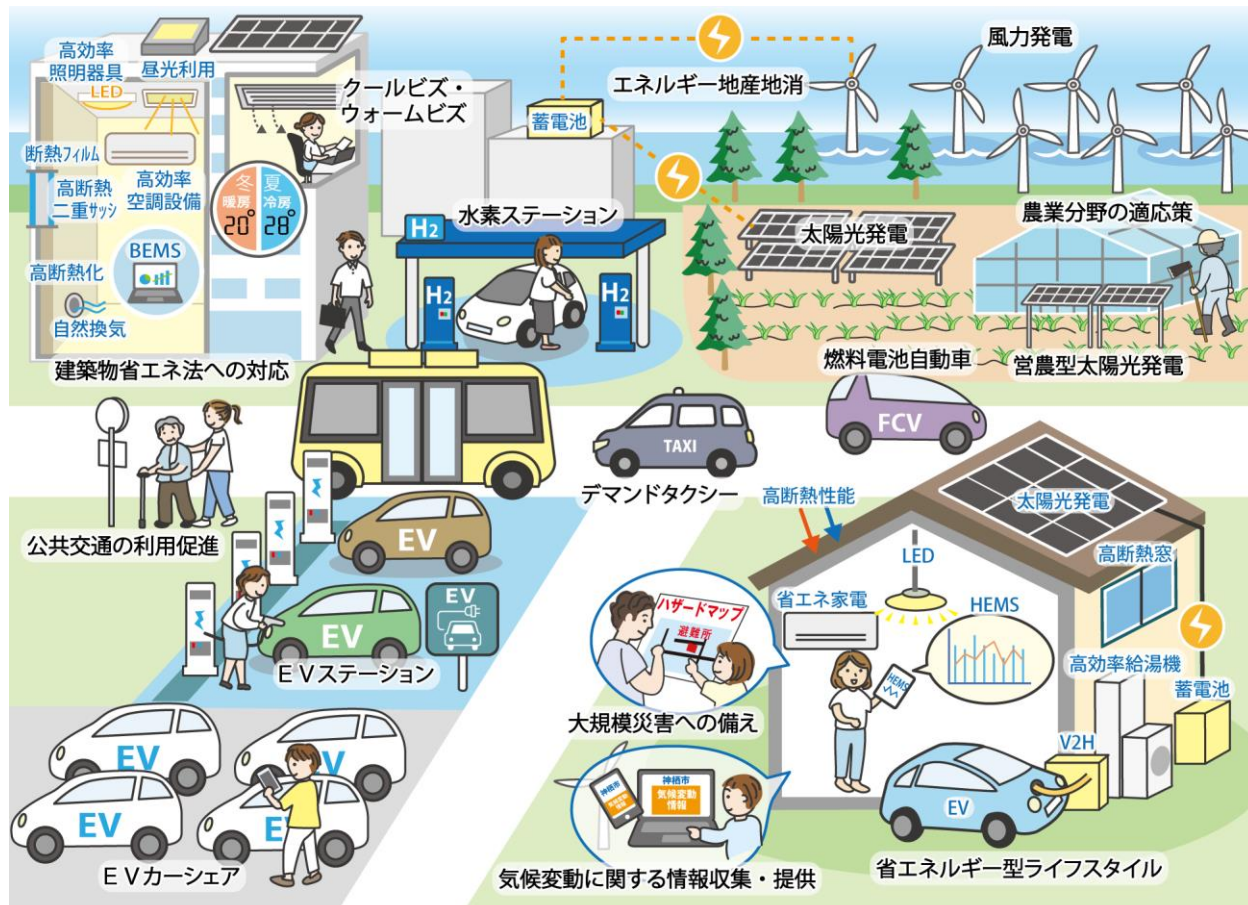


基本目標の概要

地球温暖化による気候変動は、日本をはじめとした世界各地で、大型の台風や集中豪雨、干ばつ等の異常気象の増加を引き起こしており、自然環境や私たちの生活にも様々な影響を及ぼしています。健全で恵み豊かな地球環境を次の世代に継承するため、地球環境保全のための取組を推進する必要があります。

そこで本市では、市民一人一人の省エネルギー型ライフスタイルへの転換や公共交通の利用を促し、事業者の省エネルギー対策の支援、EV のカーシェア事業の展開や EV 充電設備の設置の推進を行う等、市全体で地球環境保全に取り組みます。また、太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギー設備導入の促進やゼロカーボンに向けたまちづくりを推進します。防災拠点では蓄電池の設置や EV の災害時活用を図り、大規模災害等にエネルギー面で備えます。次世代エネルギーとして期待される水素・アンモニアについては、まずは水素ステーションについて事業可能性を見据えながら導入検討を進めていきます。将来予測される気温上昇や大雨の増加等の気候変動の影響については、防災や農業などにおいて関連する情報を収集・提供し、気候変動による影響への対応を計画的・体系的に進めていきます。

このように、気候変動のリスクの低減に貢献すると同時に、気候変動による影響に備えるまちの実現を目指します。



基本目標 2 資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち

関連する主な SDGs の目標

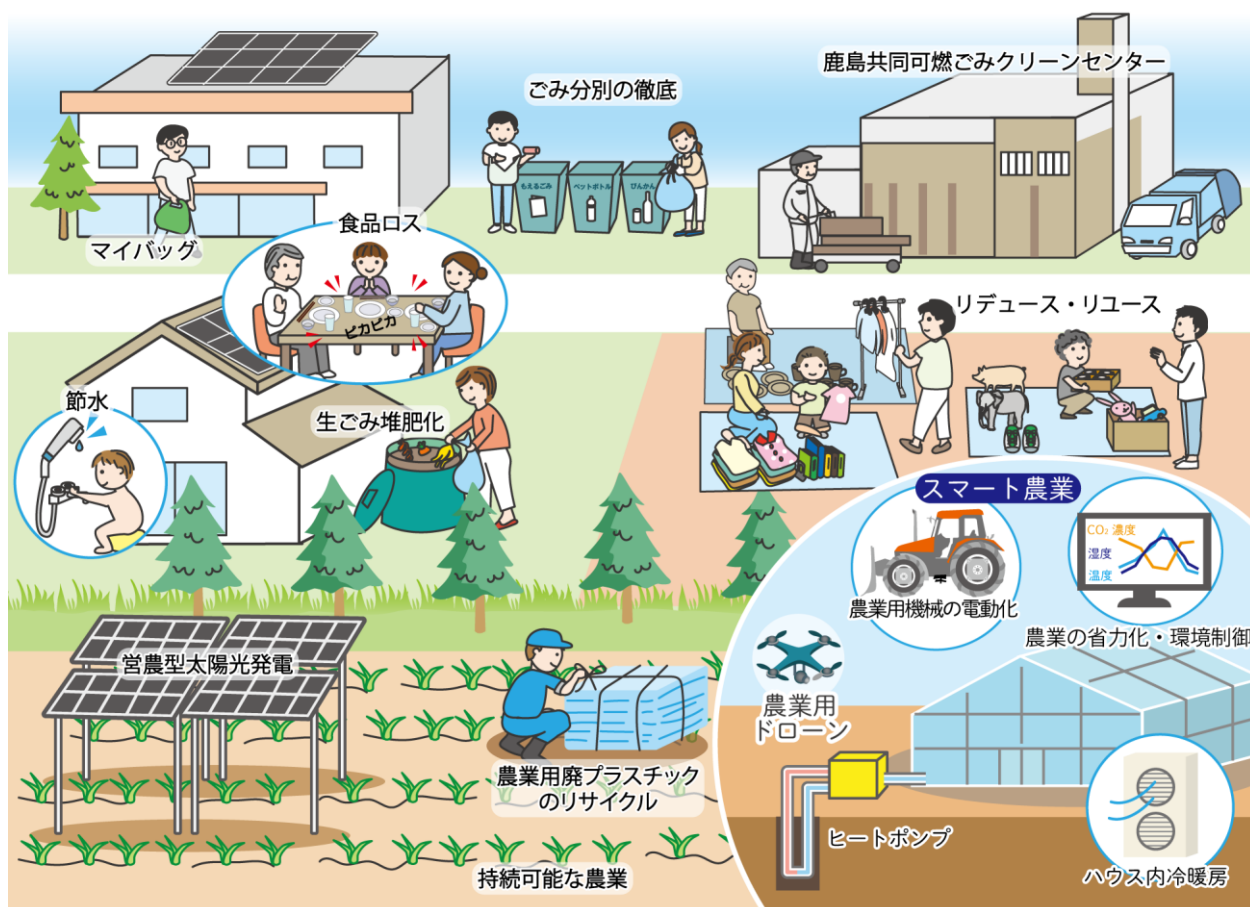


基本目標の概要

近年、社会経済活動の拡大に伴い、生活が豊かになっている一方で、廃棄物の増加や不法投棄問題といった廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されており、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の従来の社会のあり方や一人一人のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することが必要不可欠となっております。

そこで、本市では、できる限り廃棄物の排出を抑制し、再利用や再資源化に努め、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止や環境への負荷の低減に配慮しつつできる限り循環を行います。老朽化した処理施設についても更新・整備を図るとともに適切な運用を図っていきます。水資源については有効利用を進めるとともに安全で安心できる水の安定供給を図り、計画的な土地利用の推進等により健全な水循環の実現を目指します。農業については、環境への負荷をより少なくするとともにスマート農業等での省力化・省エネ化や農地の持続可能な利用と保全・維持に努めます。

このように、本市の資源の有効利用を進めることで、環境への負荷が少ない循環型のまちの実現を目指します。



基本目標 3 自然といきものをまもり、共生するまち

関連する主な SDGsの目標



基本目標の概要

自然は心の豊かさが実感できる快適な環境をもたらし、暮らしや産業を支える貴重な資源です。本市は、鹿島灘や利根川に囲まれた豊かな水辺環境と農地、平地林、屋敷林等豊かな緑地環境を有しており、多種多様な生物(動植物)が生息しています。また、コアジサシやコウノトリといった貴重な生物の繁殖地にもなっています。本市の個性と魅力である豊かな自然環境は農業や観光等様々な活用されてきたものであり、それらの人間活動と共存しながら保全を推進していく必要があります。

そこで本市では、多様な生物の生息の場でもある豊かな自然を適切に保全するとともに、環境学習の場や人と自然とのふれあいの場として活用していきます。また、市街化が進んだ地域については公園や緑地の計画的な整備と維持管理により、うるおいのある空間の創出に努めます。近年では外来種による農業等への被害の問題も顕在化していることから、外来種の侵入防止や防除などの対策にも努めます。

このように、自然環境の適切な保全と活用を推進し、人と生物とが共生する豊かさを感じることで
るまちの実現を目指します。



基本目標 4 健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち

関連する主な SDGs の目標

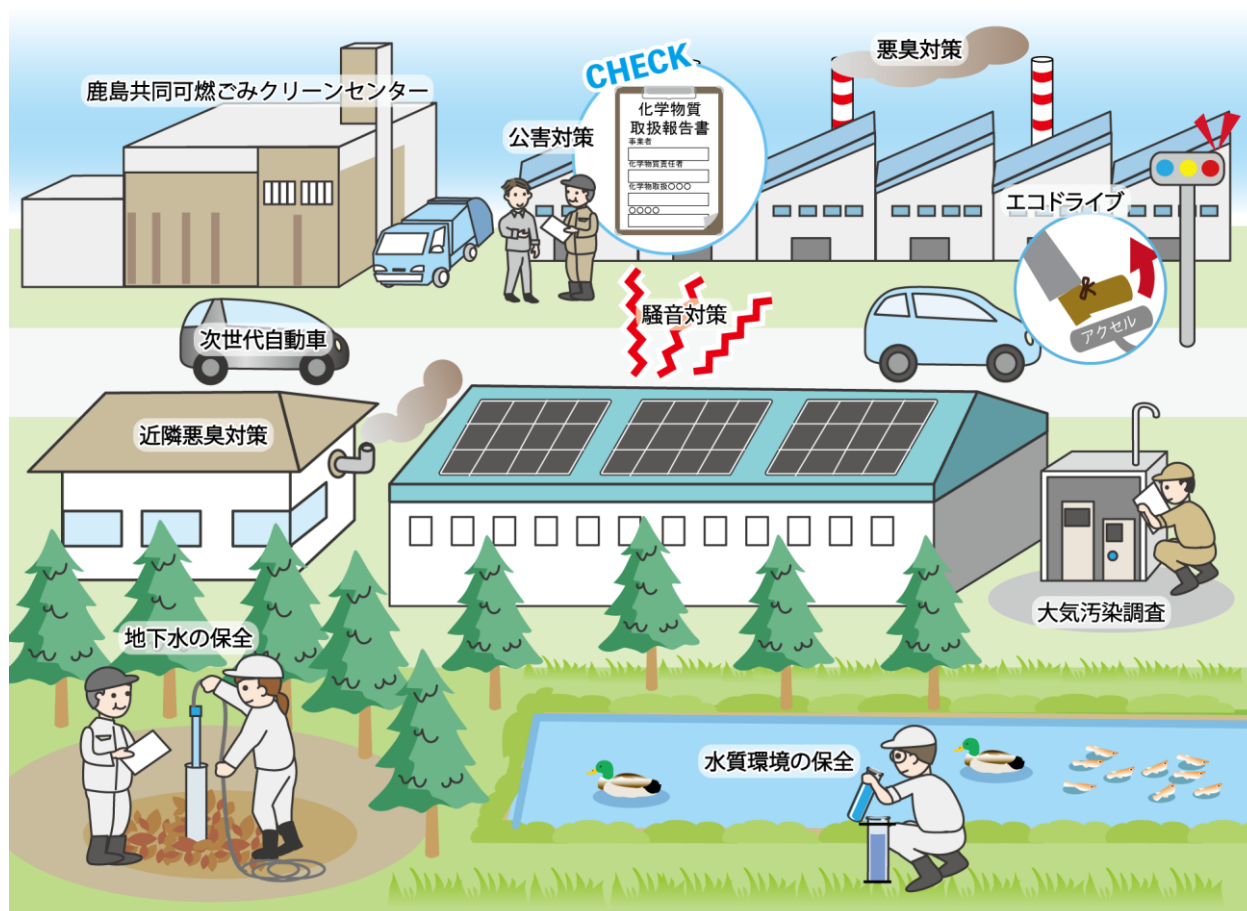


基本目標の概要

空気や水がきれいなこと、その場にふさわしい音が聞こえること等は、私たちの生活にとって重要な要素です。国内有数の工業都市として発展を遂げてきた本市では、その過程において豊かさがもたらされた反面、環境への負荷を増大させてきた側面もあります。これまでも様々な公害対策を講じてきていますが、さらなる安全な環境への取組が必要となっています。

これまで、公害防止協定やそれぞれの事業所の自主的な努力等により大気汚染をはじめとする公害の発生は大幅に改善されてきましたが、良好な水環境の形成や主に幹線道路沿道で見られる自動車騒音の悪化やにおいの問題、化学物質によるリスクの低減、市民の生活を脅かす物質の監視等、引き続き取り組むべき課題の解決に努めていきます。

このように、健全な生活環境を守り、私たちが安心して健やかに暮らすことのできるまちの実現を目指します。



基本目標 5 みんなが環境をまもり、創造するまち

関連する主な SDGsの目標



基本目標の概要

本市の環境に関する課題を解決し、次の世代により良い環境を残していくためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの責任と役割に応じた取組を自ら積極的に進めるとともに、互いの連携と協力によってより良い環境の実現を目指していく必要があります。

そのため、市民や事業者の環境保全活動を促進するための情報の提供等の取組を推進します。さらに、市民一人一人が環境に対する理解や関心を深め、より積極的に環境へ配慮した取組を実践する人を増やすため、環境教育や環境学習を推進します。

このように、市民・事業者・行政の三者による環境の諸課題に取り組み、広く市全体の環境の保全と創造に積極的に取り組むまちを目指します。



第3章 重点戦略

1. 重点戦略の位置付け

重点戦略は、新たな環境に関する課題や市を取り巻く様々な状況に対応し、望ましい環境像の実現を強力に進めていくために、特に力を入れる必要のある施策を「重点戦略」として位置付けます。戦略設定に当たっての基本方針は次のとおりです。

- 重点戦略とは、優先的に取り組むべき施策・事業を組み合わせ、計画のエンジンとして一体的に推進するもの。
- 環境面において、大幅な市域の温室効果ガス排出量削減や新たな資源循環の流れをつくる等の大きな環境保全効果が期待できるもの。
- 社会面や経済面等の本市が現在抱えている地域課題に対して、環境側面からアプローチすることで環境面だけではない相乗的・統合的に大きな改善効果も期待できるもの。

2. 重点戦略

重点戦略 1

かみす持続可能なエコ・シティ事業

重点戦略 2

かみすグリーンネットワーク構築検討

重点戦略 3

市民参加型省エネ普及啓発事業の検討

重点戦略1 かみす持続可能なエコ・シティ事業

戦略のねらい

- ゼロカーボン社会の実現のためには、市民一人一人のライフスタイルや産業構造、都市構造の転換が必要です。特にそれらに共通する“エネルギーの使い方”について、市の特性や技術動向等を踏まえて転換を図っていく必要があります。
- 本市では、鹿島港における水素等の次世代エネルギーの供給拠点形成に向けた動きがあるほか、グリーン・イノベーションの推進も期待される特徴があります。その特徴を活かし、新たな産業の創出や市域をフィールドにした研究開発の拠点として、その成果が市内の市民・事業者にも波及していく先進都市を目指します。
- また、本市は太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー資源に恵まれた地域ですが、それらの多くは大都市圏に供給されているのが実情です。そのため、より市内の市民・事業者が資源や利益が還元される都市を目指します。

戦略の概要

- 水素等の次世代エネルギーの供給拠点として将来的に期待される鹿島港の動向を踏まえながら、次世代エネルギーへの転換に段階的に対応していきます。
- 再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギー源の導入については、次世代型太陽電池等の新技術の活用やエネルギーの地産地消に向けた PPA 事業や地域新電力の活用等を検討します。
- 導入したエネルギー関連設備は防災面でも活用していきます。

対象とする施策

	施策	主な取組例
基本目標 1	1-1(1)② 省エネルギー設備の普及促進	ZEH・ZEB の補助金等の情報提供、住宅のエコ・省エネ機器の設置に対する補助金の交付 等
	1-1(2)① 再生可能エネルギーの普及促進	卒 FIT の活用方法の検討 等
	1-1(3)① 家庭・事業所への水素エネルギーの浸透	水素ステーションの導入に向けた運営・事業性等の検証 等
	1-1(3)② 安定的な水素・アンモニア供給体制の検討	鹿島臨海工業地帯からの安定的な水素製造・供給に向けた実証実験等の検討 等
	1-1(3)③ 水素・アンモニアに関する新たなビジネス創出及び研究開発等の支援	水素関連事業の誘致・支援に向けた各種支援制度の検討 等
	1-1(4)① 人と環境にやさしい総合的な交通ネットワークの構築	e.CYCLE 事業で得られた地域活性化資金による公用車(EV)のリース事業 等
基本目標 5	5-2(1)② グリーン・イノベーションの推進	国や県と連携したグリーン・イノベーションの推進 等

重点戦略2 かみすグリーンネットワーク構築検討

戦略のねらい

- 海岸・河川等の水辺環境や田園・緑地環境等の恵まれた自然環境を健全に維持し、水と緑に囲まれた豊かな暮らしを次の世代に引き継いでいく必要があります。豊富な自然資源や希少な動植物を保全・活用しながら、水と緑、観光・レクリエーション資源のネットワーク化を図ることで、暮らしの快適性を高めるとともに、自然との共生や地域振興等を目指します。

戦略の概要

- 施設等の緑化(点・面)と道路等の緑化(線)を総合的に展開し、市域にみどりのネットワークの構築を推進します。
- コウノトリやコアジサシ等といった希少な動物が生息するエリアでは繁殖地の保護等を図ります。
- まちのにぎわいづくり事業による自然環境調査成果はみどりのネットワーク構築に関連する指標として活用するほか、市内に生息する動植物の特徴を市民にわかりやすく伝えていきます。
- 二酸化炭素の吸収源としてだけでなく、生物多様性への配慮や市民の住みやすさ、都市景観の向上等への波及も期待できます。

対象とする施策

施策		主な取組
基本目標 3	3-1(1)① 豊かな自然地域の現状調査の実施	自然環境調査結果の公表・周知 等
	3-2(1)② 公共施設等の緑化	公共施設等の緑化を推進 等
	3-3(2)① 公園・緑地の整備	実のなる木や花の咲く木を植え、生物の生息環境に配慮 等
	3-3(3)② 道路景観の整備	道路の緑化(街路樹)の維持管理を実施 等
	3-3(3)④ 家庭・事業所の緑化の推進	家の庭やベランダ等の緑化を啓発 等
	3-3(3)⑤ 花いっぱい活動の充実	花いっぱい運動を通じたまちづくり活動の促進 等



重点戦略3 市民参加型省エネ普及啓発事業の検討

戦略のねらい

- 豊かな自然や暮らしを次の世代に引き継ぐためには、市民一人一人が省エネをさらに推進し、温室効果ガスの排出量を減らしていくことが必要不可欠です。より多くの市民が率先して省エネ対策に取り組むための基盤づくりを進めることで、家庭部門における低炭素化への貢献だけでなく、新たなライフスタイルの確立やコミュニティの活性化等を目指します。

戦略の概要

- 市民におけるこれまで以上の環境保全の取組促進を図るため、取組へのインセンティブを付与するような事業の方法等について検討します。
- 市民に環境家計簿の活用を促し、家庭でのエネルギー使用状況の見える化や光熱費削減のために必要な取組が分かるような支援を行います。
- e.CYCLE 事業への参画を促し、地産地消の推進のほか、電気料金の一部を地域の活性化や課題解決につなげていく取組を展開していきます。
- 市民のライフスタイルの変革や地域産業振興等への波及も期待できます。

対象とする施策

	施策	主な取組
基本目標1	1-1(4)① 人と環境にやさしい総合的な交通ネットワークの構築	e.CYCLE 事業で得られた地域活性化資金による公用車(EV)のリース事業 等
基本目標5	5-1(2)③ 市民参加型の環境事業の検討	団体等との連携による組織化に向けた骨子等の協議と市民参加型の環境事業の検討 等
	5-1(3)① 環境教育の推進	小中学校への環境教育の積極的な推進 等
	5-2(1)② グリーン・イノベーションの推進	国や県と連携したグリーン・イノベーションの推進 等

コラム e.CYCLE 事業



e.CYCLE(いいサイクル)事業とは、市内で発電された太陽光や風力などの再エネ電気を地産地消や都市間流通をすることにより神栖市産の電気として購入していただく事業のことです。電気代の一部は、e.CYCLE 事業者と市で協議して地域の活性資金として地元へ還元することで、地域の活性化や課題解決につなげていきます。

出典:e.CYCLE ホームページ



コラム コウノトリの生態

コウノトリはかつて日本に広く分布して生息していた大型の鳥で、国の特別天然記念物に指定されている貴重な鳥です。乱獲のほか、営巣木の伐採や農薬使用などによる生息環境の悪化により個体数が減少し、国内では野生絶滅してしまいました。その後、人工繁殖が取り組まれ、放鳥と自然下繁殖によって野外での生息数が順調に増加し、近年では神栖市内でもコウノトリの自然繁殖が確認されています。

コウノトリは、水田や河川・湖沼などの水辺でドジョウやカエルなどを捕食します。

また、営巣には高木や鉄塔などの上を利用します。そのため、コウノトリと共生していくためには、餌場の環境を守るほか、電柱や鉄塔ではない安全に営巣できる場所を増やしていく必要があります。



第4章 施策の展開

1. 環境施策体系

基本目標	施策の方向性	施策の展開方針	施策
基本目標1 SDGs目標 気候変動防止に貢献し、備えるまち	1-1 温室効果ガス排出量の削減	(1) 省エネルギーの促進 (2) 再生可能エネルギー導入の促進 (3) 新たなエネルギー導入の促進 (4) ゼロカーボンに向けたまちづくりの推進	① 省エネルギー活動の普及促進 ② 省エネルギー設備の普及促進 ○ ③ エコドライブの普及促進 ④ 次世代自動車の導入促進 ○ ① 再生可能エネルギーの普及促進 ○ ② 家庭・事業者への再生可能エネルギー導入の促進 ○ ① 家庭・事業所への水素エネルギーの浸透 ② 安定的な水素・アンモニア供給体制の検討 ○ ③ 水素・アンモニアに関する新たなビジネス創出及び研究開発等の支援 ○ ① 人と環境にやさしい総合的な交通ネットワークの構築 ○ ② 都市のエネルギーシステムの効率化の推進
	1-2 気候変動への適応	(1) 気候変動への対策	① 気候変動に関する情報の収集・提供 ② 防災・減災対策の推進 ○ ③ 農業分野における適応策の推進 ★ ④ 熱中症対策の推進 ⑤ 感染症対策等の推進
	1-3 フロン回収の促進	(1) フロン回収の啓発の推進	① 法に基づくフロン回収の啓発
	1-4 酸性雨に関する情報の収集	(1) 酸性雨の発生状況の監視の継続	① 酸性雨発生状況の監視
基本目標2 SDGs目標 資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち	2-1 資源が循環する社会の構築	(1) 市民・事業者・行政が協働した5Rの促進 (2) 環境に配慮した適正処理・処分の推進 (3) 神栖地域と波崎地域の清掃行政の円滑化	① ごみの発生抑制、分別の徹底や再資源化に対する意識の啓発 ② ごみの発生抑制（リフューズ：Refuse）の促進 ③ ごみの排出抑制（リデュース：Reduce）の促進 ④ 修理・修繕（リペア：Repair）、再使用（リユース：Reuse）の普及 ⑤ ごみの再生利用（リサイクル：Recycle）の推進 ① 適正な中間処理の実施 ② 野外焼却禁止の励行 ③ 継続的な収集運搬、処理処分体制の構築 ① 分別区分の構築 ② 資源物排出方法の構築 ③ 収集・運搬体制の構築
	2-2 水の健全な循環の確保	(1) 水道普及率の向上 (2) 水の有効利用の促進 (3) 計画的な土地利用の推進	① 上水道への切替えの促進 ① 地下水の適正な利用 ② 節水の啓発 ① 国土利用計画等に基づく土地利用の推進
	2-3 環境に配慮した農業振興	(1) 環境保全型農業の促進 (2) 資源の有効利用の促進	① いばらきみどり認定の促進 ★ ② 環境に優しい農作物（農薬低減）の栽培促進 ③ 畜産排棄物の適正処理の促進 ④ ソーラーシェアリングの普及 ○ ⑤ 優良農地の保全・集約化 ⑥ スマート農業の促進 ★ ① 農業系資源有効利用の促進 ② 遊休農地の有効活用の促進
基本目標3 SDGs目標 自然といきものをまもり、共生するまち	3-1 豊かな自然を有する地域の保全	(1) 豊かな自然地域の現状把握 (2) 生物多様性の保全と管理	① 豊かな自然地域の現状調査の実施 ○ ② 自然環境調査の実施 ① 生物多様性の保全の啓発 ② 豊かな自然地域の保全 ③ 豊かな自然地域の管理 ④ 海岸環境の保全・整備 ⑤ 外来生物の侵入防止と抑制 ⑥ コナリに係る環境保全の促進と啓発 ★
	3-2 自然環境の回復	(1) 自然環境に配慮した都市整備の推進 (2) 自然環境に配慮した農地整備の推進	① 河川の環境美化と景観の保全 ② 公共施設等の緑化 ① 農地の保全
	3-3 人と自然とのふれあいの促進	(1) 人と自然とのふれあいの充実 (2) 公園・緑地の整備と管理の推進 (3) 良好な都市景観の形成	① 人と自然とのふれあい活動の場の活用 ② 人と自然とのふれあい活動の場の整備 ① 公園・緑地の整備 ② 公園・緑地の管理 ① 総合的な都市景観の形成 ○ ② 道路景観の整備 ③ 快適な住環境の形成 ④ 家庭・事業所の緑化の推進 ⑤ 花いっぱい活動の充実 ⑥ 景観資源の活用

本計画では、望ましい環境像を実現するため、基本目標ごとに施策の展開を図ります。

具体的には、基本目標達成のため施策の方向性を定め、施策を展開し、施策の内容を設定します。また、施策の進捗を管理するための環境指標を定めます。

★印:改訂により新しく追加した施策、◎印:改訂により拡充した施策

基本目標	施策の方向性	施策の展開方針	施策
基本目標4  SDGs目標 健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち	4-1 大気環境基準の維持と向上	(1) 大気監視の継続 (2) 発生源対策の推進 (3) 自動車排出ガス対策の推進	① 一般環境大気常時監視測定局等による大気環境測定の実施 ② 市内の降下ばいじんの状況の把握 ① 公害防止協定の遵守要請 ① 次世代自動車の率先導入 ② エコドライブの普及促進
	4-2 水質環境基準の達成	(1) 水環境監視の継続 (2) 発生源対策の推進 (3) 神之池浄化対策の推進	① 公共用水域の水質測定の実施 ① 公害防止協定の遵守要請 ① 神之池浄化手法の検討と実施 ② 神之池緑地の整備と充実
	4-3 地下水質の安全確保	(1) 地下水質監視の継続 (2) 有機ヒ素化合物汚染対策の推進	① 地下水質の測定の実施 ① 有機ヒ素化合物汚染の監視
	4-4 生活排水処理率の向上	(1) 公共下水道整備の推進 (2) 浄化槽対策の推進 (3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進	① 下水道計画の推進 ② 下水道接続率の向上 ① 高度処理型合併処理浄化槽の設置促進 ② 浄化槽の管理の促進 ① し尿・浄化槽汚泥の計画的な処理 ② 衛生プラントの適正稼動◎
	4-5 騒音・振動の少ない環境の維持	(1) 騒音・道路沿道振動監視の継続 (2) 道路交通騒音・振動対策の推進 (3) 騒音・振動対策の推進	① 騒音測定の実施 ② 道路沿道振動測定の実施 ① エコドライブの普及促進 ② 低騒音型の道路整備◎ ① 工場、事業場騒音・振動対策 ② 近隣騒音対策
	4-6 においのない環境の達成	(1) 悪臭監視の継続 (2) 発生源対策の推進 (3) 近隣悪臭対策の推進	① 臭気測定の実施 ① 悪臭発生事業所への指導 ② 公害防止協定の遵守要請 ① 近隣悪臭防止のための指導と啓発
	4-7 安全確保のための化学物質等の管理	(1) 化学物質の排出・移動量の監視 (2) 化学物質の適正な管理の推進 (3) リスクコミュニケーションの推進 (4) 野外焼却等対策の推進 (5) 放射性物質の監視	① 化学物質の排出・移動量の把握 ② ダイオキシン類測定結果の把握 ① 公害防止協定の遵守要請 ② ごみ処理施設等の適正管理◎ ① 化学物質に関する情報交換 ① ごみの野外焼却の防止 ② 農業系廃プラスチックの野外焼却の防止 ① 空間放射線量の監視
	5-1 市民の環境保全活動の促進	(1) 市民の環境保全活動の促進 (2) 地域の環境保全活動の活性化 (3) 環境教育の推進	① 日常生活における環境配慮の促進 ② 市民参加による美化活動の促進 ③ ごみのポイ捨ての防止 ④ 飼い犬や飼い猫などの飼養動物の適正管理の推進◎ ⑤ 環境情報の提供 ⑥ 市民の環境保全活動の紹介 ① ボランティア組織の育成及び活動への支援 ② 環境イベントの開催 ③ 市民参加型の環境事業の検討 ① 環境教育の推進 ② 出前講座の開設 ③ 人材の育成 ④ 環境学習教材の整備
	5-2 事業者の環境保全活動の推進	(1) 環境と経済の好循環の促進 (2) 事業者等の地域活動への参加の促進	① 公害防止協定の締結 ② グリーン・イノベーションの推進 ① 環境保全活動への参加要請
	5-3 市の率先的な活動の実施	(1) 事務事業に伴う環境への負荷の低減 (2) 公害苦情の適正な処理の推進 (3) その他の公害等の発生の防止	① 環境保全率先実行計画の推進 ① 公害苦情等の適正処理 ① 土壌汚染対策 ② カラスの対策の実施 ③ 不法投棄の防止 ④ 空き地・空家の適正管理の推進 ⑤ その他の公害等の発生の防止
基本目標5  SDGs目標 みんなが環境をまもり、創造するまち			

2. 施策の方向性

基本目標 1 気候変動防止に貢献し、備えるまち

関連する主な SDGs の目標

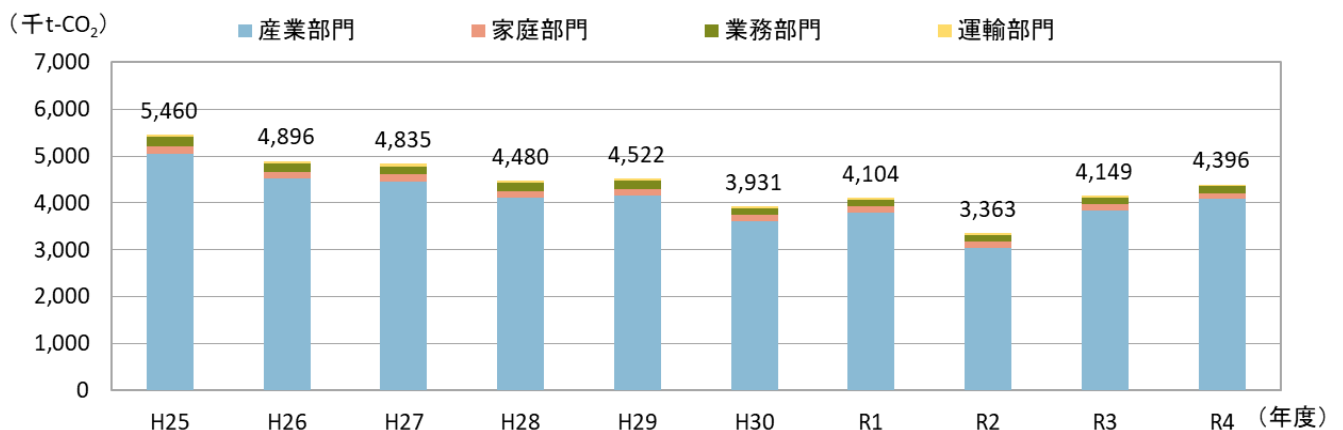


施策の方向性 1-1 温室効果ガス排出量の削減

■ 現状

- 市域における温室効果ガス排出量は、2022(令和 4)年度は約 4,396 千 t であり、2013(平成 25)年度と比較すると約 19.5%減少していますが、2020(令和 2)年度から増加傾向にあります。産業部門の製造業が占める割合が最も多いことが特徴で、全体の約 9 割を占めています。また、コロナ禍であった 2020(令和 2)年度は一時的に減少しています。

図 4.1 神栖市域からの温室効果ガス排出量の推計結果(部門別)



- 本市で導入されている再生可能エネルギーは太陽光発電、風力発電及びバイオマス発電です。2023(令和 5)年末時点の再エネ導入容量は、市町村別でみると全国で 4 番目に多くなっています。
- 太陽光発電設備の導入容量は 2015(平成 27)年末の 104 千 kW から 2023(令和 5)年末には 207 千 kW と約 2 倍になっています。
- バイオマス発電設備(バイオマス比率考慮なし)の導入容量は 2023(令和 5)年末時点で 301 千 kW となっており、本市では太陽光発電に次ぐ導入規模です。2023(令和 5)年末時点のバイオマス発電導入容量は、市町村別でみると全国で 14 番目に多くなっています。
- 風力発電設備の導入容量は 2023(令和 5)年末時点で 75 千 kW となっています。2023(令和 5)年末時点の陸上風力発電導入容量は、市町村別では全国 17 番目に多い導入容量となっています。その他、鹿島港の港湾区域では、洋上風力発電が計画されています。

図 4.2 神栖市の再生可能エネルギー設備導入件数

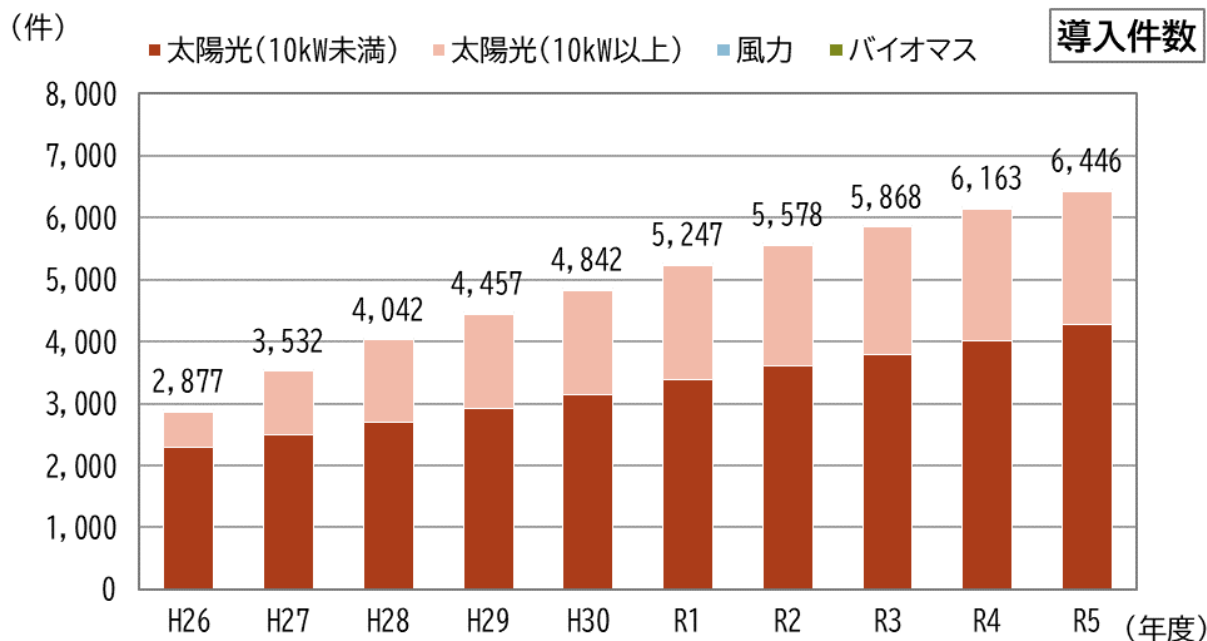
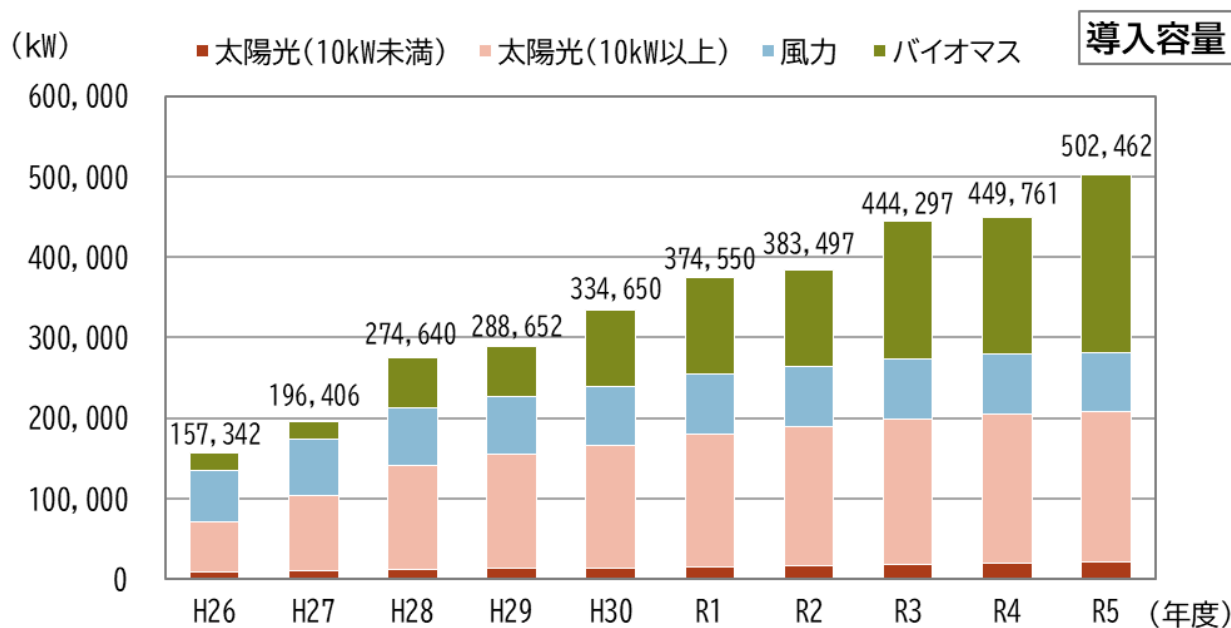


図 4.3 神栖市の再生可能エネルギー設備導入容量



- 「茨城港・鹿島港港湾脱炭素化推進計画」が2023(令和5)年3月に茨城県により策定されました。鹿島港では、その利用者や周辺地域を対象として、省エネ化や再生可能エネルギー設備の導入、水素・アンモニア等の安定的な供給体制の整備の検討などが進められています。
- 市内には旅客用の鉄道駅がなく、自動車が市民・事業者にとって重要な移動・輸送手段となっています。

図 4.4 神栖市の再生可能エネルギー導入状況



出典)資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」、国土地理院「空中写真」より作成

課題

- 市域における温室効果ガス排出量は 2013(平成 25)年度以降は減少傾向にありますが、近年は増加に転じている傾向が見られます。引き続き温室効果ガス排出量の削減を目指して、更なる省エネ化や再生可能エネルギーの導入等の取組を促進していくことが重要です。
- これまで本市内では再生可能エネルギー設備の導入が進んできましたが、国の固定価格買取制度(FIT 制度)の期間終了を迎えるものが今後見込まれます。これら卒 FIT 電源の活用方法も検討し、有効活用を促進することを図る必要があります。
- 太陽光発電や風力発電だけでなく、水素エネルギーやアンモニアの利用といった新エネルギー社会の実現可能性を検討する必要があります。
- 市内の交通手段として自動車利用が大部分を占めるため、ゼロカーボンに向けたまちづくりの実現に向けて次世代自動車導入の推進や充電インフラ整備の推進等の取組が必要です。
- 太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギー電力は天候に発電量が左右されることから、市内でより有効活用できるように公共施設等では蓄電池を導入して需給バランスを図ることが望ましく、災害時の非常用電源としての活用も可能であることから、蓄電池導入は重要な取組です。また、電気自動車も非常用電源として活用できるものであるため、公用車を中心に電気自動車への転換や有効活用が必要です。

施策の展開方針(1) 省エネルギーの促進

温室効果ガスの排出量を削減するために、省エネ行動の実践や計画的な省エネルギー機器導入、省エネルギー型ライフ・ワークスタイルへの転換のための対策を促します。さらに、エネルギー効率の良い建築物等、施設・設備の環境性能の向上に資する取組を支援します。

市施策

①省エネルギー活動の普及促進

- 家庭での省エネ活動を推進します。
- グリーンコンシューマー行動の普及啓発を行います。
- 省エネルギー型のライフスタイルの実践に関する情報提供を行います。
- 事業所での省エネルギー診断を推進します。
- 環境マネジメントシステムの啓発を促進します。

②省エネルギー設備の普及促進 拡充

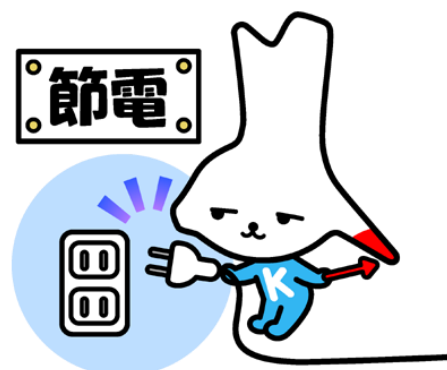
- ZEH・ZEB 等高度な省エネ住宅・事業所に関する情報や補助金に関する情報を提供します。
- 省エネルギー機器に関する情報を提供します。
- 建築物省エネ法の改正内容を周知します。
- ZEH・ZEB に併せた HEMS・BEMS 等の普及を促進します。
- 公共施設への省エネルギー設備導入又は改修により、ZEB 化を推進します。
- 住宅のエコ・省エネ機器の設置に対する補助金を交付します。

③エコドライブの普及促進

- エコドライブの啓発活動を行います。
- 企業と連携して環境に配慮した自動車利用を推進します。
- 共同配送、物流共同化、モーダルシフト等による物流効率の向上を促進します。

④次世代自動車の導入促進 拡充

- 次世代自動車の購入及び関連設備の設置に対し支援します。
- 公用車について次世代自動車の導入と災害時の活用を推進します。
- 市民が集まるイベント等での次世代自動車の展示や体験乗車を実施します。
- 事業者と連携した次世代自動車におけるカーシェアの導入を検討します。
- EV 充電設備の検討及び導入を推進します。



取組

市民	事業者
● エアコンの使用時の室温は、夏 28℃、冬 20℃等日常的な省エネ行動を行う。 ● 住宅のエコ・省エネ機器を導入する。 ● 採光、通風、断熱等に配慮した住宅を建築、選択する。 ● 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。 ● 買替え時等購入が必要な際は、次世代自動車を導入する。	● クールビズやウォームビズ等日常業務における省エネ行動を実施する。 ● 設備更新の際に、省エネルギータイプの空調機、給湯設備、ボイラー等を導入する。 ● 建築物を建築・改築の際に省エネ化する。 ● 個人配送から共同配送又は運送会社の活用等に切り替え、輸送の効率化を図る。 ● 買替え時等購入が必要な際は、次世代自動車を導入する。

施策の展開方針(2) 再生可能エネルギー導入の促進

家庭や事業所における太陽光発電や太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、積極的に公共施設への導入を図ります。

市施策

①再生可能エネルギーの普及促進 拡充

- 再生可能エネルギーに関する情報を提供します。
- 災害時利用を見すえた再生可能エネルギーの調査・検討を行います。
- 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- 民間企業と協働した再生可能エネルギー導入の検討を行います。
- 卒 FIT 電源の活用方法の検討を行います。
- 地域活性化資金による防災用ポータブル蓄電池の取得と定置型蓄電池の設置を実施します。

②家庭・事業者への再生可能エネルギー導入の促進 拡充

- 家庭・事業者に対して再生可能エネルギーの普及啓発を行います。
- 家庭に対して再生可能エネルギー導入助成を PR します。
- e.CYCLE 事業の取組を支援します。

取組

市民	事業者
● 家庭の状況に応じて太陽光発電設備や太陽熱温水器等を設置する。	● 事業の形態や事業所の状況に応じて、太陽光発電、太陽熱利用等、再生可能エネルギーの導入を図る。

施策の展開方針(3) 新たなエネルギー導入の促進

国及び県等の水素・アンモニアに係る方針や施策を踏まえ、新たなエネルギー源である水素・アンモニアの導入促進や新たな産業の創出のための支援策等を講じます。さらに、市民生活をより豊かで快適なものとするために、情報提供等によって家庭・事業者への水素エネルギーの浸透を目指します。

市施策

①家庭・事業所への水素エネルギーの浸透

- 水素ステーションの導入に向けた運営・事業性等の検証を行います。
- 市内事業所への純水素型燃料電池導入に向けた実証実験等の検討を行います。
- 燃料電池自動車(FCV)の導入を促進します。
- 家庭への家庭用燃料電池(エネファーム)の導入拡大を図ります。

②安定的な水素・アンモニア供給体制の検討 拡充

- 鹿島臨海工業地帯からの安定的な水素製造に向けた実証事業等の誘致を検討します。
- 再生可能エネルギーと水素を組み合わせた実証事業等の誘致を検討します。
- 水素・アンモニアの貯蔵・輸送・利活用の将来的な実装に向け、いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進協議会との連携を図ります。

③水素・アンモニアに関する新たなビジネス創出及び研究開発等の支援 拡充

- 水素・アンモニア関連事業の誘致・支援に向けた各種支援制度の検討を行います。
- 水素・アンモニア関連研究フィールドとしての誘致に向けた検討を行います。

取組

市民	事業者
● 家庭における水素関連製品(家庭用燃料電池、燃料電池自動車等)の利活用を図る。 ● 水素・アンモニアに対する理解を深めるため情報収集する。	● 事業所における水素関連製品(業務用燃料電池、燃料電池自動車等)の利活用を図る。 ● 水素・アンモニア関連の知見・ノウハウの情報収集を行う。 ● 水素・アンモニアの関連技術や製品開発に努める。 ● 水素・アンモニアに対する理解を深めるため情報収集する。 ● 水素関連の人材育成を図る。



施策の展開方針(4) ゼロカーボンに向けたまちづくりの推進

ゼロカーボンに向けたまちづくりの実現に向けて、環境負荷が少なく持続可能性が高いシステムへの期待が一層高まっています。

市施策

①人と環境にやさしい総合的な交通ネットワークの構築 拡充

- バス輸送の充実を図ります。
- デマンドタクシーの利便性向上を図ります。
- 市内公共交通機関の連携を図ります。
- 神栖市地域公共交通活性化協議会の活動を支援し、公共交通の利用促進を図ります。
- e.CYCLE 事業で得られた地域活性化資金の活用によりローカル SDGs に資する事業展開を図ります。

②都市のエネルギーシステムの効率化の推進

- 国内のエネルギー面的利用の事例の情報提供を行います。

取組

市民	事業者
● デマンドタクシーやバス等の公共交通や、自転車を活用する。 ● レンタカーやカーシェアを活用する。	● バス等の公共交通や、自転車を活用する。

環境指標

指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】
温室効果ガス排出量	神栖市内で排出される二酸化炭素等の温室効果ガス排出量	4,149 千 t-CO ₂ 【2021 年度】	3,126 千 t-CO ₂ 【2030 年度】 (2013 年度比 46%削減)

備考)目標値は「神栖市再生可能エネルギー導入計画」に基づきます。

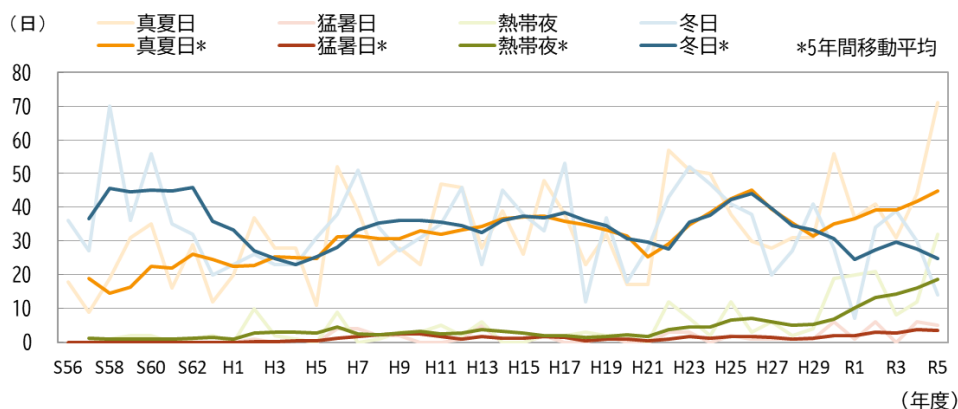


施策の方向性 1-2 気候変動への適応

■ 現状

- 本市の気象は、黒潮の影響を受けた海洋性気候に属し、四季を通じて雨量が少なく、比較的温暖であり、寒暖の差も比較的小さいものとなっています。

図 4.5 真夏日・猛暑日・熱帯夜・冬日の推移(神栖市)



備考)1. 観測地点:鹿嶋 緯度:北緯 35 度 57.8 分/経度:東経 140 度 37.3 分

出典)気象庁「気象統計情報」より作成

- 年平均気温は、昭和後期の約 14℃から近年は約 16℃となり、長期的な推移としてはやや上昇傾向にあると考えられます。
- 真夏日・熱帯夜の日数は、年による変動があるものの、2017(平成 29)年度以降は概ね増加傾向にあります。

■ 課題

- 近年、気温が顕著に上昇しており、猛暑日や熱帯夜の増加、局地的大雨の増加、熱中症や感染症のリスクの増大等、その影響が顕在化しつつあります。そのため、地球温暖化対策に加え、気候変動によって生じる様々な自然環境や事業環境、私たちの生活への被害等を把握・理解して、それらを軽減する対策(適応策)にも取り組むことが必要とされています。

施策の展開方針(1) 気候変動への対策

気温の上昇や極端な気象の増加等気候変動の影響についての情報を収集するとともに、市民・事業者等にも対策の必要性をわかりやすく啓発します。また、農業分野において、気候変動に関する技術開発等の情報発信や農業設備の高効率化、営農型太陽光発電の普及等を推進します。

市施策

①気候変動に関する情報の収集・提供

- 気候変動による影響について、地球温暖化対策に関する各種イベント等を通して、普及啓発や情報発信を行います。

② 防災・減災対策の推進 拡充

- 気象災害のリスクの把握と住民への情報を発信します。
- 護岸や堤防等の嵩上げ、砂浜の維持・回復等、津波や高潮・波浪による災害、海岸侵食から背後地の安全を確保するため対策を推進します。

③ 農業分野における適応策の推進 新規

- 気候変動に対する適応技術の開発や普及状況の情報を発信します。
- 営農型太陽光発電の普及を推進します。
- ヒートポンプ冷房等の導入による高温対策を推進します。
- 災害に強い耐候性ハウスの導入やパイプハウスの補強等を推進します。

④ 熱中症対策の推進

- 熱中症予防に関する情報をリーフレットや市ホームページ等各種媒体により広く周知し、熱中症にかかりやすい高齢者をはじめとした市民への普及啓発を行います。
- 熱中症が起こりやすいと思われる日には防災無線で市民に注意喚起を行います。

⑤ 感染症対策等の推進

- デング熱等蚊媒介感染症の予防啓発や発生動向の把握に努めます。

取組

市民	事業者
● 地球温暖化や極端な気候の増加が生活に与える影響を理解・共有し、一人一人ができる対応策を考える。 ● 市で作成しているハザードマップを参考に、災害時の避難等についてあらかじめ考えておく。 ● 豪雨に備え、排水溝等を日ごろから清掃しておく。 ● 適切に冷房を利用し、熱中症を予防する。 ● 熱中症にかかりやすい高齢者や幼児等への心配りを行う。	● 地球温暖化や極端な気候の増加が事業に与える影響を理解・共有し、事業者としての対応策を考える。 ● 市で作成しているハザードマップを参考に、災害時の避難等についてあらかじめ考えておく。 ● 営農型太陽光発電の導入を検討する。 ● ヒートポンプ冷房等の高効率機器の導入を検討する。

環境指標

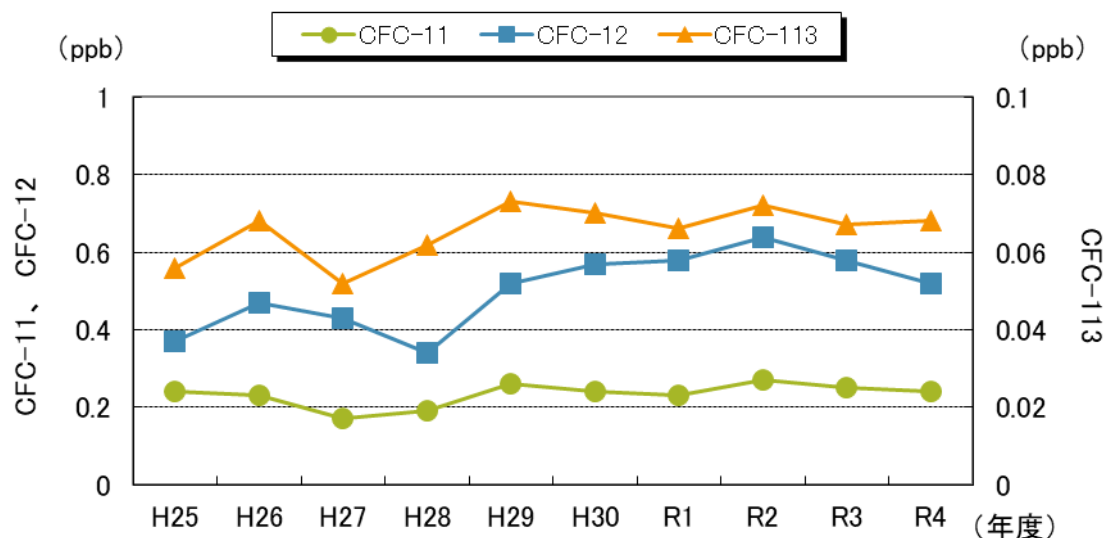
指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
神栖市ホームページの「エコ・省エネ支援」サイトへの年間アクセス件数	神栖市の省エネ・再エネに関する補助金情報に、気候変動への適応に関する情報を加えて掲載したサイトへのアクセス件数	14,165 件 【2023 年度】	16,000 件 【2028 年度】

施策の方向性 1-3 フロンの確実な回収の促進

■ 現状

- オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制のため、2001(平成 13)年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が制定され、2006(平成 18)年の法改正を経て、業務用冷凍空調機器等からのフロン類の回収が実施されてきました。
- しかし、特定フロンから代替フロンへの転換が進むなかで、地球温暖化係数の高い代替フロンである HFC(ハイドロフルオロカーボン)の使用が急増しており、その規制が必要となっていること等を受け、フロン類の「使用の合理化」及び特定製品に使用されるフロン類の「管理の適正化」を進めるため、2015(平成 27)年 4 月に、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」が施行されました。
- さらに、2020(令和 2)年 4 月の法改正(改正フロン排出抑制法)では第一種特定製品の管理者や整備者、廃棄等実施者が機器廃棄時にフロン類の回収を行わなかった場合の罰則が設けられました。
- 大気環境中のフロン環境濃度は、近年ほぼ横ばいに推移しています。

図 4.6 大気環境中のフロン環境濃度の推移(茨城県)



出典：茨城県環境白書を基に作成

- 本市では、家電リサイクル法はおおむね理解されており、購入店以外の店舗にも協力いただき、適正な回収を行っています。

■ 課題

- オゾン層破壊物質であるフロンが大気中に排出されないように家電リサイクル法等に基づいて、フロンを確実に回収する必要があります。

施策の展開方針(1) フロン回収の啓発の推進

オゾン層破壊や地球温暖化の原因となっているフロン類の排出抑制を一層強化するため、フロン回収の啓発を実施します。

市施策

①法に基づくフロン回収の啓発

- 家電リサイクル法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)に基づくフロンの回収を促進するための啓発を実施します。

取組

市民	事業者
● 家庭におけるエアコンや冷蔵庫等に含まれるフロン類の回収に協力する。	● 事業所におけるエアコンや冷蔵庫等に含まれるフロン類の回収に協力する。

環境指標

指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】
大気環境中のフロン環境濃度	茨城県内(測定地点:水戸市)で排出されるフロン類(CFC-11、CFC-12、CFC-113)の大気中濃度	CFC-11:0.24 ppb CFC-12:0.52 ppb CFC-113:0.068 ppb 【2022 年度】	減少方向 【2028 年度】

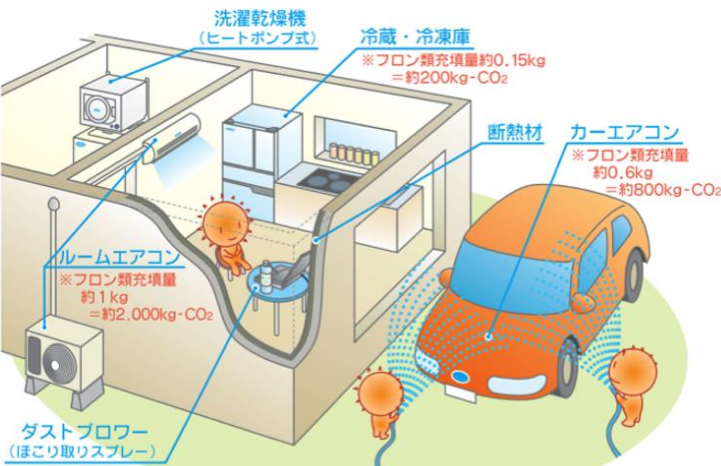
コラム フロン排出抑制法

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(略称「フロン排出抑制法」)は、フロン類の製造から廃棄までの全体にわたる包括的な対策が取られるように制定された法律です。

2019(令和元)年の法改正(令和元年法律第二十五号)では、機器廃棄時にフロン回収を行わない廃棄・引取等の実施者に対する直接罰の導入や抜本的な対策を講じる改正となりました。

出典:環境省「フロン排出抑制法ポータルサイト」

身近なところにあるオゾン層破壊物質と代替フロン等



※充填されたフロン類が大気に放出された場合の地球温暖化への影響を同等の影響を及ぼすCO₂の量に換算した値です。
※※CO₂換算値を表示していない製品についても製品毎に様々な量のフロン類が使用されています。

施策の方向性 1－4 酸性雨に関する情報の収集

■ 現状

- 化石燃料等の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中に取り込まれて生じる酸性の降下物で、通常 pH(水素イオン濃度指数)5.6 以下の雨を酸性雨といいます。
- これまで酸性雨の原因物質となる二酸化硫黄や窒素酸化物の発生源に対して、原因物質の排出量削減を目指した対策や大気環境のモニタリングを実施してきました。計画策定の 2019(令和元)年度以降は pH5.6 を上回る(酸性雨とならない)状況が継続しています。

■ 課題

- 酸性雨の影響の早期把握等を目的として、降下ばいじん中の pH 数値を現状維持できるように酸性雨の発生状況について監視を継続する必要があります。

施策の展開方針(1) 酸性雨の発生状況の監視の継続

酸性雨は、森の木を枯らし、建物や橋等のコンクリートや金属等を痛めることから、地球規模での環境問題として重要な課題となっており、継続して観測します。

市施策

①酸性雨発生状況の監視

- 降下ばいじんの測定にあわせて pH の測定・監視を行います。

取組

市民	事業者
● 酸性雨による生活への影響について興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。	● 事業所内で、市などが発信する酸性雨情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。

■ 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
降下ばいじん中の pH ^{※1}	神栖市内の 5 測定局における降下ばいじん中の水素イオン濃度 (pH) の平均値	pH 5.9 【2023 年度】	現状維持 ^{※2} 【2028 年度】

備考)※1:酸性雨の調査結果の値は、降下ばいじん量測定の際に収集した雨水を pH 計で測定した値を用いています。

※2:一般に pH5.6 以下を酸性雨と呼んでいるため、これらを下回らないよう目指します。

基本目標 2 資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち

関連する主な SDGs の目標

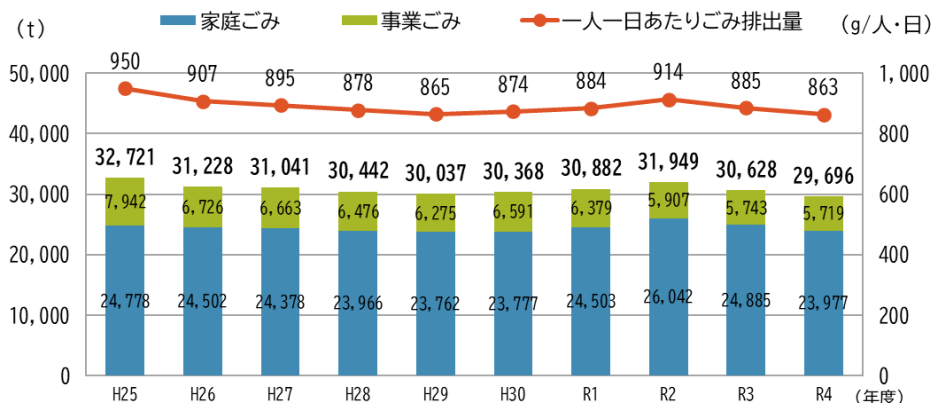


施策の方向性 2-1 資源が循環する社会の構築

現状

- 本市のごみ排出量は、これまでのごみの減量に関する取組の推進によって減少傾向でしたが、コロナ禍であった 2020(令和 2)年度は一時的に増加に転じました。
- 2022(令和 4)年度のごみ排出量は 29,696t/年、一人当たりのごみ排出量は 863g/人・日となっています。

図 4.7 ごみ排出量の推移(神栖市)



備考) 平成 26 年度以降のごみの総排出量の数値は、市で支援している「資源物集団回収制度」において搬送されたごみの量を含んだ数値。

出典) 神栖市環境課資料より作成

- 家庭ごみ排出量は全体の約 8 割程度を占めており、その内訳は主に可燃ごみとなっています。
- 家庭ごみ排出量は近年概ね横ばいの状態がつついているものの、事業ごみ排出量は順調に減少しています。
- 2024(令和 6)年度より、可燃ごみ処理施設である「鹿島共同可燃ごみクリーンセンター」が稼働しました。これまで稼働していた広域波崎 RDF センターは廃止となり、可燃ごみ中継施設が新たに設置予定となっています。

課題

- 可燃ごみ処理施設が新しくなったため、家庭や事業者の新しい分別方法の徹底や、排出抑制への意識向上に繋がるような取組を進めていくことが重要です。
- コロナ禍であった 2020(令和 2)年度は家庭での在宅時間が増加したことにより、ごみ排出量も一時的に増加したことが考えられます。新しいライフスタイルへ転換していることを踏まえ、分別の徹底や排出抑制の普及活動に取り組むことが必要です。

施策の展開方針(1) 市民・事業者・行政が協働した 5R の促進

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に、リフューズ(発生抑制)・リペア(修理・修繕)の 2 つを加えた 5R を推進し、市民・事業者と一体となって循環型社会の実現に向けて対策を講じます。

市施策

①ごみの発生抑制、分別の徹底や再資源化に対する意識の啓発

- 分別の徹底を推進します。
- 学校やイベント等での環境教育の充実を図ります。
- リサイクルプラザの利用促進を行います。

②ごみの発生抑制(リフューズ:Refuse)の促進

- レジ袋削減を呼びかけます。
- 簡易包装の促進を行います。
- 計画的な商品購入を推進します。

③ごみの排出抑制(リデュース:Reduce)の促進

- 事業系ごみの対応を行います。
- ちゅう芥類(生ごみ)の水切りや堆肥化を推進します。
- せん定枝葉の資源化を行います。
- 無駄のない食生活への転換を呼びかけます。
- 廃食用油の回収を行います。
- ごみの有料化の検討を行います。

④修理・修繕(リペア:Repair)、再使用(リユース:Reuse)の普及

- 物を大切に使うライフスタイルへの転換を呼びかけます。
- 不用品の有効利用を呼びかけます。
- フリーマーケットや詰め替え商品の活用を呼びかけます。

⑤ごみの再生利用(リサイクル:Recycle)の推進

- 資源物の分別及び集団回収を推進します。
- 再生品や適正処理しやすい商品を推進します。



取組

市民	事業者
● 家のごみ箱をごみ用と資源用に分け、不要になった紙類を、資源になるか再確認してからごみ箱に入れる。 ● マイバッグを持参し、レジ袋を断る。 ● 簡易包装の商品を選択する。 ● 食べきれぬ量だけ作り、食べ残しをせず、食品ロスの削減に努める。 ● 生ごみは水分をしっかりと切ってから出す。 ● フリーマーケットやリサイクル店等を活用し、できる限り再利用する。 ● 地域の集団回収に参加する。	● 製品の設計から生産、使用、廃棄及び再利用までのライフサイクル全体を通じて環境に配慮した製品の製造、販売に努める。 ● 両面印刷や縮小印刷、裏紙利用等により紙の使用量を削減する。 ● 小売店等では、梱包材、容器包装等の減量化に努める。 ● 飲食店等では、ハーフサイズや小盛りメニューを導入し、食品ロスの削減に努める。 ● 製品、容器等の再利用の方法について情報提供し、再利用を促進する。

施策の展開方針(2) 環境に配慮した適正処理・処分の推進

「一般廃棄物処理基本計画」に基づいた指導や啓発により、日常のごみ出しルールの徹底や廃棄物の適正処理向上等に取り組めます。

市施策

①適正な中間処理の実施

- ごみ処理施設の適正管理を行います。
- リサイクルプラザの延命化を行います。

②野外焼却禁止の励行

- 野外焼却禁止に関してホームページや広報紙等を活用した周知を行い、神栖警察署と連携しながら現地での指導に当たります。

③継続的な収集運搬、処理処分体制の構築

- ごみや資源の分別方法や回収方法を周知するとともに、ごみ処理施設及び収集委託業者等と連携を図ります。
- し尿・浄化槽清掃業に係る収集運搬車両の適正確保を行います。

取組

市民	事業者
● ペットボトルを洗う等、適切な廃棄物のリサイクル・処分に配慮する。 ● 市の方針を理解し、適正な処理ルート of 把握に努める。 ● 自宅でごみを焼却しない。	● 廃棄物を処理する場合は、自らの責任において適正に処理をする。 ● 市の方針を理解し、適正な処理ルート of 把握に努める。 ● 事業所でごみを焼却しない。

施策の展開方針(3) 神栖地域と波崎地域の清掃行政の円滑化

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、神栖地域と波崎地域の両地域の特性に合った排出方法や収集方法について検討し、両地域の清掃行政の円滑化を図ります。

市施策

①分別区分の構築

- 分別方法の周知に努め、鹿島共同可燃ごみクリーンセンター運用開始後は、より良い分別区分の見直し等の検討を行います。

②資源物排出方法の構築

- 地域特性に合わせた資源物排出方法の検討を行います。

③収集・運搬体制の構築

- 地域特性に合わせた排出方法・収集方法の検討を行います。

取組

市民	事業者
● 市の方針を理解し、適正な分別区分の把握に努める。	● 市の方針を理解し、適正な分別区分の把握に努める。

環境指標

指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】
一人一日当たりごみ排出量	神栖市内で排出される一人一日当たりのごみ排出量	948 g/人・日【2023 年度】	946 g/人・日【2030 年度】

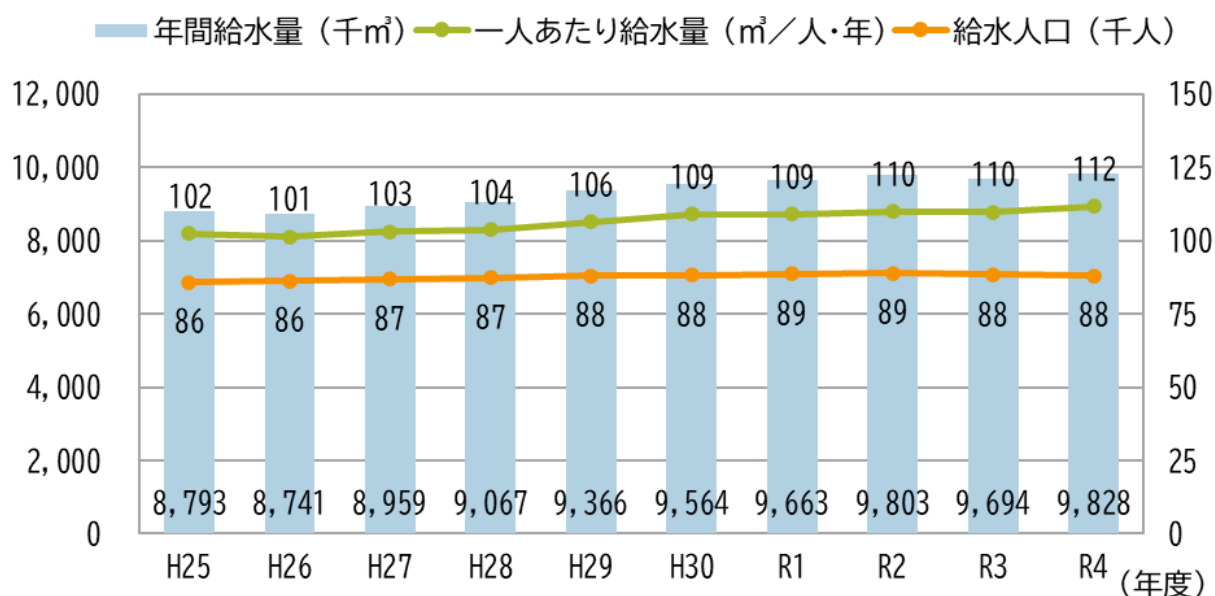
備考)目標値は「神栖市一般廃棄物処理基本計画」に基づきます。

施策の方向性 2-2 水の健全な循環の確保

現状

- 上水道の年間給水量は、2015(平成 27)年度以降やや増加しています。2022(令和 4)年度では 9,828 千 m^3 と直近 10 年間の中で最も高い数値となっており、経年的にみると年々増加しています。地下水利用から上水道への切替を促した結果と考えられます。
- 一人当たりの給水量は、2014(平成 26)年度以降増加しています。2022(令和 4)年度では 112 m^3 /人・年と直近 10 年間の中で最も高い数値となっており、微増傾向となっています。
- 給水人口は、近年ほぼ横ばいで推移しています。

図 4.8 年間給水量及び一人あたり給水量の推移(神栖市)



備考) 数値を四捨五入している関係で、必ずしも合計値が一致しない場合がある。

出典) 神栖市環境課資料

課題

- 安全で良質な水の供給を目指して、引き続き上水道の普及を図る必要があります。
- 市内には良質な地下水を使用している家庭等も数多くあります。地下水への過度の依存は、有限の資源である水の枯渇や地盤沈下につながるため、地下水利用を減らして給水量を増やすことを目指し、水の効率的な利用を促進する必要があります。



施策の展開方針(1) 水道普及率の向上

より安全で快適な水の供給や災害時の安定供給を目指し、井戸等の地下水を使用している水道未加入世帯に対して上水道への切替えを促し、水道普及率の向上に取り組めます。

市施策

①上水道への切替えの促進

- 井戸水から上水道への切替えを PR します。

取組

市民	事業者
● 上水道へ切替える。	● 上水道へ切替える。

施策の展開方針(2) 水の有効利用の促進

水は貴重な資源であるため、節水の啓発を行います。また、水の効率的な利用や適正な地下水利用等を進め、健全な水の循環の維持や回復につなげていきます。

市施策

①地下水の適正な利用

- 神栖市公害防止条例に基づく届出制度を適正に維持します。

②節水の啓発

- 水資源の保全を図るため、節水の啓発を行います。

取組

市民	事業者
● 水の使い方の工夫や節水機器の導入により、使用量を減らす。	● 水の使い方の工夫や節水機器の導入により、使用量を減らす。

施策の展開方針(3) 計画的な土地利用の推進

農地の整備や都市開発等による土地利用の変化は、水循環に影響を与えるため、国土利用計画等に基づいた適正かつ合理的な土地利用を図り、健全な水循環の保全を目指します。

市施策

①国土利用計画等に基づく土地利用の推進

- 国土利用計画法や都市計画法、農林振興地域の整備に関する法律に基づく総合的な土地利用の調整を行います。
- 都市再生特別措置法に基づく総合的な土地利用の調整を行います。

取組

市民	事業者
● 都市計画法等を遵守し、適正な土地利用を図る。	● 市が示す土地利用方針に従って、秩序あるまちづくりに協力する。 ● 都市計画法等を遵守し、適正な土地利用を図る。

環境指標

指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】
給水人口	神栖市の給水人口	87,733 人 【2023 年度】	89,930 人 【2027 年度】

備考)目標値は「神栖市水道ビジョン後期計画」に基づきます。



神栖市の水道水



神栖市内の水道は、茨城県企業局が北浦・鰐川で取水・浄水した水を受水して、市内へ配水を行っています。神栖地域には知手配水場と鰐川配水場、波崎地域には土合配水場と別所配水場があります。水道普及率は年々向上しており、2021(令和 3)年度末の水道普及率は93.2%となります。

出典:神栖市「神栖市水道ビジョン 2018-2027 後期計画(令和 5 年度改訂)」

施策の方向性 2-3 環境に配慮した農業振興

■ 現状

- 気候変動や生物多様性の低下等により食料システムを取り巻く変化や、農林漁業・食品産業の持続的発展等のため、2022(令和)4年に「(通称)みどりの食料システム法」が施行され、化学肥料・農薬の使用低減等に取り組む農業者の認定制度が開始されました。
- 農地は、田園景観を形成したり、農業用水路や水田が動物や植物の生息空間となったりする等、環境保全機能の高い地域です。一方で、作物の栽培に当たって、化学肥料や化学合成農薬を使用することによる環境への影響やビニールハウス等のプラスチック系シートの野焼き、稲わら等の野焼きも含め、大気への影響が問題となることがあります。

■ 課題

- 近年、農業従事者の高齢化や担い手不足により、農地としての管理ができない耕作放棄地や遊休農地が増加しています。
- 化学肥料の施肥や農薬の使用等農業による環境への負荷を削減する必要があります。また、稲わら等資源として利用できるものの資源化を推進する等、環境保全型の農業を促進する必要があります。

施策の展開方針(1) 環境保全型農業の促進

自然環境に配慮した地域農業の展開を図るため、いばらきみどり認定の取得促進の推進に努めます。

市施策

①いばらきみどり認定の促進 新規

- いばらきみどり認定に関する情報提供を行います。
- 省エネルギー型農業機械、農業設備に関する情報提供を行います。

②環境に優しい農作物(農薬低減)の栽培促進

- 環境に優しい農作物(農薬低減)の栽培を促進します。
- 特別栽培農産物の認証取得を推奨します。

③畜産排泄物の適正処理の促進

- 畜産排泄物の適正処理を促進します。

④ソーラーシェアリングの普及 拡充

- 国内のソーラーシェアリングの事例の情報提供を行います。
- 営農型太陽光発電のモデル実証を行います。
- 営農型太陽光発電のモデル実証成果に基づく有用情報の提供を行います。



施策の展開方針(2) 資源の有効利用の促進

農業系資源を有効利用し、循環型社会の形成に寄与していきます。また、遊休農地や耕作放棄地の解消に努め、農地の適切な維持・管理を促進します。

市施策

①農業系資源有効利用の促進

- 農業用廃プラスチックのリサイクルの促進をします。
- ピーマン残渣の適切な処分を促進します。
- 神栖市農業用廃プラスチック収集対策協議会の活動を支援します。

②遊休農地の有効活用の促進

- 農地利用意向調査による遊休農地所有者の意向を把握します。
- 所有者の意向により農地中間管理機構等適切な制度を紹介・推進します。
- 農地利用最適化推進員による農地の活用を促進します。

取組

市民	事業者
—	● 農業用廃プラスチックのリサイクル等を行い農業廃棄物の減量に努める。 ● 耕作放棄地の発生防止に努め、農地の再利用や有効利用に取り組む。 ● 遊休農地を地域活性化等の場として活用する。

環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
いばらきみどり認定制度の登録者数	県認定制度「いばらきみどり認定」の登録数	160(人) 【2023 年度】	500(人) 【2028 年度】

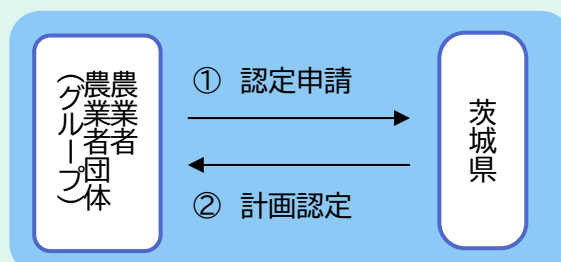


いばらきみどり認定

みどりの食料システム法及び同法に基づく茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画に基づき、環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、県知事の認定を受けることができます。

「環境負荷の低減」の取組例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長などによる温室効果ガスの排出量削減
- ・バイオ炭の農地施用
- ・農業用プラスチックの排出削減 など



出典：農林水産省「みどりの食料システム法」概要

基本目標 3 自然といきものをまもり、共生するまち

関連する主な SDGs の目標



施策の方向性 3-1 豊かな自然を有する地域の保全

■ 現状

- 急激な都市化の進展により、市内の自然は大きく変貌しましたが、市内には、息栖神社や日川浜、沖の州地区及び常陸利根川等、豊かな自然が残っており、波崎海岸や外浪逆浦等の良好な自然景観を形成しています。
- 本市では、ハクチョウ類やガン類の飛来はほとんど確認されていませんが、カモ類の生息は確認されています。カモ類は近年減少傾向にあります。
- また、近年では、アライグマ、コジユケイ等の外来種の生息も調査により確認されています。波崎海岸砂丘植物公園や、息栖神社では、希少な菌類群も発見されました。
- 第5回自然環境保全基礎調査(環境省)により、神栖市北側では”鹿島郡の常緑広葉樹林(暖温帯常緑広葉高木林)”、神栖市南側では”波崎町のウチワサボテンの群落(暖温帯常緑広葉低木林)”が特定植物群落として選定されました。
- 近年、市内では国の特別天然記念物に指定されているコウノトリの自然繁殖が確認されています。また、海岸の砂浜では絶滅危惧種のコアジサシ、利根川河口域のアシ原ではオオセツカの繁殖も確認されています。
- 本市の利根川周辺の地域は水郷筑波国定公園に指定されています。常陸利根川の大部分は第3種特別地域、息栖神社は第2種特別地域に指定されています。
- 利根川産のヤマトシジミはかつて全国の生産量の7割近くを占めていましたが、汽水域の減少や水草帯の減少、生活排水の増加による水質の悪化など様々な要因により、現在は、ほぼ漁獲されなくなりました。

■ 課題

- 沖の洲や息栖神社、神之池、利根川、波崎海岸等、本市に残された豊かな自然を有する地域を保全し、次の世代に継承していくことが重要です。
- 絶滅危惧種であるコウノトリやコアジサシ、オオセツカ等の繁殖・生息環境の保全のために、営巣地や餌場となる環境の保全に努め、啓発活動等を通じて共生できる環境づくりを心がけて行動することが大切です。
- シジミは窒素やリンから作られる様々な有機懸濁物を体内に取り入れ、貯蔵します。そのシジミを回収することで、河川を浄化する働きがあります。利根川のヤマトシジミを増やしていくことで、生物の多様性の保全と河川環境の改善を図ることが重要です。

施策の展開方針(1) 豊かな自然地域の現況把握

市内の自然地域や動物、植物の生息状況に関する調査を実施し、その結果を公表するとともに、調査結果を活用して自然環境の保全を進めます。

市施策

①豊かな自然地域の現状調査の実施 **拡充**

- 豊かな自然を有する地域を将来にわたり良好な状態で維持するための課題等の抽出を行います。
- 自然地域の現状調査結果のデータベース化に向けた仕組みの検討を行います。
- 自然環境に関する現状調査結果の公表・周知を行います。

②自然環境調査の実施

- 市内の動物、植物の生息状況を把握するための調査を行います。
- 神栖市自然環境調査結果のデータベース化に向けた仕組みの検討を行います。

取組

市民	事業者
● 市内の自然環境について興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。 ● 自然観察会や生物調査、各種イベント等に積極的に参加する。	● 事業所内で、市内の自然環境に関する情報を共有し、従業員の環境保全に対する意識向上を図る。 ● 自然観察会や生物調査、各種イベント等に、地域の一員として積極的に参加する。

施策の展開方針(2) 生物多様性の保全と管理

人間の活動が生物多様性に影響を与えていること等をわかりやすく示すことで、生物多様性への理解を深め、生物多様性に配慮した行動を促進します。また、市内に残された貴重な自然環境である緑地や樹木、農地を保全する取組を進めていきます。

市施策

①生物多様性の保全の啓発

- 市の豊かな自然を紹介する講演会や学習会を開催します。
- 市の豊かな自然を紹介するパンフレット等を作成します。
- 生物多様性の重要性、日常生活とのつながり、特定外来種の注意喚起等市民の理解を深めます。

②豊かな自然地域の保全

- 豊かな自然を有する地域を保全するための制度等を維持します。
- 海岸からの潮害風に対し、砂丘を造成することで、松林の保護対策を図りつつ、植栽を実施します。
- ヤマトシジミの種苗生産を増やし稚貝の育成に工夫を加えながら、利根川のヤマトシジミの再生に努めます。
- ヤマトシジミの生息に適したワンドやヨシ原、干潟などの自然繁殖の環境を整えることで生物多様性の保全と河川環境の改善に努めます。

③豊かな自然地域の管理

- 豊かな自然地域の保全方法の検討に基づき、良好な状態を維持するための管理を行います。

④海岸環境の保全・整備

- 海岸防災林の松くい虫等による松枯れ被害防止及び保全整備に努めます。
- 海岸美化活動等を通じて漂着ごみ等を回収する等、海岸環境美化を推進します。

⑤外来生物の侵入防止と抑制

- 外来種に関する情報をホームページにおいて発信します。

⑥コウノトリに係る環境保全の促進と啓発 新規

- コウノトリの営巣・ヒナのふ化・巣立ち等が安全に行えるよう地元住民及び市民団体と協力して見守り活動を実施します。
- 個体識別を目的とした足環(あしわ)装着作業を実施します。
- コウノトリに関連した田植え等の体験学習の機会を検討します。
- ふ化したヒナの愛称募集等を実施し、市や市民にとって身近な存在となるよう啓発活動を実施します。

取組

市民	事業者
● 安易に生物を捕獲したり、持ち帰ったりしない。 ● 外来種のペットは適正に管理する。 ● コウノトリに関する理解を深め、環境保全に配慮した行動を図る。	● 自らの業務と生物多様性の関係性を理解し、製品の原材料の調達等事業活動において、生態系への影響が少ないものを選択する。 ● 緑化は、できるだけ外来種ではなく郷土種を用いて行う。



環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
海岸清掃参加者数	神栖市にて実施される海岸清掃の参加者数	1,214 人 【2023 年度】	2,700 人 【2028 年度】

図 4.9 コウノトリ

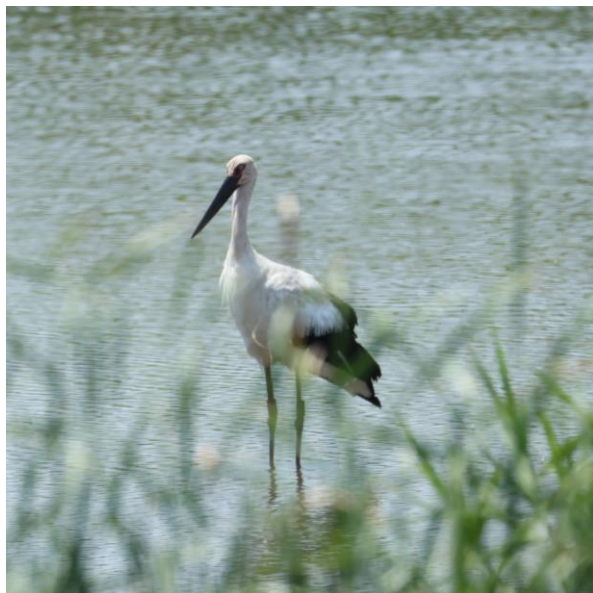


図 4.10 コアジサシ



図 4.11 オオセツカ



図 4.12 シロチドリ



施策の方向性 3-2 自然環境の回復

■ 現状

- 市内では、自ら育む豊かなまちづくりを目指した「白砂青松(はくさせいしょう)再生プロジェクト」が行われています。このプロジェクトは、先人たちが植え続けてきた松林をもう一度取り戻すため、ボランティアを募集し、松の苗木の植樹を実施しています。
- また、潤いのあるまちづくりの推進や都市景観の向上を目指した「花とふれあいのまちづくり推進事業」を実施し、市民ボランティアの皆様の協力による花植えを行っています。

図 4.13 白砂青松再生プロジェクトの様子



■ 課題

- 自然環境を将来にわたって良好な状態を維持するために、美化運動等市民の自主的な活動の支援を通じて、快適で美しい水辺環境の充実を図る必要があります。
- 市庁舎や公民館等の公共施設については、花や樹木による緑化等により、緑地空間の確保に努めることで、来訪者に潤いと安らぎを与える質の高い緑化を図る必要があります。
- 農地、屋敷林、河川・水路が調和した、特徴のある田園景観を守るため、農地の保全や河川・水路等の水辺環境の保全を図る必要があります。



施策の展開方針(1) 自然環境に配慮した都市整備の推進

美しい自然景観の保全を推進し、良好な河川環境の保全・創出に努めます。また、市庁舎や公民館等の公共施設については、花や樹木による緑化等により、緑地空間の確保を推進します。さらに、コウノトリやコアジサシ、オオセッカなどが生息できるように、良好な自然環境の保全に努めます。

市施策

①河川の環境美化と景観の保全

- 水辺の除草等を実施し、河川の環境美化と良好な景観の保全に努めます。

②公共施設等の緑化

- 公共施設等の緑化を推進します。

取組

市民	事業者
● 河川にごみを捨てたり、汚水を流したりしない。 ● 公共空間の緑化活動に参加する。 ● 公園管理の自主的取組等に参加する。	● 地域社会の一員として、公共空間の美化活動等に積極的に参加する。 ● 事業所周辺の公共空間の緑化活動、公園や緑の管理等に積極的に参加する。

施策の展開方針(2) 自然環境に配慮した農地整備の推進

緑地としての役割や貯水機能、水質浄化機能等、多面的な役割を持っている農地の保全に努めます。

市施策

①農地の保全

- 水源涵養機能等の高い環境保全機能を有する優良な農地の保全に努めます。

取組

市民	事業者
—	● 開発や土地利用は、できるだけ農地を避けて行う。 ● 所有する農地の適切な維持管理と持続的な経営を行う。 ● 土地改良区等における農地の施設環境整備・保全を図る。

環境指標

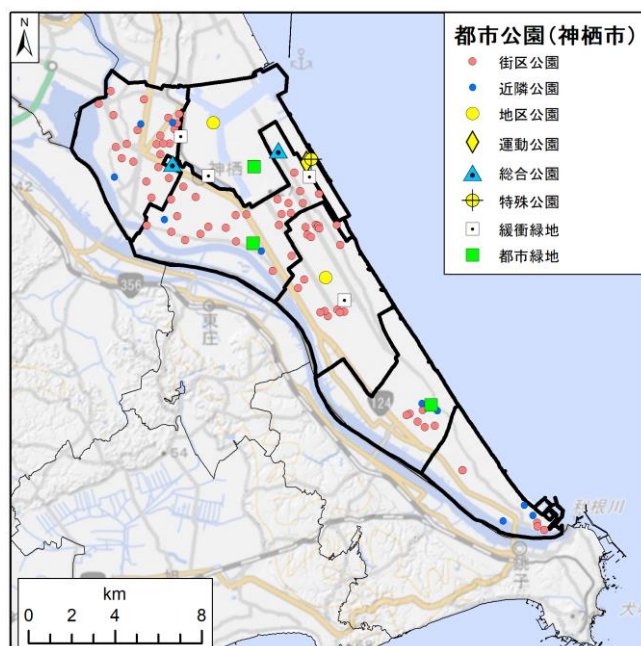
指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】
市内のコウノトリ営巣ペア数(繁殖期)	繁殖期における、市内にいるコウノトリの営巣ペア数	2 対 【2023 年度】	現状維持 【2028 年度】

施策の方向性 3-3 人と自然とのふれあいの促進

■ 現状

- 本市は、東に鹿島灘、西に利根川・常陸利根川、中央に神之池と大変豊かな水の恵みを受けています。これらは、工業用水、農業用水として利用されるほか、水辺は、海水浴場、魚釣り場、サイクリングロードとして、多くの人々に親しまれています。
- 本市の公園・緑地は、街区公園が 72 か所、近隣公園が 10 か所、地区公園が 2 か所、総合公園が 2 か所、運動公園が 1 か所、緩衝緑地が 4 か所等となっており、市民 1 人当たりの公園等面積は約 26.26m^2 となっています。これらの中では、緩衝緑地の面積がもっとも多く、公園・緑地等面積の約 4 割を占めています。
- 本市では、鹿島臨海工業地帯のような工業集積地においても、港公園の配置による景観の向上や住宅地との緩衝機能を持たせるための帯状の緑地の配置等、良好な景観形成に努めています。さらには、工場立地法及び公害防止協定に基づき工場内緑化を義務づけ、工場の景観性向上を図っており、住宅地等の区域においても、公園や緑地の配置等により、良好な景観形成に努めています。

図 4.14 神栖市内の公園・緑地等の分布状況



出典) 神栖市資料「都市公園等総括表(2023(令和 5)年 3 月 31 日)」、国土地理院「地理院タイル」より作成

■ 課題

- 豊かな自然を有する地域を保全する行動を促すため、環境学習の場や人と自然とのふれあいの場として健全な活用を図る必要があります。
- 潤いある市街地形成を推進するため、計画的に公園・緑地の整備を推進するとともに、管理の促進が必要です。
- 市民や市を訪れる人たちが安らぎを感じることもできるように、都市景観の形成を図る必要があります。

施策の展開方針(1) 人と自然とのふれあいの充実

市内の公園や河川、海岸等といった自然や生物とふれあえる施設で実施している自然体験や生物にふれあう場の提供を推進します。

市施策

①人と自然とのふれあい活動の場の活用

- 日川浜・波崎海水浴場や常陸利根川沿いのサイクリングロード、沖の洲、息栖神社等の利用を促進します。
- ガイドマップ、ホームページによる周知を図ります。

②人と自然とのふれあい活動の場の整備

- 自然を活かしたふれあい活動の場の整備を図ります。
- 県との協働により、市民や観光客が安全で快適に過ごせるレクリエーション空間の整備を図ります。

取組

市民	事業者
● 休日等に公園や川、海等に出かけ、自然の素晴らしさを体感するとともに、保全活動に参加する。	● 従業員研修や社会貢献活動の一環として、自然や生物とふれあう機会を提供する。 ● 社会貢献活動の一環として、自然や生物とふれあう場をつくり、顧客等に提供する。

施策の展開方針(2) 公園・緑地の整備と管理の推進

生物多様性の保全を考慮した緑化の推進や公園等の整備を進め、市内の自然環境を充実させていきます。また、既存の公園等においても、生物多様性の保全につながるような維持管理を推進します。

市施策

①公園・緑地の整備

- 都市計画マスタープランに基づいて公園を計画的に整備します。
- 地域の意向を反映した公園の整備を行います。
- 安全や修景に配慮した公園の整備を行います。
- 実のなる木や花の咲く木を植えることで、生物の生息環境に配慮します。

②公園・緑地の管理

- 地区(町内会)やシルバー人材センターを活用した公園管理を推進します。
- チップ化したせん定木の有効利用先の確保に努めます。
- 落葉は堆肥化により有効利用します。
- 公園の管理に当たっては、減農薬、減化学肥料等環境にやさしい管理手法をできる限り用います。
- 既存公園の機能を維持するため、植栽や遊具の点検結果に基づき、順次再整備を行います。
- 都市緑地の適切な管理を行います。

取組

市民	事業者
● 公園・緑地の維持管理活動に参加する。	● 事業所周辺の公共空間の緑化活動、公園や緑の管理等に積極的に参加する。

施策の展開方針(3) 良好な都市景観の形成

都市の魅力を高めていくため、都市施設の色彩や自然環境との調和等、都市づくりにおける景観的な視点に基づいて、良好な景観や街並みの形成、風致の維持に向けた取組を進めていきます。

市施策

①総合的な都市景観の形成 拡充

- 商業地や工業地、住宅地等面としての景観形成の充実と、まちの個性を生かした魅力あるまちなみの形成に努めます。

②道路景観の整備

- 親しまれるシンボルロードの整備を行います。
- 道路の緑化(街路樹)の維持管理を行います。

③快適な住環境の形成

- 地域特性を活かした住宅地を形成します。
- 田園共生区域においては、自然的な土地利用との均衡を保ちながら、良好な住環境の形成を図ります。
- 地区計画や建築協定、緑化協定等による住環境の維持と向上を図ります。

④家庭・事業所の緑化の推進

- 家の庭やベランダ等の緑化を啓発します。
- 事業所の緑化を啓発します。

⑤花いっぱい活動の充実

- 市民自らが作り上げる花いっぱい運動を促進します。

⑥景観資源の活用

- 景観資源や景観を楽しむ場の充実を図ります。
- 景観デザインの充実を図ります。
- 良好な景観ネットワークの構築を図ります。
- 風力発電施設群や港公園展望台等のシンボルとなる景観資源のアピールを実施します。

取組

市民	事業者
● 住宅を建築・改築する際は、法令遵守はもとより周辺景観との調和や近隣への日照阻害等の配慮に努める。 ● 自宅周辺の美化に取り組む。 ● 庭やベランダ、玄関、屋上等で樹木や草花を育てる。 ● 花いっぱい運動に参加する。	● 事業所等を設置、増改築する際には、景観等に配慮する。 ● 事業所周辺の美化に取り組む。 ● 敷地内や屋上、壁面緑化等、積極的にみどりを増やす。 ● 広い範囲の開発行為等を行う場合には、計画的に生物多様性に配慮したみどりの保全・創出を図り、みどりのネットワーク化を進める。

■ 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
一人当たりの都市公園の敷地面積	神栖市の人口一人当たりの都市公園敷地面積	26.37 m ² /人 【2023 年度】	27 m ² /人 【2026 年度】

備考)目標値は上位計画である「第3次神栖市総合計画」に基づきます。



フラワーロード

「花とふれあいのまちづくり推進事業」は、花植えを通して人と人のふれあいの輪を広げ、うるおいのあるまちづくりを推進し、都市景観の向上とともに市民のまちづくり参加意識の高揚を図ることを目的に実施しています。毎年春と秋の年2回、市内6箇所の花壇へ、市民ボランティアの協力による花植えを行っています。

植栽地

- ・オークビレッジかみす前フラワーロード
- ・神栖中央公園前フラワーロード
- ・高梨自動車前(国道124号 荒波地区)
- ・旧太田駐在所前花壇
- ・別所Y字路花壇
- ・銚子大橋入口花壇



花植えの様子



基本目標 4

健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち

関連する主なSDGsの目標

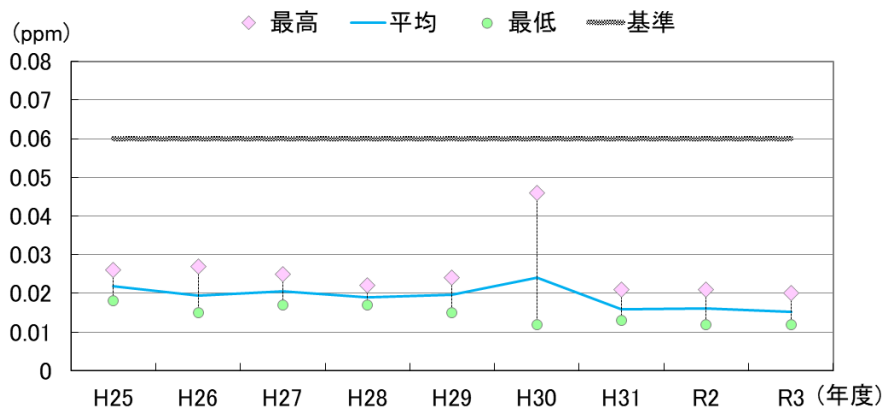


施策の方向性 4-1 大気環境基準の維持と向上

■ 現状

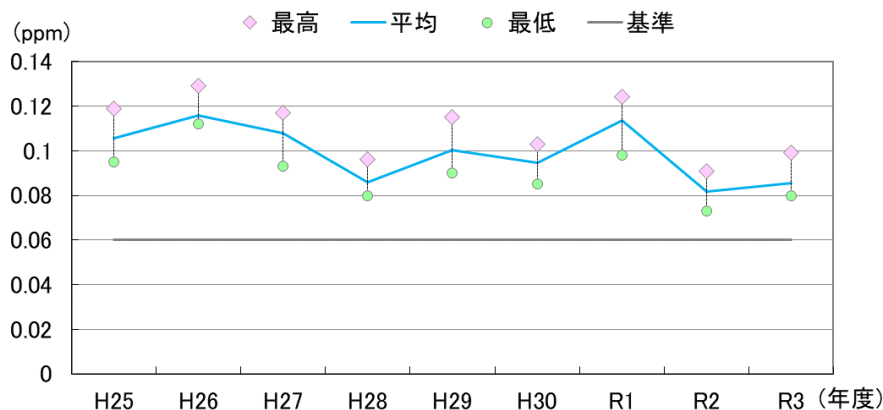
- 市内の大気汚染物質の排出源の多くは、鹿島臨海工業地帯に分布しています。そのため、本市では、大気質の状態を常に測定しています。
- 現在では、各事業所の対策の向上により、大気汚染物質である二酸化窒素や二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質はすべての測定局で環境基準を達成している状態を維持しています。光化学オキシダントについては、環境基準の継続的な超過がみられます。

図 4.15 二酸化窒素濃度の推移(神栖市)(98%値 測定局全体)



出典)国立環境研究所「環境数値データベース」より作成

図 4.16 光化学オキシダントの推移(神栖市) (2%除外値 測定局全体)



出典)国立環境研究所「環境数値データベース」より作成

課題

- 今後も大気汚染物質が環境基準を上回らないように、測定及び監視だけでなく、工場や事業場等に対して適切な指導や公害防止協定の遵守要請を行うことが重要です。
- また、大気汚染の原因となりうる自動車排出ガスの削減を目指して、次世代自動車の導入やエコドライブの普及促進に努めることが重要です。

施策の展開方針(1) 大気監視の継続

大気環境を対象に定期的な調査等を実施し、市内の状況を監視するとともに、市民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

市施策

①一般環境大気常時監視測定局等による大気環境測定の実施

- 一般環境大気常時監視測定局で二酸化窒素等の大気汚染物質濃度の測定及び監視を行います。
- 県が実施している大気中ダイオキシン類の測定結果を把握します。
- 県で実施している微小粒子状物質(PM2.5)の測定に基づいて県が注意喚起を発令した場合は、防災行政無線等にて市民に注意喚起を行います。

②市内の降下ばいじんの状況の把握

- 降下ばいじんの測定を行います。
- 現状把握の結果に基づき、次の取組として詳細調査、対策等の内容を検討します。

取組

市民	事業者
● 大気環境に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。	● 事業所内で、市等が発信する大気環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。

施策の展開方針(2) 発生源対策の推進

市内の工場や事業場に対し、法令等に基づく適切な指導や公害防止協定の遵守要請を行い、生活環境の保全を推進します。

市施策

①公害防止協定の遵守要請

- 公害防止協定の締結内容の遵守徹底を各企業に要請します。
- 必要に応じた立入調査等を行います。
- 新規立地企業と公害防止協定を締結します。

取組

市民	事業者
—	● 揮発性有機化合物(VOC)排出の少ない塗料等、大気汚染の発生原因になる成分が少ない製品を積極的に利用する。

施策の展開方針(3) 自動車排出ガス対策の推進

大気汚染の原因となる自動車排出ガス削減のため、市民へのエコドライブの普及促進を図り、排出ガスの少ない次世代自動車の導入を図ります。

市施策

①次世代自動車の率先導入

- 調達する公用車は次世代自動車を優先します。
- 電気自動車の購入及び電気自動車用充電設備の設置費用を助成します。

②エコドライブの普及促進

- エコドライブの啓発活動を行います。
- 企業と連携して環境に配慮した自動車利用を推進します。
- 共同配送、物流共同化、モーダルシフト等による物流効率の向上を促進します。

取組

市民	事業者
● 買替え時等購入が必要な際は、次世代自動車を導入する。 ● 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。	● 買替え時等購入が必要な際は、次世代自動車を導入する。 ● 自らの配送から共同配送や運送会社の活用等に切り替え、輸送の効率化を図る。

■ 環境指標

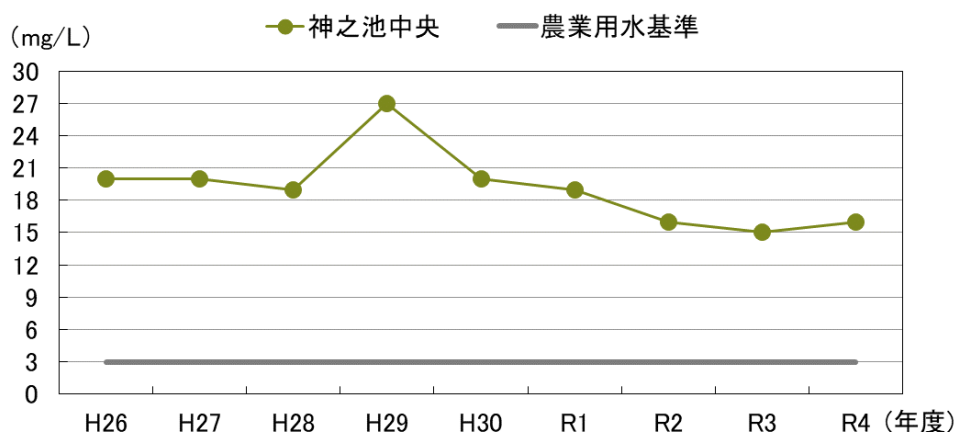
指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
大気の汚染に係る環境基準達成率	大気汚染に関する各項目について、環境基準を達成した測定項目全体の割合	86.8 % 【2023 年度】	92.3 % 【2028 年度】

施策の方向性 4-2 水質環境基準の達成

■ 現状

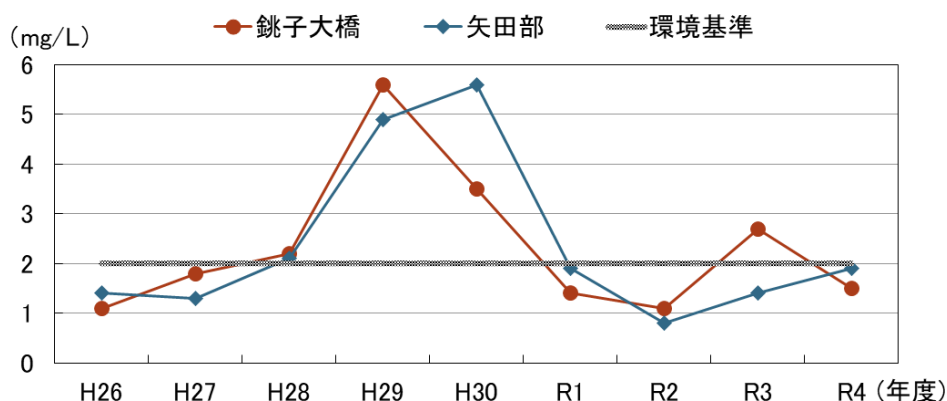
- 水質汚濁の原因となる汚濁物質の発生源は、工場・事業場等の産業系、一般家庭からの生活雑排水等の生活系と山林・農地等の自然系に大別されます。これらの発生源からの汚濁物質が、河川や湖沼、海域に流入し、本来持っている浄化能力を超えたときに水質汚濁が発生します。
- 海域や湖沼の汚濁指標として用いられる COD(化学的酸素要求量)は、鹿島灘海域において、2013(平成 25)年度から環境基準を上回っていましたが、2018(平成 30)年度以降は環境基準をほぼ下回っています。農業用水として利用されている神之池では、農業(水稻)用水基準を上回る状態が通年続いています。常陸利根川の COD は、息栖大橋において、2022(令和 4)年度は目標値を上回っています。
- 有機性汚濁の代表的指標である BOD(生物化学的酸素要求量)の推移は、2016(平成 28)年度から 2018(平成 30)年度にかけて環境基準を上回る状態が続いていましたが、2022(令和 4)年度では環境基準を下回っております。

図 4.17 神之池における COD の推移(神之池中央)



出典)神栖市「水質・底質・魚介類の総合調査業務委託報告書」より作成

図 4.18 河川における BOD の推移



出典)神栖市「水質・底質・魚介類の総合調査業務委託報告書」より作成

■ ■ 課題

- 海域の常陸利根川や神之池における COD は、環境基準を上回っている状態が続いています。また、河川における BOD は、最新年度では環境基準を下回っているものの安定していないため、引き続き水質測定及び監視をする必要があります。
- さらに、環境基準を下回る状態が継続するように、水質測定及び監視だけでなく、工場や事業場等に対して適切な指導や公害防止協定の遵守要請を行うことが重要です。
- 特に、神之池の水質が汚濁した状態にあります。神之池は農業用水として利用されている池であるため、環境基準は適用されませんが、農業(水稻)用水基準を上回ることから改善を図る必要があります。

施策の展開方針(1) 水環境監視の継続

公共用水域の水質を対象に定期的な調査等を実施し、市内の状況を監視するとともに、市民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

市施策

①公共用水域の水質測定の実施

- 鹿島港や神之池等で水質汚濁物質濃度の測定と監視を行います。

取組

市民	事業者
● 水環境に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。	● 事業所内で、市等が発信する水環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。

施策の展開方針(2) 発生源対策の推進

市内の工場や事業場に対し、法令等に基づく適切な指導や公害防止協定の遵守要請を行い、生活環境の保全を推進します。

市施策

①公害防止協定の遵守要請

- 公害防止協定の締結内容の遵守を各企業に要請します。
- 必要に応じた立入調査等を行います。
- 新規立地企業と公害防止協定を締結します。

取組

市民	事業者
—	● 公害防止協定の締結内容を遵守する。 ● 公害防止協定を締結する。

施策の展開方針(3) 神之池浄化対策の推進

市民の憩いの場としても親しまれている神之池の浄化対策を一層推進します。

市施策

①神之池浄化手法の検討と実施

- 神之池水利組合と協力して神之池の浄化手法を検討します。
- 検討結果に基づき、浄化対策を実施します。

②神之池緑地の整備と充実

- 神之池緑地の整備と一層の充実を図ります。

取組

市民	事業者
● 神之池浄化活動に参加・協力する。	● 神之池浄化活動に参加・協力する。

■ 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
公共用水域の 汚染に係る環境基準 達成率	公共用水域(河川、湖沼、海域)の 水質汚濁に関する各項目につい て、環境基準を達成した測定地 点全体の割合	75.2 % 【2023 年度】	83.0% 【2028 年度】

図 4.19 鹿島港

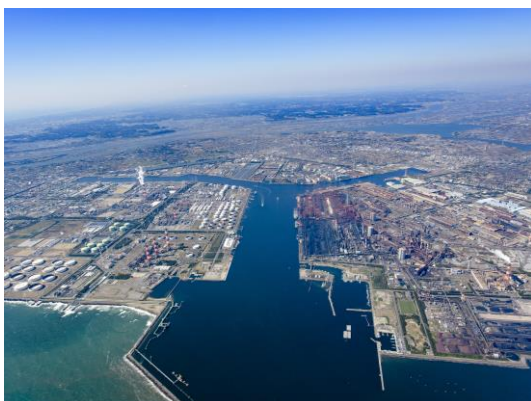


図 4.20 神之池



施策の方向性 4-3 地下水質の安全確保

■ ■ 現状

- 地下水質の調査は、概況調査とその調査によって有害物質が検出された場合の汚染井戸周辺地区調査、過去に環境基準を超えた地点に対する定期モニタリング調査が行われており、ヒ素とフッ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が継続して環境基準を超過している地域があります。
- 飲用水に関する調査の結果からは、大腸菌群や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で基準を超える地点が見られます。
- 本市では一部地区において、住民の健康被害から地下水のヒ素汚染が顕在化したため、汚染発覚後には職員を動員して各世帯にチラシの配布や、仮設の給水所の設置等を行いました。

■ ■ 課題

- 一部地域でヒ素やフッ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染が生じていることから、地下水質の監視を継続的に実施するとともに、発生源対策の実施等により地下水質の回復を図る必要があります。
- 有機ヒ素の状況改善には、まだ長い年月がかかる見込みであり、引き続き啓発等を行う必要があります。

施策の展開方針(1) 地下水質監視の継続

地下水質を対象に定期的な調査等を実施し、市内の状況を監視するとともに、市民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

市施策

①地下水質の測定の実施

- 設置している観測井戸の地下水の状況を監視します。

取組

市民	事業者
● 地下水質に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。	● 事業所内で、市等が発信する地下水質情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。

施策の展開方針(2) 有機ヒ素化合物汚染対策の推進

有機ヒ素汚染地下水の浄化対策が完了しましたが、引き続き国・県と連携しながら定期的にヒ素濃度等を測定することで汚染状況等を把握し、市民の安全確保に努めていきます。

市施策

①有機ヒ素化合物汚染の監視

- 国、県と連携協力し、浄化対策の効果について測定を継続し、情報提供を行います。

取組

市民	事業者
● 有機ヒ素化合物に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。	● 事業所内で、市等が発信する有機ヒ素化合物に関する情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。

環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
地下水質の汚染に係る環境基準達成率	地下水質汚濁に関する各項目について、環境基準を達成した測定地点全体の割合	38.9 % 【2023 年度】	44.3 % 【2028 年度】



家庭用浄水器の補助制度

神栖市では、安全な飲料水を確保するために一部市民に対して家庭用浄水器の補助を行っています。

対象者	地下水汚染が確認された井戸水を飲用する住民
補助金額	浄水器の購入及び設置に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を除く)又は15万円のうち、いずれか低い額
対象の浄水器	● 逆浸透膜方式を採用し、前処理フィルターを有している ● 浄水機能が1時間あたり5リットル以上である ● 専用の圧力ポンプを有している ● 性能の保証期間が1年以上である
補助手続き	補助金の交付を受けるには、浄水器を設置する前に申請手続きが必要

※一般的な活性炭方式、中空紙膜方式、セラミック方式などの浄水器では対象物質の除去が困難であるため、補助の対象外

※上水道が整備されている地区の世帯は補助金の交付

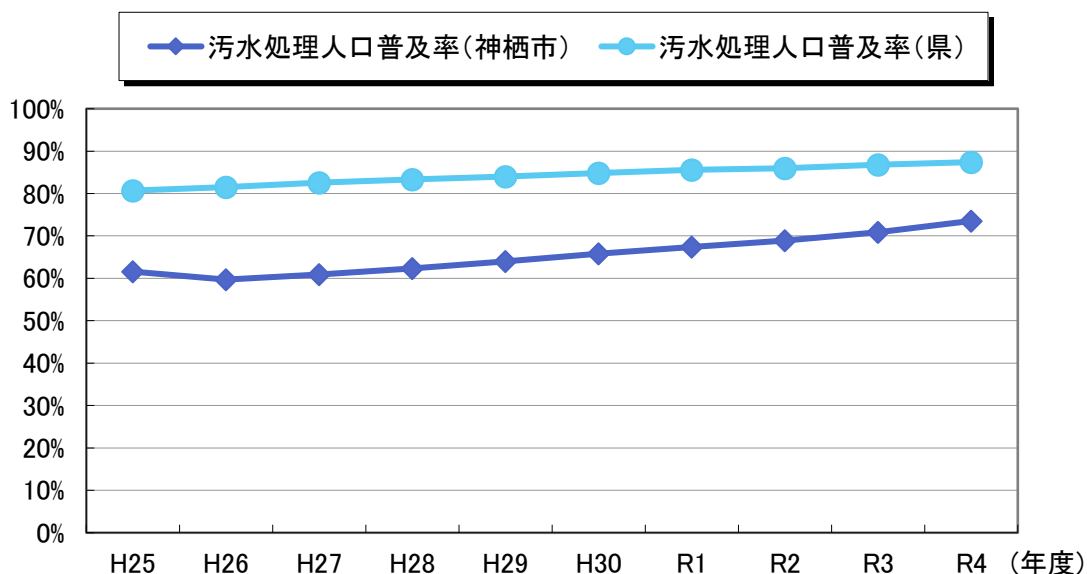
出典:神栖市「家庭用浄水器補助金制度」ホームページより

施策の方向性 4-4 生活排水処理率の向上

■ 現状

- 近年の河川(特に中小河川)の水質汚濁の原因として、工場や事業所からの排水だけではなく、家庭等からの未処理の生活雑排水が注目されています。
- 本市では、市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、地域の実情に応じた公共下水道の整備や高度処理型合併処理浄化槽の普及促進により、近年は増加傾向となり、2022(令和4)年度の生活排水処理率は73.5%となっています。

図 4.21 生活排水処理率の推移



出典:下水道課資料を基に作成

- し尿・浄化槽汚泥は、2023(令和5)年度までは委託により焼却処理されていましたが、鹿島共同可燃ごみクリーンセンター稼働後は当センターで焼却処理されています。また、し尿処理施設処理量は近年ほぼ横ばいで推移しています。

■ 課題

- 神栖市下水道事業計画に基づき生活排水処理率が着実に高まっていることから、公共下水道事業を中心に生活排水処理の推進継続することが重要です。
- 神栖市下水道事業計画区域外では、下水道が未整備となっているため、合併処理浄化槽の設置や適切な維持管理の促進を図る必要があります。
- し尿処理施設処理量が今後も維持できるように、生活排水処理計画に基づいた取組を継続していくことが重要です。

施策の展開方針(1) 公共下水道整備の推進

快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全及び良好な水環境の構築を目指し、公共下水道の整備を推進します。

市施策

①下水道計画の推進

- 下水道事業計画に基づき下水道整備を行います。
- 下水道施設を適切に維持管理します。
- 下水道施設の維持管理のための啓発活動を行います。

②下水道接続率の向上

- 下水道接続に当たって補助を行います。
- 下水道接続の啓発活動を行います。

取組

市民	事業者
● 下水道接続を進める。	● 排水の管理体制を整備する。

施策の展開方針(2) 浄化槽対策の推進

単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換促進や適切な管理の啓発を行います。

市施策

①高度処理型合併処理浄化槽の設置促進

- 神栖市下水道計画区域外での高度処理型合併処理浄化槽設置促進のため、設置に当たって補助を行います。
- 単独処理浄化槽からの切替え、新規設置促進のため、啓発活動を行います。

②浄化槽の管理の促進

- 浄化槽の管理が適切に行われるように、啓発活動を行います。

取組

市民	事業者
● 合併処理浄化槽の定期的な点検や清掃を行う。	● 合併処理浄化槽を導入する。

施策の展開方針(3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

生活排水処理基本計画に基づき、生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理を行います。既存の処理施設については、適切な維持管理を行うとともに、施設の老朽化防止を目指します。

市施策

①し尿・浄化槽汚泥の計画的な処理

- 生活排水処理基本計画に基づき、し尿及び浄化槽汚泥を計画的に処理します。

②衛生プラントの適正稼動 **拡充**

- 衛生プラントを適切に維持管理し、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理体制を確保します。
- 衛生プラントの老朽化が進んでいることから、施設の延命化を図りながら、施設に安定的効率的な運営を行います。
- 施設新設時のし尿処理方式を検討します。
- 衛生プラントでの処理後のし尿は、適正に処理します。

取組

市民	事業者
● 環境に配慮した洗剤の使用、食器の汚れは拭き取る等、適正な排水に努める。	● 事業排水の流出前の汚れの軽減に努める。 ● 排水処理設備を整備・点検する。

■ ■ 環境指標

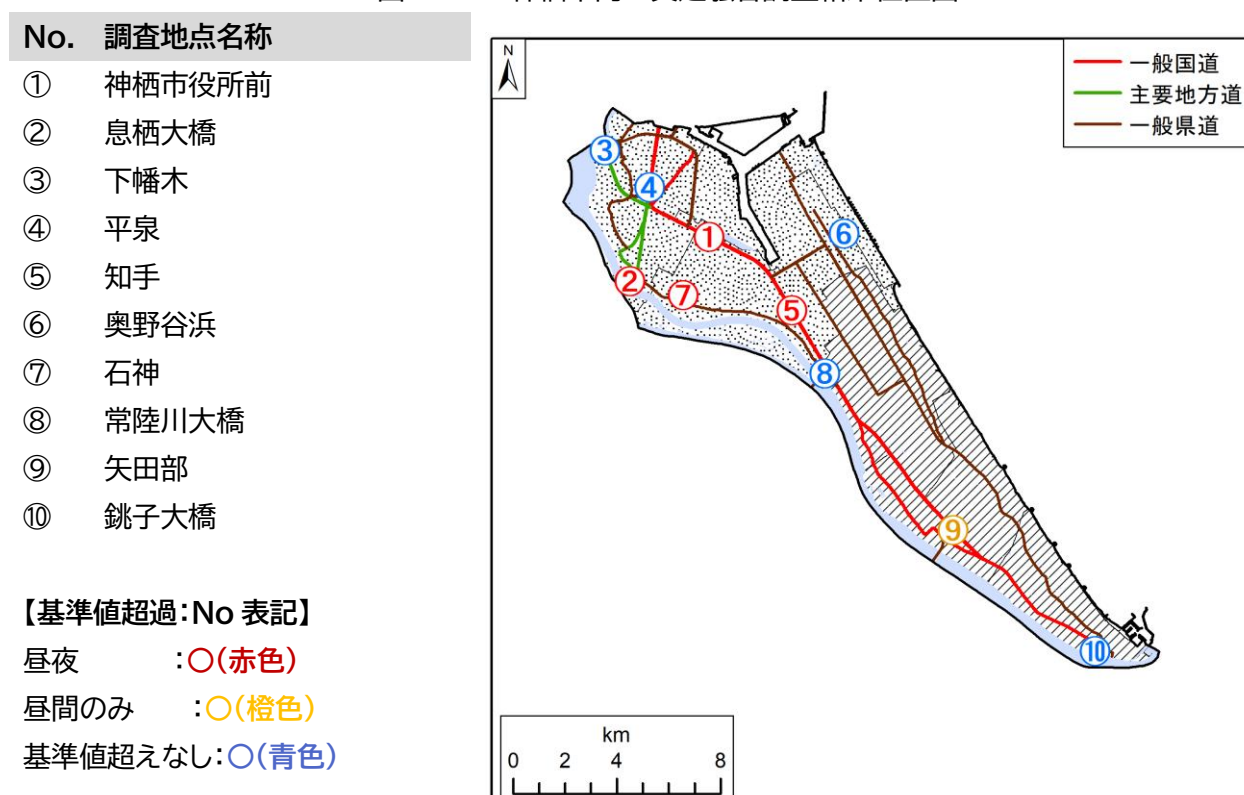
指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
生活排水処理率	地域の全人口に対して、生活排水が生活排水処理施設によって処理されている人口の割合	74.59 % 【2023 年度】	74.8 % 【2028 年度】

施策の方向性 4-5 騒音・振動の少ない環境の維持

■ 現状

- 騒音・振動は、都市化の進展や自動車交通量の増加、生活様式の多様化等により、従来の事業場や建設作業によるものだけでなく、発生要因が多様化しています。本市では特に、交通量の多さに起因して道路交通騒音で環境基準を上回る地点があります。
- 2021(令和 3)年度の道路交通騒音については、環境基準を継続的に超過している地点は、神栖市役所前、息栖大橋、知手、石神となっています。
- 2021(令和 3)年度の道路交通振動については、すべての地点において環境基準を下回っています。

図 4.22 神栖市内の交通騒音調査結果位置図



出典)神栖市「交通騒音・振動及び交通量調査 並びに自動車騒音常時監視調査業務委託 報告書」より作成

■ 課題

- 交通量の多い道路沿道地域において環境基準超過が生じていることから、騒音対策を推進する必要があります。
- 道路沿道で観測された振動レベルは良好な状態にあるため、今後ともこの状態を維持していく必要があります。

施策の展開方針(1) 騒音・道路沿道振動監視の継続

騒音・道路沿道振動を対象に定期的な調査等を実施し、市内の状況を監視するとともに、市民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

市施策

①騒音測定の実施

- 道路交通騒音、交通量の測定を行います。

②道路沿道振動測定の実施

- 道路交通振動、交通量の測定を行います。

取組

市民	事業者
● 騒音・振動に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。	● 事業所内で、市等が発信する騒音・振動情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。

施策の展開方針(2) 道路交通騒音・振動対策の推進

道路交通騒音対策及び振動対策の観点から、エコドライブを推進します。また、道路交通騒音・振動の低減を目的とした道路整備を図ります。

市施策

①エコドライブの普及促進

- エコドライブの啓発活動を行います。
- 企業と連携して環境に配慮した自動車利用を推進します。

②低騒音型の道路整備 拡充

- 国県道については、県と連携を取りながら騒音対策を推進します。
- 騒音軽減のための道路整備箇所の調査・検討をします。

取組

市民	事業者
● 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。	● 自らの配送から共同配送や運送会社の活用等に切り替え、輸送の効率化を図る。

施策の展開方針(3) 騒音・振動対策の推進

市内の工場や事業場に対し、法令等に基づく適切な指導や許認可手続きを行い、生活環境の保全を推進します。

市施策

①工場、事業場騒音・振動対策

- 騒音規制法・振動規制法等に基づき、騒音・振動発生工場、事業場に対する指導を行います。
- 騒音・振動発生の防止を啓発します。

②近隣騒音対策

- ペットの鳴き声、テレビ、音響機器等の生活騒音、カラオケ等の営業騒音の発生防止のための啓発を行います。

取組

市民	事業者
● 音響機器やペットの鳴き声、早朝・深夜のオートバイや自動車利用等で、騒音を出さない。	● 騒音・振動を発生させる機器や拡声器等の使用を抑制するとともに、使用する場合には、周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。

■ 環境指標

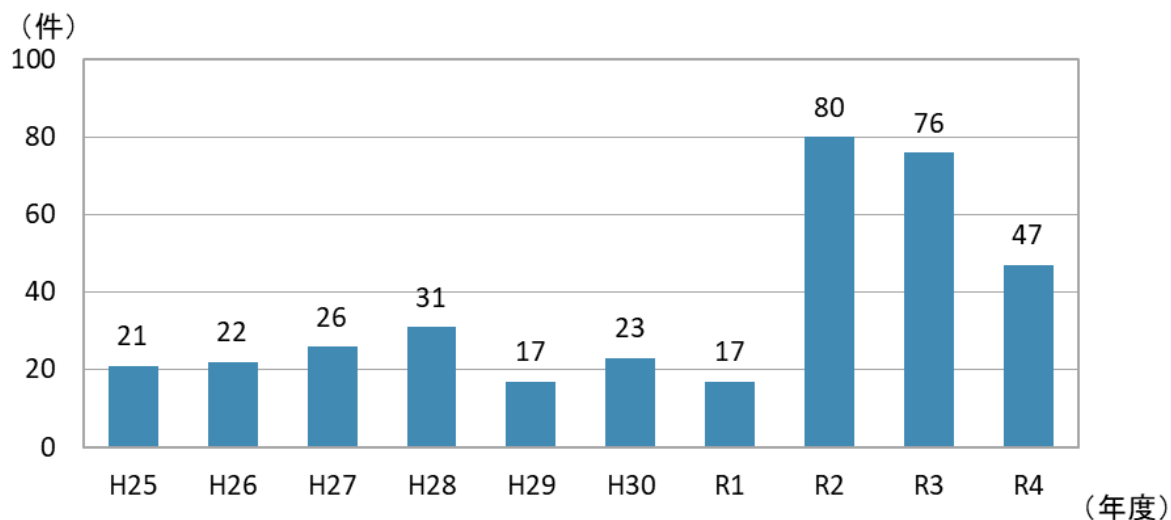
指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
道路沿道地域の騒音・振動に係る環境基準達成率	道路沿道地域の騒音・振動について、環境基準を達成した測定地点全体の割合	65.0 % 【2023 年度】	70.0 % 【2028 年度】

施策の方向性 4-6 おおいの環境の達成

■ 現状

- 悪臭については適宜調査を行い、公害の防止に向けた監視・観測作業を実施しています。
- 鹿島臨海工業地帯の立地企業に対しては、公害防止協定を締結の上、定期的な立入調査等を実施し、公害関係法令等の遵守状況を確認しています。
- 悪臭の苦情件数は、2013(平成 25)年度と 2017(平成 29)年度、2019(令和元)年に一時的に減少していましたが、2020(令和 2)年度以降は野焼きの問合せについて大気汚染の分類から悪臭に移行したため、件数が増加しています。

図 4.23 悪臭の苦情件数の推移(神栖市)



出典：神栖市「公害苦情等受理処理件数報告書」より作成

■ 課題

- 規制基準に基づく監視の結果では、基準値に適合していましたが、悪臭の苦情件数は増加傾向が続いていることから、実態の把握に努めるとともに、引き続き、発生源対策を推進する必要があります。

施策の展開方針(1) 悪臭監視の継続

悪臭を対象に定期的な調査等を実施し、市内の状況を監視するとともに、市民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

市施策

①臭気測定の実施

- 悪臭防止法等に基づく臭気測定を行います。
- 公害苦情等に基づく臭気の発生源の把握に努めます。

取組

市民	事業者
● 悪臭に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。	● 事業所内で、市等が発信する悪臭情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。

施策の展開方針(2) 発生源対策の推進

市内の工場や事業場に対し、法令等に基づく適切な指導や公害防止協定の遵守要請を行い、生活環境の保全を推進します。

市施策

①悪臭発生事業所への指導

- 悪臭防止法等に基づき、臭気が発生している事業所に対して、臭気の削減を指導します。

②公害防止協定の遵守要請

- 公害防止協定の締結内容の遵守徹底を各企業に要請します。
- 必要に応じた立入調査等を行います。
- 新規立地企業と公害防止協定を締結します。

取組

市民	事業者
—	● 工場、事業所等における悪臭の発生源については、密閉性の高い建屋内に設置する等周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。 ● 公害防止協定の締結内容を遵守する。 ● 公害防止協定を締結する。

施策の展開方針(3) 近隣悪臭対策の推進

日常生活から発生する近隣悪臭や小規模事業所から発生する悪臭防止を図るため、適切な指導や啓発を進めます。

市施策

①近隣悪臭防止のための指導と啓発

- ペット等日常生活に伴う悪臭防止のための啓発を行います。
- 飲食店等小規模事業所から悪臭防止のための啓発を行います。
- 臭気削減のための指導を行います。

取組

市民	事業者
● 家庭における悪臭の発生防止に努める。	● 飲食店の悪臭が、付近住民等に迷惑を及ぼさないよう、排出口の向き、ダクト等の設置を見直す。

■ 環境指標

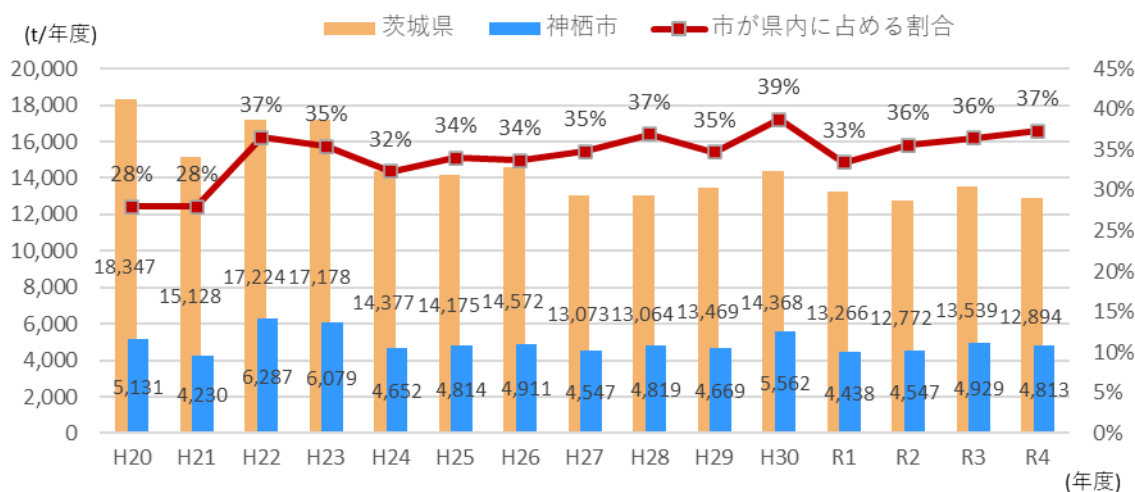
指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】
特定悪臭物質に係る規制基準達成率	悪臭防止法に基づく臭気測定による規制基準を達成した測定地点全体の割合	99.2 % 【2023 年度】	100 % 【2028 年度】

施策の方向性 4-7 安全確保のための化学物質等の管理

■ 現状

- 化学物質は私たちの生活に欠かせないものですが、人の健康や生態系に有害なおそれがあるため、適正管理と有効利用の促進が必要です。
- 我が国では、PRTR 制度が平成 13 年 4 月から実施されています。事業者が、化学物質について事業所から環境(大気、水、土壌)への排出量や移動量を把握して、国に届け出る制度です。国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表します。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が 2021(令和 3)年 10 月 20 日に公布され、2024(令和 6)年 4 月の届出から、対象物質が変更されました。
- 本市には県下有数の工業団地である鹿島臨海工業地帯があり、市内の化学物質の排出量・移動量の合計は 4,813 t/年(2022(令和 4)年度)で、県合計 12,894 t/年(2022(令和 4)年度)の約 37%を占めています。
- ダイオキシン類の環境中への排出量は大幅に削減しており、市内又は鹿島港内、河川、海域で行われたダイオキシン類の測定結果においても、水質、底質、土壌のいずれも環境基準を達成している状態にあります。

図 4.24 PRTR 制度の届出による化学物質の排出量・移動量



出典:環境省 PRTR インフォメーション広場より作成

■ 課題

- 県下有数の工業団地である鹿島臨海工業地帯を有する本市は、PRTR 制度に基づいて届出が必要な化学物質の排出・移動量が県内の約 3 割を占めており、市内の化学物質の排出・移動量の監視を行う必要があります。
- 化学物質を扱っている事業所に対し、適正な管理を実施させるとともに、リスクコミュニケーションの推進を図る必要があります。
- ダイオキシン類については、今後とも良好な状態を維持するため、ダイオキシン類発生施設やごみの野外焼却の防止対策等を推進するとともに、監視を継続する必要があります。

施策の展開方針(1) 化学物質の排出・移動量の監視

市内で発生する化学物質を対象に定期的な調査等を実施し、市内の状況を監視するとともに、市民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

市施策

①化学物質の排出・移動量の把握

- PRTR 法に基づく化学物質の排出移動量の届出の状況を把握します。

②ダイオキシン類測定結果の把握

- 県が実施している大気、水質、底質、土壌中のダイオキシン類濃度の測定結果を把握します。

取組

市民	事業者
● 化学物質に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。	● 事業所内で、市等が発信する化学物質情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。

施策の展開方針(2) 化学物質の適正な管理の推進

ダイオキシン類を当ごみ焼却施設の敷地の外に排出しないように、ごみ焼却施設の適正な管理を行います。また、発生するダイオキシン類を対象に定期的な調査等を実施します。

市施策

①公害防止協定の遵守要請

- 公害防止協定の締結内容の遵守徹底を各企業に要請します。
- 必要に応じた立入調査等を行います。
- 新規立地企業と公害防止協定を締結します。

②ごみ処理施設等の適正管理 拡充

- 鹿島共同可燃ごみクリーンセンターのダイオキシン類排出量の把握と適正な管理を要請します。
- 鹿島共同再資源化センターの解体時にダイオキシン類による汚染防止対策を要請します。
- 施設の更新に合わせ、将来のごみ処理のあり方を検討します。

取組

市民	事業者
● 殺虫剤や農薬等は、安全な製品を選び、使用を抑制する。	● 化学物質の排出削減を図り、化学物質の適正管理を行う。

施策の展開方針(3) リスクコミュニケーションの推進

安全で安心な社会の実現に向けて、化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図るため、リスクコミュニケーションを推進します。

市施策

①化学物質に関する情報交換

- 事業所が使用等している化学物質(第1種指定化学物質等)に関する毒性や管理方法に関する情報を交換します。

取組

市民	事業者
● 事業所の CSR 情報や事業所が発行する環境報告書を確認する。	● 関係者とのコミュニケーションを大事にして定期的な情報開示と積極的なコミュニケーションを行う。

施策の展開方針(4) 野外焼却等対策の推進

適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やす野外焼却は原則として禁止されています。ごみの野外焼却を行わないよう周知徹底に努め、野外焼却が行われている場合は、行わないよう指導します。

市施策

①ごみの野外焼却の防止

- ごみの野外焼却を行わないよう啓発活動を行います。
- ごみの野外焼却が行われている場合は、行わないよう指導します。

②農業系廃プラスチックの野外焼却の防止

- 農業系廃プラスチックの野外焼却を行わないよう啓発活動を行います。
- 野外焼却が行われている場合は、行わないよう指導します。

取組

市民	事業者
● 自宅でごみを焼却しない。	● 事業所でごみを焼却しない。 ● ビニールハウス等のビニールや資材等のごみを適正に処理する。

施策の展開方針(5) 放射性物質の監視

放射性物質を対象に定期的な調査等を実施し、市内の状況を監視するとともに、市民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

市施策

①空間放射線量の監視

- 空間放射線量について、市役所本庁舎における常時観測による監視を行います。
- 福島第一原子力発電所からの新たな漏洩や測定値の上昇が見られた場合には、体制を強化します。

取組

市民	事業者
● 放射線物質に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。	● 事業所内で、市等が発信する放射線物質情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。

■ 環境指標

指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】
鹿島共同可燃ごみクリーンセンターの排ガス基準値達成率	鹿島共同可燃ごみクリーンセンターの排ガス基準値達成率	100 % 【2023 年度】	100 % 【2028 年度】



鹿島共同可燃ごみクリーンセンター

2024(令和6)年4月1日から新たな可燃ごみ処理施設である「鹿島共同可燃ごみクリーンセンター」が本格稼働しました。これまで可燃ごみは固形燃料(RDF)化していましたが、施設老朽化や新技術による環境負荷軽減、災害廃棄物への対応などを踏まえて新施設の整備を行いました。

この施設は、ごみの焼却時に発生する熱を利用し発電を行う施設であり、作られた電気は場内利用するほか、余剰電力を売電しています。



基本目標 5 みんなが環境をまもり、創造するまち

関連する主な SDGs の目標



施策の方向性 5-1 市民の環境保全活動の促進

■ 現状

- 2023(令和 5)年度に本市で実施した“環境保全活動の状況に関する市民アンケート”の結果では、「詰め替えできる商品を購入する」「買い物袋等を持参している」「食品ロスに配慮して余計に買わない」「家電製品などは省エネルギー型や節水型のものを購入する」に関しての取組率が高い傾向が見られました。
- “環境保全活動の状況に関する学生アンケート”の結果では、「テレビを見る時間やゲームをする時間を決めている」と回答した学生が他の項目と比べて低い割合となっていました。
- 市民一人一人の環境保全活動を促進するため、児童から成人まで年代に応じた環境教育を推進しています。

図 4.25 環境保全活動の状況に関する市民アンケート結果(2023(令和 5)年度実施)

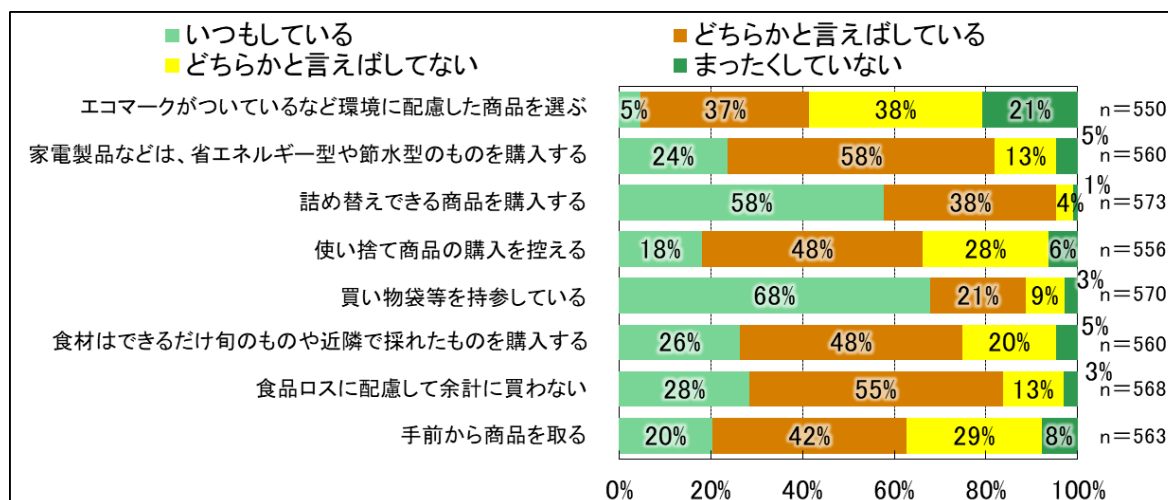
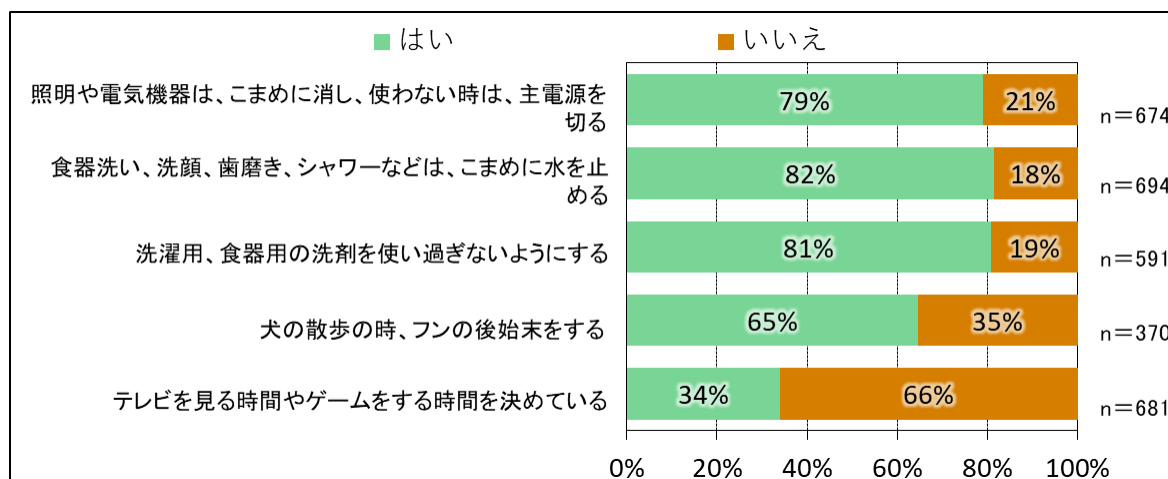


図 4.26 環境保全活動の状況に関する学生アンケート結果(2023(令和 5)年度実施)



課題

- より良い環境づくりを進めるためには、市民一人一人の環境保全に配慮した行動促進と地域ぐるみの環境保全活動を活性化させることを目指し、今後も市民参加による環境保全活動等を継続して実施していくことが重要です。
- さらに、市民の環境問題に対する意識の向上を図り、活動を促進していくためには、環境教育の推進が必要です。

施策の展開方針(1) 市民の環境保全活動の促進

環境を身近に感じ、興味・関心を持たせ、行動を促進するため、環境イベントやキャンペーン、展示やパンフレット等の環境意識向上につながる場や機会を提供します。また、様々な形での積極的な環境情報を発信することで環境意識の向上を図ります。

市施策

①日常生活における環境配慮の促進

- 環境配慮の普及啓発を行います。
- 環境に配慮した取組例を紹介します。
- ごみの減量を推進するため、エコクッキング教室を開催します。

②市民参加による美化活動の促進

- 市民参加による清掃活動を実施し、環境保全と環境美化に対する意識の向上を図ります。
- 市職員による清掃活動を実施します。
- 漂着ごみ等は、海岸管理者と連携を取りながら、美化活動を推進します。

③ごみのポイ捨ての防止

- ポイ捨て防止の看板を貸し出します。
- 啓発活動を実施します。

④飼い犬や飼い猫等の飼養動物の適正管理の推進 拡充

- 犬のフンの始末の啓発活動及び看板を貸し出します。
- 犬や猫等は最後まで責任を持って飼う等、適正な飼育が行われるよう啓発活動を実施します。
- 犬、猫の不妊・去勢手術に対して助成します。
- 出前講座の開設等による動物愛護に係る啓発活動範囲を拡張します。

⑤環境情報の提供

- ホームページを活用した環境情報の提供を行います。
- 環境白書の発行による環境情報の提供を行います。

⑥市民の環境保全活動の紹介

- 市民の顕彰と他の市民への波及効果の観点から、優れた環境保全活動を紹介します。

取組

市民	事業者
● 地域の美化活動等に積極的に参加する。 ● 空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てをしない。 ● 散歩時のペットのふんはきちんと持ち帰る。 ● 環境に関するニュースや記事に関心を持つ。	● 地域の美化活動等に積極的に参加する。 ● 事業所内で、市等が発信する環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。

施策の展開方針(2) 地域の環境保全活動の活性化

環境に関する活動に取り組んでいる市民団体等に対して支援を行い、活動の活性化を図ります。また、そのような団体と連携して市民参加型事業の検討を進めます。

市施策

①ボランティア組織の育成及び活動への支援

- 環境に関する市民団体等の育成と活動への支援を行います。

②環境イベントの開催

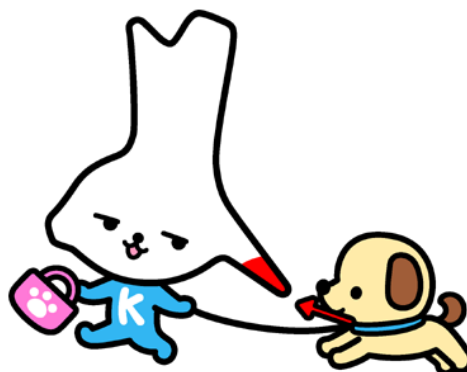
- 各種イベントにおいて環境イベントを開催します。

③市民参加型の環境事業の検討

- 環境に関する活動を行っている団体等と連携し、市民参加型の環境事業を検討します。

取組

市民	事業者
● 市や地域、ボランティア組織等が行う環境保全事業に積極的に参加する。 ● 環境に関するイベントやキャンペーン等に参加する。 ● 自ら環境保全活動に参加するとともに、仲間を増やしていく。	● 市や地域、ボランティア組織等が行う環境保全事業に積極的に参加する。 ● 環境に関するイベントやキャンペーン等に出展する。 ● 業界団体や商店街等、既存の事業者ネットワークを活用し、環境保全活動に取り組む仲間を増やしていく。



施策の展開方針(3) 環境教育の推進

環境学習の機会を提供し、地域や職場で環境活動のリーダーとなる人材を育成します。また、次世代を担う子どもたちに対して、環境に興味を持たせ、環境に配慮した行動を根付かせるため、充実した環境教育を推進します。

市施策

①環境教育の推進

- 小中学校の環境教育を積極的に推進します。

②出前講座の開設

- 出前講座においてリサイクル講座に加え、環境講座を開設します。

③人材の育成

- 環境保全や地球温暖化防止、リサイクルの推進等の活動のリーダーとなるべき「人」の育成を推進します。

④環境学習教材の整備

- 環境の保全等に関する図書や動画の学習教材を充実します。
- 市民等の要請に応じて貸出しを行います。

取組

市民	事業者
● 自ら環境保全活動に参加するとともに、仲間を増やしていく。 ● 子どもの頃から生物や自然とふれあう機会を持つ。 ● 出前講座等に参加し、環境保全の取組を実践する。 ● 環境に関する学習や体験できる施設を積極的に活用する。	● 業界団体や商店街等、既存の事業者ネットワークを活用し、環境保全活動に取り組む仲間を増やしていく。 ● 従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習の機会を提供する。 ● 出前講座等を活用し、従業員の環境学習に取り組む。 ● 事業所内の環境リーダーを育成し、環境保全活動を活発化する。

環境指標

指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】
環境関連の NPO・ボランティア団体数	神栖市内の環境関連の NPO・ボランティア団体数	4 団体【2023 年度】	5 団体【2028 年度】

施策の方向性 5-2 事業者の環境保全活動の推進

■ 現状

- 市内の事業者は、近年の環境への意識の高まりがあいまって、環境に対する配慮に比較的高い関心を持って取り組んでいます。
- 事業者アンケートの結果、環境汚染対策に関しての実施率の高い項目(実施)は、「河川への水質汚濁対策をしている」の項目で 76%と最も高く、「環境汚染物質の移動量を把握・集計・公表している」の項目が 13%と最も低くなっています。
- また、省エネルギーに対する取組に関しての実施率の高い項目(実施)は、「不要個所の電灯の消灯」の項目で 97%と最も多く、一方で「自家用車の通勤を控える」の項目が 5%と最も低くなっています。

図 4.27 環境汚染対策に関しての事業者アンケート結果(2023(令和 5)年度実施)

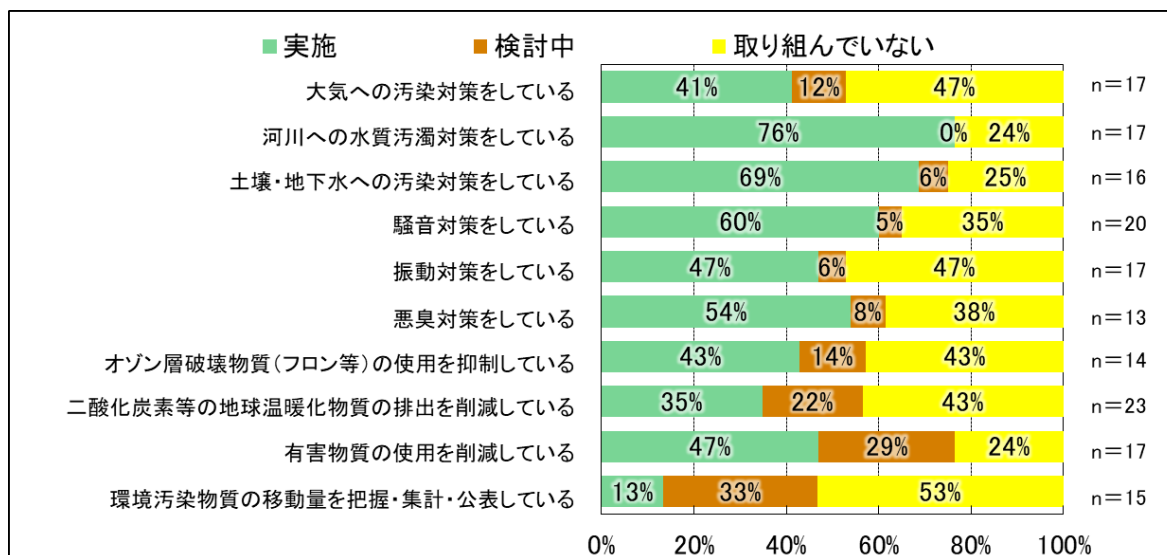
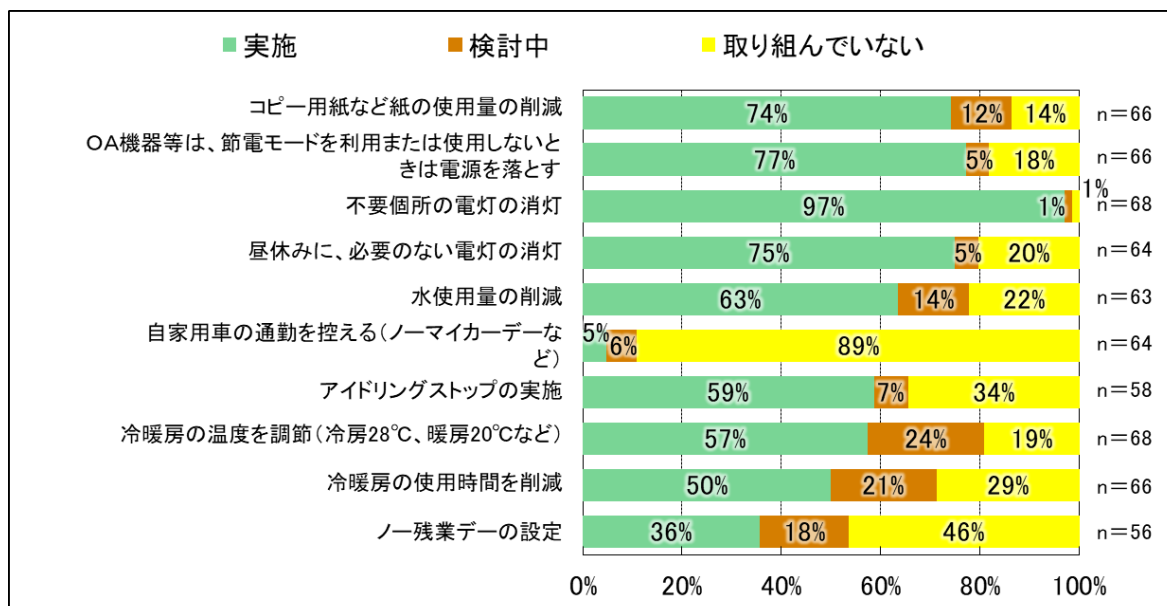


図 4.28 省エネルギーに対する取組に関する事業者アンケート結果(2023(令和 5)年度実施)



課題

- より良い環境づくりを進めるためには、事業者の環境保全活動の促進が必要です。本市の大規模事業者の取組は比較的進んでいることから、特に中小規模の事業者の保全活動の促進に重点をおく必要があります。
- 地域の一員として、事業者にも環境保全活動への参加を促進する必要があります。

施策の展開方針(1) 環境と経済の好循環の促進

快適な環境の創造や環境負荷が少ない社会の実現をめざすため、環境に配慮した商品やサービスの普及・浸透に向けた取組を推進します。

市施策

①公害防止協定の締結

- 公害防止協定の締結内容の遵守徹底を各企業に要請します。
- 必要に応じた立入調査等を行います。
- 新規立地企業と公害防止協定を締結します。

② グリーン・イノベーションの推進

- 国や県と連携しながらグリーン・イノベーションを推進します。
- 各種イベントにおいて環境に配慮した事業や新産業、環境配慮製品等の紹介等により、産業界を支援します。

取組

市民	事業者
● 各種イベントにおいて環境に配慮した事業や新産業、環境配慮製品等の情報収集をする。	● 公害防止協定の締結内容を遵守する。 ● 公害防止協定を締結する。 ● 業務に関連する環境情報や、自らが行っている環境行動について、積極的に情報を発信する。

図 4.29 海岸清掃のようす(1/2)



図 4.30 海岸清掃のようす(2/2)



施策の展開方針(2) 事業者等の地域活動への参加の促進

事業者に対して、環境意識向上につながる場や機会を提供し、地域での環境保全の取組への参加を促進します。

市施策

①環境保全活動への参加要請

- 美化活動への参加を要請します。
- 漁港の清掃活動への参加を要請します。

取組

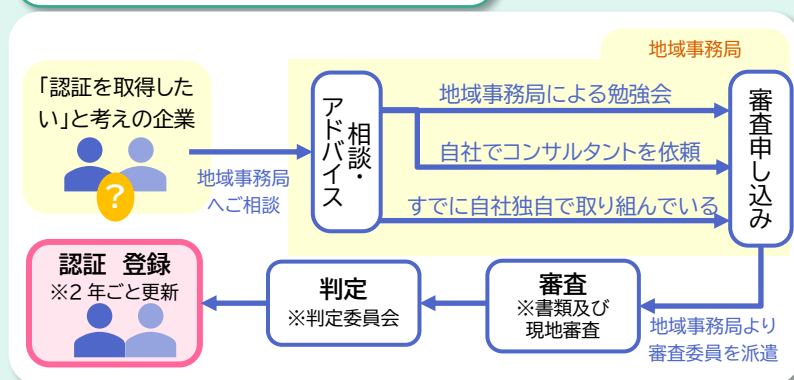
市民	事業者
● 美化活動等へ参加する。	● 自ら行う環境保全活動を積極的に PR し、他の事業者の環境に関する関心を高めていく。

環境指標

指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】
EA21(エコアクション 21)の認証登録件数	EA21 の認証登録事業者数	2 件 【2023 年度】	4 件 【2028 年度】

コラム エコアクション 21

「エコアクション 21」の効果



「エコアクション 21」認証取得の流れ



「エコアクション 21」とは、環境省が策定した総合的な環境マネジメントシステムで、企業自体が環境保全活動を実施するための指針となる取組です。エコアクション 21 は、類似の環境にまつわる認証規格である ISO14001 に対して、低コストであり、必要な取組事項が明記されていること等から少ない手間で認証を取得することができます。

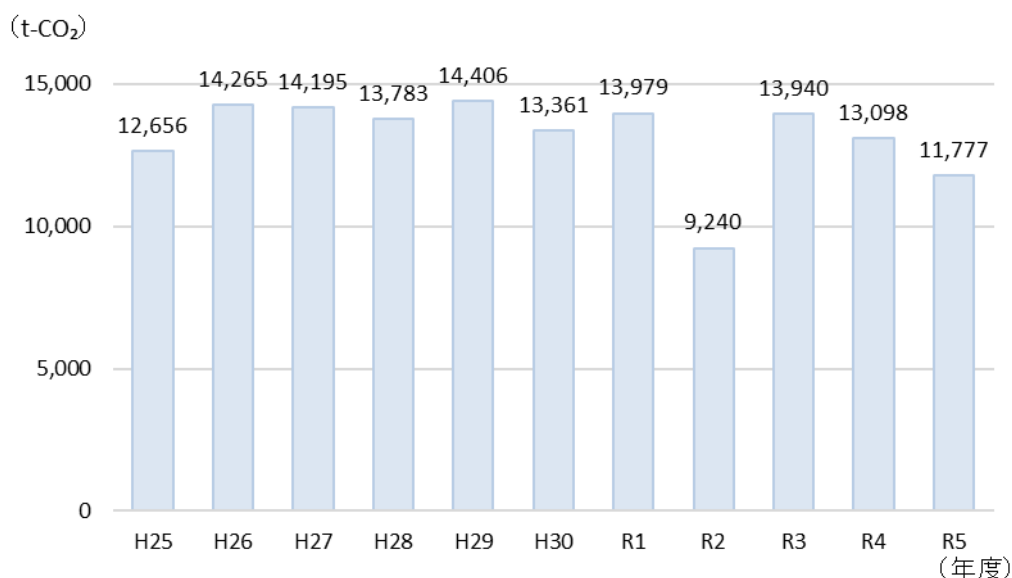
中小企業の皆さんにも
容易に取り組めます！

施策の方向性 5-3 市の率直的な活動の実施

■ 現状

- 本市では、環境保全の観点から、市有施設への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の率先導入や、昼休みの消灯をはじめとする省エネルギー活動や再生紙の購入と使用等の再生資源活用、の取組、公用車への次世代自動車の採用等の取組を進めているところです。
- 公害に関する苦情の処理を行っているところです。本市の公害に係る苦情件数の内訳は、大気汚染、騒音及び悪臭に関する苦情が継続的に多く寄せられています。
- 工場、事業所を原因とする土壌汚染、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下、カラスによる被害など、様々な公害を適切に対応しています。
- 不法投棄の予防対策として、不法投棄されやすい場所を防犯パトロールとあわせて巡視を行っています。
- 市役所からの温室効果ガス排出量は、基準年度である 2013(平成 25)年度が 12,656t-CO₂に対し、2023(令和 5)年度は 11,777t-CO₂と減少しています。2020(令和 2)年度では、新型コロナウイルスの影響により、一時的に減少したことが考えられます。

図 4.31 市役所からの温室効果ガス排出量の推移



■ 課題

- 市民や事業者の環境に配慮した活動を促進するためには、市自らが率先して事務事業に伴う環境への負荷を低減する必要があります。
- 公害に関する苦情の処理を今後とも適切に行うとともに、現在までのところ問題の生じていない土壌汚染や地盤沈下等の市にとって新たな環境問題についても防止に努めていく必要があります。
- ごみの不法投棄は、相変わらず大きな課題となっており、不法投棄をされないための情報を周知し、全市的な監視気運を高めるとともに、投棄者に対するさらなる指導の強化等にも努める必要があります。

施策の展開方針(1) 事務事業に伴う環境への負荷の低減

「神栖市環境保全率先実行計画(地球温暖化対策実行計画)」に基づき、市の事務事業に伴う環境への負荷の低減に関する行動を率先して行います。

市施策

①環境保全率先実行計画の推進

- 市の事務事業に伴う環境への負荷を低減するため、省エネルギーや再生可能エネルギーの取組を定めた環境保全率先実行計画(地球温暖化対策実行計画)に基づき、取組を実施します。

取組

市民	事業者
● 「神栖市環境保全率先実行計画」における市の取組内容を参考に、省エネルギーの取組に関する行動を実践する。	● 「神栖市環境保全率先実行計画」における市の取組内容を参考に、自らの事業活動に関する行動を実践する。

施策の展開方針(2) 公害苦情の適正な処理の推進

騒音や悪臭等といった生活環境や近隣関係に起因する苦情に対し、適切な対応を進めていきます。

市施策

①公害苦情等の適正処理

- 公害苦情等の適正処理を推進します。

取組

市民	事業者
● 公害防止のための情報提供に積極的に協力する。	● 事業活動が環境に与える影響の低減に努める。

施策の展開方針(3) その他の公害等の発生の防止

市民・事業者・ボランティア団体等と連携を図りながら、ごみの不法投棄防止や美化活動をはじめとした、環境保全対策等の実施により、市民の快適な生活環境の維持を図ります。

市施策

①土壌汚染対策

- 工場、事業所を原因とする土壌汚染について、土壌汚染対策法に基づき、県と連携し適切に対応します。

②カラスの対策の実施

- カラス対策として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、適正に有害鳥獣捕獲事業を行います。

③不法投棄の防止

- 監視パトロールを実施します。
- 不法投棄が確認された際、関係機関との連携を図ります。
- 市民への通報先の周知に努めます。
- 監視カメラ等を活用し、不法投棄の未然防止及び実態の把握に努めます。
- 不法投棄防止の看板を貸し出しします。

④空き地・空家の適正管理の推進

- 雑草の繁茂や衛生害虫の発生不法投棄等が見られる空き地、空家の適正管理を指導します。
- 空き地・空家の適正管理の推進に関し、効果的な施策の検討を行います。

⑤その他の公害等の発生の防止

- 地下水位の監視測定を実施します。
- 環境問題に関する情報を収集します。

取組

市民	事業者
● 不法投棄防止のための情報提供に積極的に協力する。 ● 所有地に不法投棄されないよう、扉の施錠やセンサーライトの設置、雑草の除去等といった未然防止策を講じるしっかり管理する。 ● 空き地の所有者は、定期的に草刈りする等して管理する。	● 事業場内の土壌汚染の実態を把握し、その情報公開をする。 ● 所有地に不法投棄されないよう、しっかり管理する。

環境指標

指標	指標の内容	現状【年度】	目標【年度】
市役所からの温室効果ガス排出量	神栖市役所で排出される二酸化炭素等の温室効果ガス排出量	11,777 t-CO ₂ 【2023 年度】	8,859t-CO ₂ 【2028 年度】 (2013 年度比 30 %削減)

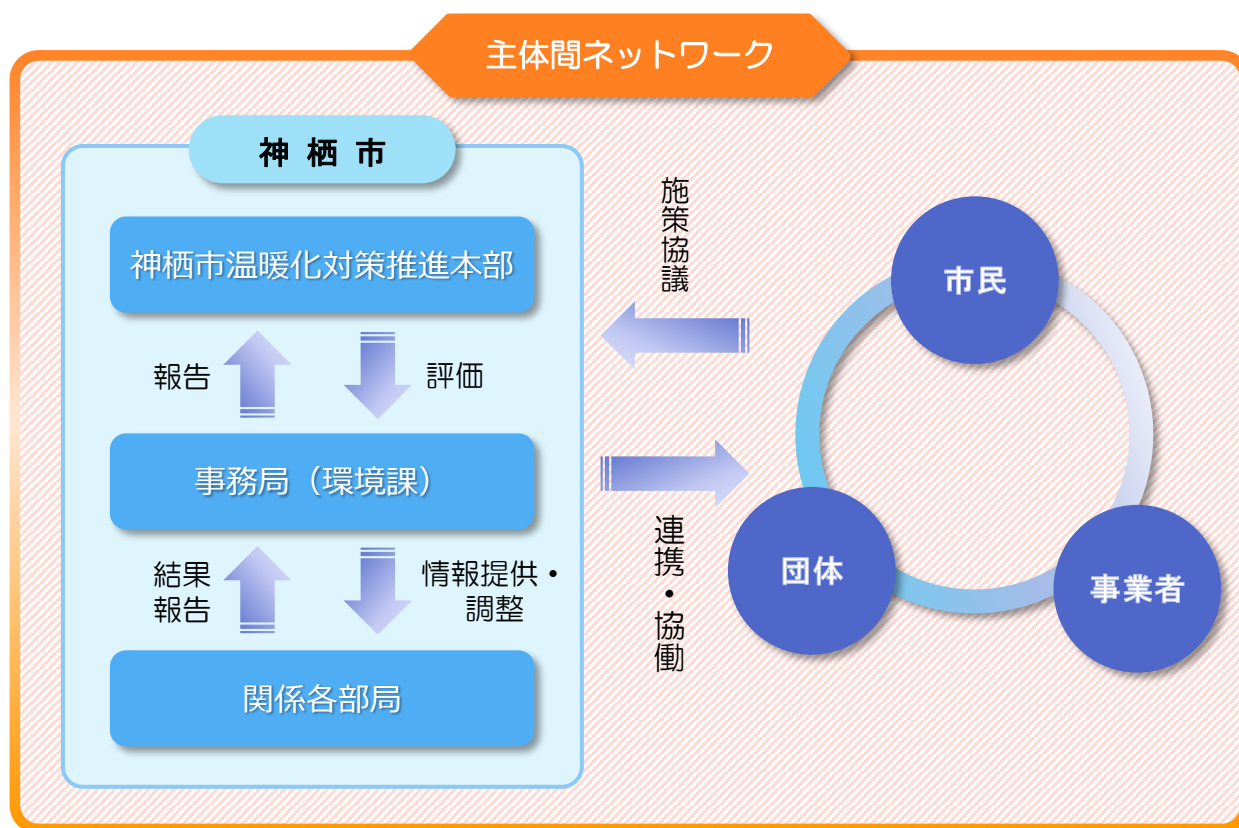
第5章 計画の推進

1. 推進体制

本計画の目標を達成し、より良い環境づくりを進めていくためには、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしつつ、相互のパートナーシップに基づいた取組を強化することが必要です。

本市は、関係各部局より各種事業の実施状況を収集・把握し、その結果をとりまとめて「神栖市温暖化対策推進本部」等の環境保全に関わる庁内組織に報告し、評価を行うことで、本市の環境の実態を定期的に把握し、計画を管理することができる推進体制を構築します。

また、計画の一層の推進を図るため、市民、事業者、団体の三者と行政の連携による環境の諸課題に取り組む、主体間のネットワーク構築の検討を行います。



2. 進行管理

5.1 計画の進捗状況の把握と公表

(1) 計画の進捗状況の把握

計画の実効性を高めるために、環境マネジメントシステムの手法を参考とした PDCA サイクルに基づく計画の進行管理を行います。

計画の進捗状況については、環境指標として定めた本市の環境の状態や環境への負荷の状況、環境保全に向けた市民、事業者、本市の取組の状況等を調査し、現況と経年的な動向を把握します。その指標に基づき、計画の進捗状況を評価します。

(2) 計画の進捗状況の公表

本市の環境の状況と施策の実施状況等の点検・評価の結果を、神栖市環境基本計画年次報告として「神栖市環境白書」にまとめ、公表します。

公表した報告書に対して、市民、事業者の意見を求め、提出された意見については、計画の推進に役立てます。

5.2 進行管理指標

計画の進捗状況は以下に示す進行管理指標に基づいて確認と評価をしていきます。

★印:改訂により新しく設定した環境指標

施策の方向性		指標	現状値 (2023 年度)	目標値 (2028 年度)	単位
1-1	省エネルギーの促進	温室効果ガス排出量	4,149 (※2021 年度)	3,126 (※2030 年度) (2013 年度比▲46%)	千 t-CO ₂
1-2	気候変動への適応	神栖市ホームページの「エコ・省エネ支援」サイトへの年間アクセス件数	14,165	16,000	件
1-3	フロンの確実な回収の促進	大気環境中のフロン環境濃度	CFC-11:0.24 CFC-12:0.52 CFC-113:0.068 (※2022 年度)	CFC-11:0.24 以下 CFC-12:0.52 以下 CFC-113:0.068 以下 (減少の方向)	ppb
1-4	酸性雨に関する情報の収集	降下ばいじん中の pH	5.9	5.6 以上 (環境基準達成)	pH
2-1	資源が循環する社会の構築	一人一日あたりごみ排出量	948	946 (※2030 年度)	g/人・日
2-2	水の健全な循環の確保	給水人口	87,733	89,930 (※2027 年度)	人
2-3	農業による環境への負荷の削減	県認定制度「いばらきみどり認定」の登録者数 ★	160	500	人
3-1	豊かな自然を有する地域の保全	海岸清掃参加者数	1,214	2,700	人
3-2	自然環境の回復	繁殖期における、市内にいるコウノトリの営巣ペア数 ★	2	2 以上 (現状維持)	対
3-3	人と自然とのふれあいの促進	一人あたりの都市公園の敷地面積	26.37	27 (※2026 年度)	m ² /人
4-1	大気環境基準の維持と向上	大気汚染に係る環境基準達成率	86.8	92.3	%
4-2	水質環境基準の達成	公共用水域の汚染に係る環境基準達成率	75.2	83.0	%
4-3	地下水質の安全確保	地下水質の汚染に係る環境基準達成率	38.9	44.3	%
4-4	生活排水処理率の向上	生活排水処理率	74.59	74.8	%
4-5	騒音・振動の少ない環境の維持	道路沿道地域の騒音・振動に係る環境基準達成率	65.0	70.0	%
4-6	においのない環境の達成	特定悪臭物質に係る規制基準達成率	99.2	100	%
4-7	安全確保のための化学物質等の管理	鹿島共同可燃ごみクリーンセンターの排ガス基準値達成率 ★	100	100	%
5-1	市民の環境保全活動の促進	環境関連の NPO・ボランティア団体数	4	5	団体
5-2	事業者の環境保全活動の促進	EA21(エコアクション 21)の認証登録件数 ★	2	4	件
5-3	市の率先的な活動の実施	市役所からの温室効果ガス排出量	11,777	8,859 (2013 年度比▲30%)	t-CO ₂

資料編

① 神栖市環境基本条例

平成 17 年 3 月 25 日

条例第 3 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本施策(第 7 条—第 23 条)
- 第 3 章 補則(第 24 条)
- 付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市の環境を保全し創造していくための基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、あわせて環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることによって、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地下水の枯渇、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。
- (3) 循環型社会 廃棄物の発生抑制又は資源の循環的な利用の促進及び適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を確保し、及び人と自然との共生を図るとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しながら、環境への負荷が少ない、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携のもとに積極的に取り組むことにより行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であることを認識し、すべての者がこれを自らの課題であるとして、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うにあたっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するための必要な措置を講じる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うにあたっては、事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努める責務を有する。
- 3 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うにあたっては、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努める責務を有する。
- 4 事業者は、基本理念に基づき、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第 6 条 市民は、基本理念に基づき、日常生活において資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量、再生資源その他の環境への負荷の少ない製品及び役務の利用等により、環境への負荷の低減に努める責務を有する。
- 2 市民は、基本理念に基づき、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力する責務を有する。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本施策

(環境基本計画)

- 第 7 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を聴くために必要な措置を講じるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、神栖市附属機関に関する条例(昭和 47 年神栖町条例第 42 号)に規定する神栖市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 環境基本計画の変更については、前 3 項の規定を準用する。

(年次報告)

- 第 8 条 市長は、環境の現況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況に関する報告を毎年作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等にあたっての指針)

- 第 9 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するときは、環境基本計画との整合を図らなければならない。
- 2 市は、前項に定める整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

(規制等の措置)

- 第 10 条 市は、公害その他環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び指導の措置を講じるものとする。

(経済的措置)

- 第 11 条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組について、特に必要があると認めるときは、助成その他の措置を講じるものとする。
- 2 市は、環境への負荷を低減させるため、特に必要があると認めるときは、市民等に対して適正な経済的負担を求めるための措置を講じることができる。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

- 第 12 条 市は、環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 市は、公園、緑地等の整備その他自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するために必要な措置を講じるものとする。

(環境影響の事前配慮)

- 第 13 条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、事前に環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

- 第 14 条 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量化が促進されるように、必要な措置を講じるものとする。

(市民等の意見の反映)

- 第 15 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講じるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

- 第 16 条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、自発的な活動が促進されるように、環境教育及び環境学習の振興に必要な措置を講じるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

- 第 17 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に資する活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。

(参加及び連携の推進)

- 第 18 条 市は、環境の保全及び創造を推進するにあたり、市民等の参加及び連携が得られるよう必要な措置を講じるものとする。

(環境管理の促進)

第 19 条 市は、事業者が自らの事業活動に係る環境への負荷の低減を図るために行う自主的な環境管理の実施の促進に必要な措置を講じるものとする。

(情報の提供)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を促進するにあたり、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第 21 条 市は、環境の状況を把握するとともに、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な調査を実施するとともに、監視等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全に資する施策の推進)

第 22 条 市は、地球環境保全が人類共通の課題であるとともに市民の現在及び将来にかかわる課題であることを認識し、地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

(国及び県並びに他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策を実施するにあたっては、国及び県並びに他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 3 章 補則

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(神栖町公害防止条例の一部改正)

2 神栖町公害防止条例(昭和 47 年神栖町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(神栖町附属機関に関する条例の一部改正)

3 神栖町附属機関に関する条例(昭和 47 年神栖町条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

② 神栖市環境審議会規則

昭和 49 年 11 月 5 日
規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神栖市附属機関に関する条例(昭和 47 年神栖町条例第 42 号)第 3 条の規定に基づき、神栖市環境審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、委員 25 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般公募による者
- (2) 関係機関及び団体の代表又は役職員
- (3) 学識経験者
- (4) 企業及び企業の関係組織の関係者

2 市長は、審議会の委員を一般公募した場合において、その公募がなかったとき又は少数のときは、適当と認める者をもって補うことができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 2 号及び第 4 号により委嘱された委員は、当該職を退いたときは、その職を失うものとする。

(役員)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。ただし、最初の審議会は、市長が招集するものとする。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参与)

第 6 条 会長は、審議会運営上必要と認めるときは、関係者に参与として出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 54 年規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 56 年規則第 35 号)

この規則は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 6 年規則第 12 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年規則第 4 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

③ 神栖市環境市民会議規則

令和 2 年 3 月 31 日
規則第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神栖市附属機関に関する条例(昭和 47 年神栖町条例第 42 号)第 3 条の規定に基づき、神栖市環境市民会議(以下「環境市民会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 環境市民会議は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境基本計画の策定又は見直しに関する事項の検討に関すること。
- (2) その他環境市民会議の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 環境市民会議の委員は、市内在住者及び在勤者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 環境市民会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、環境市民会議を総理し、環境市民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 環境市民会議は、会長が招集する。ただし、最初で開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(情報又は資料の請求)

第 7 条 市は、委員から計画の策定又は見直しに関し必要な情報又は資料の請求があった場合には、速やかにこれに応じるよう努めなければならない。

(事務局)

第 8 条 環境市民会議の事務を処理するため、事務局を環境主管課に置く。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、環境市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

④ 神栖市環境基本計画策定委員会設置要項

平成 15 年 4 月 1 日
訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 神栖市環境基本条例(平成 17 年神栖町条例第 3 号)第 7 条第 1 項の規定に基づく環境の保全に係る総合的な計画を策定又は見直しをするため、神栖市環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境基本計画の策定に関すること。
- (2) 環境基本計画の見直しに関すること。
- (3) その他環境基本計画策定委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、別表に掲げる者を市長が任命する。

2 委員の任期は、任命を受けた日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長には副市長、副委員長には生活環境部長をもって充てる。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(環境基本計画策定検討部会)

第 6 条 環境基本計画の策定又は見直しに当たり専門的事項に関する調査及び検討を行わせるため、市職員による環境基本計画検討部会(以下「検討部会」という。)を置く。

2 検討部会の運営に関しては、別に定める。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務を処理するため、事務局を生活環境部環境課に置く。

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年訓令第 48 号)

この訓令は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年訓令第 19 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年訓令第 19 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年訓令第 31 号)

この訓令は、平成 20 年 6 月 30 日から施行する。

付則(令和 4 年訓令第 18 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

副市長

総務部長

企画部長

波崎総合支所長

健康福祉部長

生活環境部長

都市整備部長

産業経済部長

教育部長

農業委員会事務局長

環境課長

⑤ 神栖市環境基本計画検討部会運営要項

平成 15 年 4 月 1 日
訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、神栖市環境基本計画策定委員会設置要項(平成 15 年神栖町訓令第 5 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、神栖市環境基本計画検討部会(以下「検討部会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 検討部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境基本計画の策定又は見直しに係る専門的事項の調査及び検討に関すること。
- (2) その他検討部会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 検討部会の部会員は、次に掲げる者を市長が任命する。

- (1) 環境課長
 - (2) 環境課課長補佐(環境対策グループ担当)
 - (3) 別表に掲げる課の係長以上の職員
- 2 部会員の任期は、任命を受けた日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第 4 条 検討部会に、部会長及び副部会長各 1 人を置く。

- 2 部会長には環境課長、副部会長には環境課課長補佐(環境対策グループ担当)をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を総理し、検討部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じ部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 6 条 検討部会の事務を処理するため、事務局を環境課に置く。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成 17 年訓令第 49 号)

この訓令は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年訓令第 18 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年訓令第 6 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年訓令第 2 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年訓令第 13 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 31 年訓令第 22 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 5 年訓令第 15 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 6 年訓令第 21 号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

本庁

総務課
職員課
政策企画課
市民協働課
契約管財課
社会福祉課
健康増進課

保健予防課
防災安全課
廃棄物対策課
都市計画課
住宅政策課
道路整備課
施設管理課

下水道課
農林課
観光振興課
企業港湾商工課
水道課
教育総務課
学務課

教育指導課
文化スポーツ課
第一学校給食共同
調理場
農業委員会事務局
環境課

波崎総合支所
市民生活課
水産・地域整備課

⑥ 策定体制

神栖市環境審議会

策定時（平成 30 年度）

区分	氏名	備考
一般公募者	立元 睦男	公募委員
	松永 司	公募委員
	石田 光	公募委員
関係機関 及び団体の代表者又は 役職員	羽出 道雄	なめがたしおさい農業協同組合
	宮内 義昭	はさき漁業協同組合
	篠塚 洋一	神栖市農業委員会
	溝口 勝也	神栖市行政委員連絡協議会
	松本 一夫	神栖市公害対策市民協議会
	◎安藤 和幸	神栖市 PTA 連絡協議会
	有元 和枝	神栖市食生活改善推進委員連絡協議会
	山崎 芳一	神栖市観光協会
学識経験者	丸野 和美	行政相談委員
	大槻 豊	神栖市教育会
	小濱 剛	千葉科学大学
	○名雪 敬子	茨城県地球温暖化防止活動推進員
	生板 清子	茨城県地球温暖化防止活動推進員
	小西 優介	茨城県地球温暖化防止活動推進員
企業及び企業の関係組織の 関係者	小並 靖史	東部コンビニート幹事会社
	石田 秀章	西部地区保安対策協議会会長会社
	大谷 好美	企業労組代表（鹿島地区労働組合懇談会）
	大竹 弘道	波崎地区企業連絡会・技術部会常任委員
	藤原 廣市	波崎工業団地第 2 地区 公害防止協定推進協議会・幹事会社

備考) ◎：会長、○：副会長

見直し時（令和 6 年度）

区分	氏名	備考
一般公募者	高橋 紀子	公募委員
	宇田 健二	公募委員
関係機関 及び団体の代表者又は 役職員	羽出 道雄	なめがたしおさい農業協同組合
	元吉 信行	はさき漁業協同組合
	村田 敏明	神栖市 PTA 連絡協議会
	安藤 幸江	神栖市食生活改善推進委員連絡協議会
	岡野 聡	神栖市観光協会
学識経験者	多辺田 弘之	神栖市教育会
	野口 芳夫	行政相談委員
	○丸野 和美	行政相談委員
	兼清 扶司雄	行政相談委員
	小濱 剛	千葉科学大学
	名雪 敬子	茨城県地球温暖化防止活動推進員
	生板 清子	茨城県地球温暖化防止活動推進員
	高浪 裕司	茨城県地球温暖化防止活動推進員
	◎江戸 健太郎	茨城県地球温暖化防止活動推進員
企業及び企業の関係組織 の関係者	橋本 伸太郎	東部地区企業連絡会
	幸山 一浩	西部地区企業連絡会
	柴田 伸生	波崎地区企業連絡会
	小田部 実	東京電力パワーグリッド(株)

備考) ◎ : 会長、○ : 副会長

神栖市環境市民会議

策定時 (平成 30 年度)	見直し時 (令和 6 年度)
名 前	名 前
小川 万代	細田 明男
太田 一子	飯田 靖司
羽生 享子	小川 万代
宮本 一男	真壁 佑子
加藤 和男	羽生 享子
高島 三千代	酒井 哲子
椎名 孝子	桧林 春代
坂野 勝	遠藤 道章
上久保 節子	坂尾 忍
○遠藤 道章	篠本 勝幸
飯田 等	才賀 秀樹
田川 勇治	◎加瀬 尊啓
渡辺 武	○飯田 等
◎才賀 秀樹	野口 豊子
元吉 信行	川口 文江
水野 源吾	柳堀 弘
塩治 源市郎	後藤 由喜夫
青木 邦夫	山田 猛
	高木 優一

備考) ◎ : 会長、○ : 副会長

神栖市環境基本計画策定委員会

委員 (役職)
◎副市長 市長公室長 総務部長 企画部長 波崎総合支所長 福祉部長 健康増進部長 ○生活環境部長 都市整備部長 産業経済部長 教育部長 農業委員会事務局長 環境課長
備考) ◎ : 委員長、○ : 副委員長
神栖市環境基本計画策定検討 部会
部会員 (役職) ◎環境課長 ○環境課長補佐 市長が任命する以下に掲げる課 の係長以上の職員 本庁 総務課 職員課 政策企画課 市民協働課 契約管財課 社会福祉課 健康増進課 保健予防課 防災安全課 環境課 廃棄物対策課 都市計画課 住宅政策課 道路整備課 施設管理課 下水道課 農林課 観光振興課 企業港湾商工課 水道課 教育総務課 学務課 教育指導課 文化スポーツ課 第一学校給食共同 調理場 農業委員会事務局 波崎総合支所 市民生活課 水産・地域整備課
備考) ◎ : 部会長、○ : 副部会長

⑦ 策定経過・策定経緯

➤ 平成29年度 環境調査を実施

1 1月～12月 アンケート調査

- 市 民 : 563 通回収／1,189 通発送※ (回収率 47.4%)
- 事業所 : 115 通回収／ 193 通発送※ (回収率 59.6%)
- 学 生 : 950 通回収／ 958 通発送※ (回収率 99.2%)
(小学校4校、中学校4校、高等学校2校)

※宛先不明で返却された分は、母数から除外している。

専門家ヒアリング

現地確認及び調査、資料の収集、データのとりまとめ等

➤ 平成30年度 計画策定のための会議などを実施

5月21日 第1回環境基本計画検討部会 開催
(市役所内部の関連部署による検討のための会議)

6月26日 第1回環境市民会議 開催
(市民の意見を反映するための会議)

8月21日 第2回環境基本計画検討部会 開催

9月27日 第2回環境市民会議 開催

10月23日 環境基本計画策定委員会 開催
(市役所内部の計画決定機関)

10月31日 第1回環境審議会 開催
(市長の諮問機関)

11月15日 パブリックコメントの募集開始
(市民からの意見を公募・12月14日までの1ヵ月間募集)

1月10日 第3回環境市民会議 開催

1月30日 第2回環境審議会 開催

2月13日 環境審議会の答申書提出

➤ 令和5年度 環境調査を実施

9月～12月 アンケート調査

- 市 民 : 584 通回収/1,196 通発送※ (回収率 48.8%)
- 事業所 : 71 通回収/ 194 通発送※ (回収率 36.6%)
- 学 生 : 763 通回収/ 881 通発送※ (回収率 86.6%)
(小学校4校、中学校4校・高等学校2校)

※宛先不明で返却された分は、母数から除外している。

専門家ヒアリング

現地確認及び調査、資料の収集、データのまとめ等

➤ 令和6年度 計画見直しのための会議等を実施

5月22日 第1回環境基本計画検討部会 開催

(市役所内部の関連部署による検討のための会議)

6月26日 第1回環境市民会議 開催

(市民の意見を反映するための会議)

8月13日 第2回環境基本計画検討部会 開催

9月30日 第2回環境市民会議 開催

10月9日 環境基本計画策定委員会 開催

(市役所内部の計画決定機関)

10月25日 第1回環境審議会 開催

(市長の諮問機関)

11月5日 パブリックコメントの募集開始

(市民からの意見を公募・12月4日までの1ヵ月間募集)

1月23日 第3回環境市民会議 開催

2月13日 第2回環境審議会 開催

2月21日 環境審議会の答申書提出

⑧ 諮問書・答申書

環 第 661 号
平成30年10月31日

神栖市環境審議会
会 長 安藤 和幸 様

神栖市長 石田 進

神栖市環境基本計画（案）について（諮問）

本市の豊かな環境を将来の世代に引き継ぎ、より良い環境づくりの取り組みを総合的かつ計画的に進めるための指針として、神栖市環境基本計画（案）を作成したので、貴審議会の意見を求める。

平成31年2月13日

神栖市長 石田 進 様

神栖市環境審議会
会長 安藤 和幸

神栖市環境基本計画（案）について（答申）

平成30年10月31日付け環第661号をもって当審議会に諮問のあった、神栖市環境基本計画（案）について、次のとおり答申する。

神栖市環境基本計画（案）について、当審議会において神栖市環境審議会規則第5条の規定に基づき、慎重に審議した結果、本案は妥当なものと認める。

なお、神栖市環境基本計画の実施にあたっては、望ましい環境像である「人と自然が調和・共生する循環型社会のまち・かみす」の実現に向けて、下記の事項に留意し、計画の円滑な推進に努めるよう要望する。

記

- 1 神栖市環境基本条例に定められた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現のため、望ましい環境像や施策の内容を市民・事業者によく周知し、持続可能な社会の構築に向けて、市民・事業者・行政が三者一体となって進めること。
- 2 市の環境を取り巻く情勢の変化に対して、環境基本計画の趣旨を十分理解しつつ、速やかにかつ柔軟に対応すること。
- 3 環境基本計画を着実に実施するため、適切な指標設定と評価により効果的な進行管理に努めること。



環境基本計画答申書（平成31年2月13日）

環 第 3 2 8 号

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

神栖市環境審議会

会 長 江戸 健太郎 様

神栖市長 石田 進

神栖市環境基本計画【改訂版】（案）について（諮問）

本市の豊かな環境を将来の世代に引き継ぎ、より良い環境づくりの取り組みを総合的かつ計画的に進めるための指針として、神栖市環境基本計画【改訂版】（案）を作成したので、貴審議会の意見を求める。

令和7年2月21日

神栖市長 石田 進 様

神栖市環境審議会
会長 江戸 健太郎

神栖市環境基本計画〔改訂版〕（案）について（答申）

令和6年10月25日付け環第328号をもって当審議会に諮問のあった、神栖市環境基本計画〔改訂版〕（案）について、次のとおり答申する。

神栖市環境基本計画〔改訂版〕（案）について、当審議会において神栖市環境審議会規則第5条の規定に基づき、慎重に審議した結果、本案は妥当なものと認める。

なお、神栖市環境基本計画〔改訂版〕の実施にあたっては、望ましい環境像である「人と自然が調和・共生する循環型社会のまち・かみす」の実現に向けて、下記の事項に留意し、計画の円滑な推進に努めるよう要望する。

記

- 1 神栖市環境基本条例に定められた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現のため、望ましい環境像や施策の内容を市民・事業者広く周知し、持続可能な社会の構築に向けて、市民・事業者・行政が一体となって推進すること。
- 2 市の環境指標の達成状況などを踏まえつつ、脱炭素社会の実現に向けた機運の高まりや環境問題に関する国内外や県内の社会情勢の変化を注視し、必要に応じて速やかかつ柔軟に対応すること。
- 3 地球温暖化対策について正しく理解が進むよう周知や啓発に努めること。再生可能エネルギーの導入については、市民の生活環境や市の優れた自然環境との共存を見据え、促進に努めること。
- 4 神栖市環境基本計画〔改訂版〕の各施策を着実に実施するため、適切な環境指標を設定し、進行管理及び環境指標の評価を確実に going していくこと。



環境基本計画答申書（令和7年2月21日）

⑨ 用語解説

あ行

アイドリングストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させることです。また、そうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられます。なお、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」では努力義務として規定されています。

亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素

肥料、家畜のふん尿や生活排水等に含まれる窒素成分が酸化されたもので、土壌、水、植物中のあらゆる場所に存在します。亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素は植物に吸収されたり、ガス化して大気中に放出されたりしますが、吸収・放出しきれなかった分は地下水や河川、湖沼に溶出し、富栄養化の原因となります。

アンモニア

アンモニア（ NH_3 ）は水素（H）と窒素（N）で構成されており、水素を運ぶための媒体として近年注目されているエネルギー輸送形態の一つです。アンモニアは毒性があるために「劇物」に指定されていますが、化学工業の分野では安全に製造・運搬・貯蔵する技術がすでに確立されており、早期の実用化が見込まれている次世代エネルギー技術の一つです。

一酸化炭素

一酸化炭素は、無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成します。主要な発生源は自動車排出ガスですが、その他にも野焼き等によっても発生します。一酸化炭素の大気中での寿命は2〜3か月であり、放出源との関係により濃度は空間的・時間的な変動が大きいのが特徴です。

一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に基づき市町村が策定するもので、市町村の一般廃棄物処理に係る基本的な考え方や方向性について定めています。「神栖市一般廃棄物処理基本計画」は2021（令和3）年度から2035（令和17）年度を計画期間とし、おおむね5年ごとに見直すこととしています。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念のことです。

ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、暖房時の室温を20℃（目安）で快適に過ごすライフスタイルのことです。「衣」「食」「住」のちょっとした工夫で、あたたかく過ごし、無駄になってしまう暖房エネルギーを節約することができます。

営農型太陽光発電

農地の一時転用許可を受け、簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組のことです。ソーラーシェアリングともいいます。

エコアクション 21 (EA21)

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムです。環境省が策定したガイドラインに基づき取り組む事業者を、第三者機関が認証・登録します。中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法として国の法律や制度等に位置付けられています。

エコクッキング

残り物を材料にした調理や、水やエネルギー等を節約した調理など、環境に配慮しながら料理することです。

エコドライブ

低燃費と安全を考えた運転をエコドライブといいます。エコドライブには、車の燃費の把握、ふんわりアクセル（急発進・急加速・急減速をしない）、アイドリングストップ、適正なタイヤ空気圧の点検、渋滞の回避、適切なエアコン使用、不要な荷物はおろす、走行の妨げとなる駐車をしない、加速・減速の少ない運転などがあります。

エネルギー面的利用

個々の建物ではなく、エリア内の複数の建物でエネルギーの最適化を図ることです。スケールメリットを活かした高効率な設備の導入や、エネルギー利用に時間差がある複数の建物でのエネルギーの融通等により、エネルギー利用の効率化が期待できます。

オゾン層の破壊

オゾン層は成層圏に存在し、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っています。オゾン層破壊物質が上空の成層圏（約 10～50km 上空）に達すると、太陽からの強い紫外線により分解され塩素原子や臭素原子が放出され、オゾンが破壊されます。

地球全体のオゾン層は 1980 年代から 1990 年代前半にかけて大きく減少しましたが、その後減少傾向は緩和し、1990 年代後半からはわずかな増加傾向が見られます。数値モデル予測によると、オゾン全量が 1980 年レベルまで回復する時期は、南極では 2066 年頃、北極では 2045 年頃、高緯度を除く全球の平均では 2040 年頃と予想されています。

温室効果ガス

大気を構成するガス成分のうち、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きをするガスを温室効果ガスといいます。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）により、CO₂（二酸化炭素）、CH₄（メタン）、N₂O（一酸化二窒素）、HFC 類（ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの）、PFC 類（パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの）、SF₆（六フッ化硫黄）、NF₃（三フッ化窒素）の 7 種類が削減対象の温室効果ガスとして定められています。

か行

改正フロン排出抑制法

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」のことです。2001（平成 13）年に「フロン回収・破壊法」が制定されましたが、フロン類を取り巻く状況の変化も踏まえて、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般に対して包括的な対策を実施するため、2013（平成 25）年に「フロン排出抑制法」に法改正されました。令和元年法改正（2020（令和 2）年 4 月施行）では、機器廃棄時のフロン類回収に係る罰則が強化されました。

外来生物

人為の影響によって元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物のことで、一般的には「外来種」とほぼ同義で用いられています。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）では国外由来のものが対象で、特に生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害が懸念されるものは「特定外来生物」に指定されています。日本国内の生物種でも、元々いなかった地域に持ち込まれた場合には「国内由来の外来種」と呼ばれます。

合併処理浄化槽

し尿と併せて生活雑排水を処理する浄化槽のことで、公共下水道などが整備されていない地域での汚水処理に必要な設備です。「単独処理浄化槽」はし尿処理だけに対応している浄化槽で、生活雑排水は処理されず河川に垂れ流されてしまいます。そのため、「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」への転換が強く求められています。

家庭用燃料電池（エネファーム）

都市ガス・LP ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気とお湯をつくる設備のことで、家庭で発電もできる給湯システムともいえます。電気と熱の両方を有効利用することで、エネルギー効率を高めることができます。

家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の通称です。一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶式、有機 EL 式、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

環境家計簿

家庭の日常生活での温室効果ガスの排出実態を把握するためのツールのことです。エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の傾向を比較・評価して生活を見直していくことで、環境にやさしい生活の実践に役立てることができます。資料編〔⑩詳細解説〕（P. 118）も参照ください。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全するうえで“維持されることが望ましい基準”として、「環境基本法」第 16 条に基づき定められた行政上の政策目標のことで、大気、水、土壌、騒音について定められています。

環境制御

農業分野における環境制御とは、光・温度・湿度・CO₂濃度・気流などの環境要因を作物の生育に適した状態に調整することをいいます。環境制御により、作物の収量・品質の安定化や向上、収穫時期の調整、病虫害の抑制などを図ることができます。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことです。

環境マネジメントシステム

組織がその運営や経営の中で自主的・積極的な環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組みをいいます。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21 や、国際規格の ISO14001 等があります。

気候変動枠組条約

「気候変動に関する国際連合枠組条約」のことで、1994（平成6）年3月に発効しました。大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約です。

気候変動枠組条約締約国会議

「気候変動枠組条約」に基づき、1995（平成7）年から毎年開催されている国際会議のことです。COPという略称が広く使用されています。

揮発性有機化合物（VOC）

蒸発しやすく大気中で気体状となる有機化合物の総称で、VOC（Volatile Organic Compounds）ともいいます。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれます。光化学オキシダントやPM2.5の原因の一つです。

建築物省エネ法

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の略称で、2021（令和3）年11月に施行されました。建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務等の措置が講じられています。

クールビズ

地球温暖化防止の一環として、冷房時の室温を28℃（目安）で快適に過ごすライフスタイルのことです。軽装のほか、省エネ型エアコンへの買換え、西側の日よけのブラインド、日射の熱エネルギーを遮蔽する効果がある緑のカーテンなどの取組が推奨されています。

グリーン・イノベーション

直訳すると“緑の革命”で、略称をGIといいます。環境・エネルギー分野での技術革新や新たな価値の創出のことを指します。

グリーンコンシューマー

直訳すると“緑の消費者”で、環境に配慮した行動をする消費者のことを指します。

公害防止協定

公害の防止に関して企業・市・県と締結している協定で、鹿島地域では、硫黄酸化物における工場ごとの排出量を制御する方式を取り入れるなど、県内の他地域にはない先駆的な取組を行ってきました。

光化学オキシダント

自動車や工場からの排気ガスなどに含まれている窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こして作り出される物質の総称です。光化学オキシダントの濃度が高くなり、空気が霞んでモヤがかかったような状態になることを光化学スモッグといいます。光化学スモッグは日差しが強く風の弱い日に発生しやすいとされます。人の粘膜を刺激する性質を持つほか、植物にも被害を及ぼします。

降下ばいじん

降下ばいじんとは、大気中の粒子状物質のうち、重力、雨等によって降下するばいじん、粉じん等の物質の総称です。ばいじんとは、物を燃やした時に発生する煙やスス・チリ等の粒子状物質のことです。粉じんとは、物の破壊や選別、堆積等に伴い発生又は飛散する粒子状物質のことです。

高度処理型合併処理浄化槽

汚水に含まれる有機物を分解するだけでなく、窒素やリンの除去もできる合併処理浄化槽のことです。湖沼や閉鎖性海域でのより一層の水質汚濁防止、富栄養化防止の目的で用いられる浄化槽です。神栖市の一部の地域では茨城県の「霞ヶ浦水質保全条例」により、新たに合併処理浄化槽を設置する場合には高度処理型合併浄化槽の設置が義務付けられています。

固定価格買取制度

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。FIT (Feed-in Tariff) 制度ともいいます。電力会社が買い取る費用の一部は、“再エネ賦課金”という形で毎月の電気料金の一部が賄われています。

コロナ禍

新型コロナウイルス感染症が招いた災難や危機的状況のことです。感染症自体だけでなく、それを抑止するための行動制限、社会・経済活動の自粛や停滞、人々の疑心暗鬼など、広く含まれます。世界保健機関 (WHO) では、新型コロナウイルス感染症について「国際的に懸念される公衆衛生の緊急事態」を 2020 (令和 2) 年 1 月に宣言し、2023 (令和 5) 年 5 月に終了勧告しています。

さ行

再資源化

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」においては、廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることと定義されています。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、枯渇せずに繰り返して永続的に利用できるエネルギーのことです。

酸性雨

人間活動等により空気中に放出された酸性物質を空気中で取り込み酸性化した雨のことです。酸性物質の元となるのは、化石燃料の燃焼や火山活動などにより放出される二酸化硫黄 (SO_2) や窒素酸化物 (NO_x) で、大気中で化学変化を起こし硫酸や硝酸に変わり、それが雨水に取り込まれ酸性雨となります。大気中の二酸化炭素 (CO_2) が十分溶け込んだ場合の pH が 5.6 であるため、pH5.6 が酸性雨の一つの目安となります。

次世代型太陽電池

現在の太陽電池の主流はシリコン系太陽電池ですが、重量があるため設置場所が限られることや製造過程での環境負荷が高いといった課題があります。そのため、シリコン系太陽電池以外の様々なタイプの太陽電池の開発が進められており、それらを総称して次世代型太陽電池といいます。特に、ペロブスカイト太陽電池は社会実装が近い次世代型太陽電池として期待されています。

次世代自動車

大気汚染物質や地球温暖化の原因となる窒素酸化物や二酸化炭素等の排出が少ない、又は全く排出しない、排ガス性能や燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のことです。ハイブリッド自動車 (HV)、電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)、燃料電池自動車 (FCV)、クリーンディーゼル自動車 (CDV) が次世代自動車に該当します。

省エネルギー型農業機械

低燃費化や高能率化、生産工程の省略化（軽減化）、代替燃料への対応などが図られた農業機械のことです。

食品ロス

本来食べられたはずの食品がゴミとして捨てられてしまうことをいいます。食品ロスは期限切れ、食べ残し、過剰除去、売れ残りなどにより発生します。

水源涵養

雨水を土壌の中に蓄えてその水を浄化しながら徐々に流していく働きのことです。森林だけでなく農地、原野、裸地などにも涵養機能があり、例えば水田には広範な面積に長期間水を溜めることによる地下水涵養の機能があります。

水素

宇宙で最も豊富にある元素ですが、水素単体（ H_2 ）では自然界にはほとんど存在しません。化石燃料から人工的につくられた水素を「グレー水素」、化石燃料から人工的につくられた水素でも製造過程で発生する CO_2 を回収したものを「ブルー水素」、再生可能エネルギーなどをもとに CO_2 を排出せずにつくられた水素を「グリーン水素」と呼びます。

水素エネルギー

直接燃焼させて熱エネルギーを得たり、酸素と結びつけることで発電・熱利用したりすることができます。利用時に排出されるのは水のみで、 CO_2 を排出しません。使いきれない再生可能エネルギーを水素エネルギーとして変換し貯蔵・輸送することで、エネルギーの有効活用につなげていくことが期待されています。

水素ステーション

燃料電池自動車（FCV）の燃料となる水素を車に供給するステーションのことです。四大都市圏（首都圏、中京圏、関西圏、北部九州圏）を中心に、官民が協力して整備が進められています。2024 年 12 月時点で全国 161 箇所あり、県内では 2 箇所で開催されています。

スマート農業

ロボット、AI、IoT 等の情報通信技術を活用した農業のことです。スマート農業技術により、農作業の効率化、農作業における身体負担の軽減、農業の経営管理の合理化による農業の生産性の向上などの効果が期待されます。

生活排水処理計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に基づき市町村が策定する生活排水（し尿及び生活雑排水）処理に関する計画です。本市では「神栖市一般廃棄物処理基本計画」に包含しています。

生活排水処理率

計画処理区域内人口に対する生活雑排水処理人口の割合です。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。「生物多様性条約」では、“生態系の多様性”・“種の多様性”・“遺伝子の多様性”という 3 つのレベルで多様性があるとしています。“生態系の多様性”とは、森林や湿原、河川、海岸など様々なタイプの自然があることをいいます。“種の多様性”とは、動植物から細菌などの微生物にいたるまで色々な生きものがいることをいいます。“遺伝子の多様性”とは、同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより形や模様、生態などに多様な個性があることをいいます。

絶滅危惧種

絶物の危機にある生物種のことです。絶滅危惧種の指定内容は条例・法令等により異なります。国際的には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」での規制対象種や、国際自然保護連合（IUCN）が定めた「レッドリスト」の指定種が該当します。日本では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」や「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（環境省レッドリスト）」の指定種、茨城県では「茨城県版レッドリスト」の指定種などが該当します。

ソーラーシェアリング

農地の一時転用許可を受け、簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組のことです。営農型太陽光発電ともいいます。

卒 FIT

再生可能エネルギー発電設備がそれぞれ「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）」に基づき認定を受けている買取期間が満了することです。卒 FIT 後も発電は可能ですが、通常だと買取価格が下がるため、新たな活用方法への切替も選択肢としてあります。

た行

第 1 種指定化学物質

PRTR 制度の対象となる化学物質のことです。人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に継続して広く存在する（暴露可能性がある）と認められる物質として計 515 物質が指定されています。

耐候性ハウス

農業用ハウス等の基礎部分や接合部分を、強風や積雪に耐えられるように補強・改良することで十分な強度を確保した農業用ハウスのことです。

代替フロン

オゾン層を破壊する物質としてモントリオール議定書で規制の対象となった特定フロン類の代替品として開発された物質のことで、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）等があります。オゾン層破壊効果はないものの温室効果が高いため、2016（平成 28）年のモントリオール議定書のキガリ改正を受け、2019（平成 31）年 1 月から「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」、2020（令和 2）年 4 月から「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」の規制対象に追加されました。

大腸菌群

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌のことです。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われています。

第 6 次評価報告書

気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）が、気候変動に関する研究から得られた知見を評価しまとめた報告書を定期的（5～8 年ごと）に作成しており、第 6 次評価報告書は 2021（令和 3）～2023（令和 5）年に作成されました。なお、IPCC は国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）によって設立された政府間組織です。

地域新電力

広義では電気の地産地消を目標にした地域密着型の小売電気事業者のことを指します。環境省では“地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者”を地域新電力と呼んでいます。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面気温や海水温などが上昇することです。温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えることで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進行し、陸地の減少や異常気象の増加などの様々な問題が起きると言われています。

低炭素

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するため、その主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のことです。

適応策

気候変動対策としては、温室効果ガスの排出を減らし気候変動の原因をできるだけ抑える「緩和」だけでなく、気候変動による影響に備える「適応」も重要です。「適応策」の例として、農林水産業分野では作物の高温耐性品種への転換や作期の変更、栽培管理の高度化などが挙げられます。

田園共生区域

「神栖市都市計画マスタープラン」で示している地域区分の一つで、市街化調整区域においても、業務・産業・住宅が立地し、市域の中で都市的な機能を果している区域を田園共生区域と位置づけ、バランスのとれた適切な環境を維持していくものとしています。

電気自動車（EV）

電気モーターを動力源として走行する自動車のことです。現在市販されている電気自動車のほとんどはバッテリーに蓄電した電気で走行するタイプで、BEV（Battery EV：バッテリー式電気自動車）とも呼ばれます。燃料電池自動車も広義での電気自動車の一種です。

特定フロン

オゾン層を破壊する物質としてモントリオール議定書で規制の対象とされている CFC（クロロフルオロカーボン）及び HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）のことを指します。「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」では特定フロンの製造・輸入の禁止が図られています。また、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」では特定フロン使用機器の漏洩防止や使用機器廃棄時の回収義務化などが図られています。

特別栽培農産物

農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に則り、“その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下”で栽培された農産物のことです。茨城県では「茨城県特別栽培農産物認証実施要領」に特別栽培農産物の認証に関する必要な事項が定められています。

都市計画マスタープラン

「都市計画法」に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市町村がその創意工夫のもとで住民の意見を反映させ、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを定めるものです。本市では、2009（平成 21）年 3 月に「神栖市都市計画マスタープラン」を策定（2019（平成 31）年 3 月改定）し、本市の 20 年後の姿を想定したまちづくりの長期的・総合的な将来像及びその実現に向けた基本的な方針を示しています。

都市再生特別措置法

情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定められた法律です。2014（平成 26）年の法改正で創設された「立地適正化計画」制度に基づき 2022（令和 4）年 3 月に「神栖市立地適正化計画」を策定し、高密度な経済活動を営める都市構造を目指したコンパクトシティの形成を目指し、居住と都市機能の誘導に係る内容を定めています。

ダイオキシン類

ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副生成物として発生する物質です。廃棄物の焼却処理過程、金属精錬施設、自動車排出ガス、たばこの煙、火災などで発生します。ダイオキシン類は分解しにくく、健康面等への影響が大きい化学物質であるため、「ダイオキシン類対策特別措置法」により厳しい規制や措置等が定められています。

デマンドタクシー

利用者の予約に応じて運行する乗り合いタクシーのことです。本市では効率的な運行を実現するために市内を 4 つのエリアに区分し、行き先を公共施設、金融機関、商業施設、医療機関等の乗降所として登録された場所に限定して運行しています。

デング熱

デング熱はデングウイルスによる感染症で、ネッタイシマカやヒトスジシマカによって人に感染します。主に熱帯、亜熱帯地域で多い感染症ですが、地球温暖化により熱帯性の蚊が増加・分布拡大することで日本での感染拡大が懸念されています。

な行

二酸化硫黄（SO₂）

石炭や石油など硫黄を含む化石燃料の燃焼時に発生します。また、鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出されます。健康被害を引き起こす主要な大気汚染物質の一つであり、また酸性雨の原因物質の一つでもあります。

燃料電池自動車 (FCV)

燃料電池を搭載した電気自動車のことです。水素と空気中の酸素を燃料電池で化学反応させて得られる電気でモーターを駆動させます。乗用車、バス、トラック、フォークリフトなどで商品化されています。バッテリー式電気自動車と比べて燃料充填時間が短く航続距離が長いのが長所ですが、燃料充填には水素ステーションが必要です。

農業用廃プラスチック

農業生産に伴って発生したプラスチック類のことで、使用済みのハウス用ビニール、マルチ、肥料袋、ラップフィルム、セルトレイ、農薬容器、育苗箱などが挙げられます。

は行

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、生物由来の有機性資源（化石資源を除く）のことです。木材、家畜排泄物、食品廃棄物、下水汚泥、稲わら、ナタネ油など様々なものがバイオマス資源となります。

バイオマス発電

バイオマスを原料にした発電のことです。直接燃焼や熱分解ガス化、メタンガス化など多様な発電方式があります。発生する熱も有効利用する熱電併給発電（コジェネレーション発電）も可能です。

パイプハウス

鋼管などのパイプを支柱に使用したビニールハウスのことです。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことです。

ヒ素

ヒ素は自然環境中に広く存在する元素で、工業原料などで利用されています。自然由来のヒ素もありますが、ヒ素を原料とする製品の保管や処理に伴って環境中に放出されるものもあります。ヒ素及びその無機化合物は毒性が強いため、PRTR 法に基づく第2種指定化学物質に指定されています。

風力発電

風車によって風の持つ運動エネルギーを回転エネルギーに変換し、タービンを回して電力を得る発電形態をいいます。

フッ素

フッ素は反応性が高く、基本的に自然環境下では単体で存在せず、フッ化物イオンとして広く存在しています。水質汚濁防止法ではフッ素及びその化合物について環境基準が定められています。大気汚染防止法ではフッ素、フッ化水素、フッ化珪素がばい煙として指定されており、排出基準値が設定されています。

なお、水質の環境基準であるフッ素及びその化合物はフッ素と無機物が結合した物質を対象としており、有機フッ素化合物は別の扱いとなりますが、有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、その中でも PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）は難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められています。

浮遊粒子状物質

SPM (Suspended Particulate Matter) ともいいます。大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下のものをいいます。

フロン類

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称です。エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や、建物の断熱材、スプレーの噴射剤など、身の回りの様々な用途に活用されてきましたが、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになったため、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が進められています。

防災用ポータブル蓄電池

設置工事の必要がなく、持ち運びに便利なコンパクトサイズの蓄電池のことです。AC 出力コンセントが付いたものは小型家電製品にも対応できます。

放射性物質

放射線を出す物質のことです。放射線量はシーベルト（Sv）、放射能（放射線を出す能力）はベクレル（Bq）で表します。

ま行

みどり認定

「みどりの食料システム法」に基づく、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度のことです。「みどり認定」を受けることにより、設備投資の際の税制優遇が受けられたり、様々な国庫補助金の採択で優遇されること、日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できるなどのメリットがあります。茨城県では「茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」を策定しており、農業者はこの基本計画に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」を作成・申請を行うことで、県の認定を受けることができます。

みどりの食料システム法

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の略称です。農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度の創設等について定めています。

みどりのネットワーク

環境保全、防災などみどりの持つ機能をより効果的に発揮させるために、みどりの連続性を充実させたつながりのことです。

モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換することをいいます。鉄道や船舶の貨物輸送は特に大量・長距離輸送において輸送効率化のメリットがありますが、それ以外にもトラックドライバー不足や労働環境改善、渋滞解消などの効果も期待できます。

や行

有機懸濁物

水や他の液体中に浮遊している有機物で、水質や液体の透明度を低下させ、色や臭いを与える微粒物質のことです。

有機ヒ素化合物

ヒ素と炭素の直接結合をもつ化合物の総称です。

ら行

リスクコミュニケーション

化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、住民等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることです。

アルファベット

3R

Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の総称です。

5R

3R（Reduce、Reuse、Recycle）に、Refuse（発生抑制）、Repair（修理・修繕）の2つを加えた総称です。

BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略称で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で表す、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。BOD の値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きいことになります。

COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略称で、水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標です。COD の値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きいことになります。

COP

Conference of the Parties の略称で、「締約国会議」を意味します。環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されています。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約などの締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入ります。

CSR

Corporate Social Responsibility の略称で、“企業の社会的責任”を意味します。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方です。

PPA

Power Purchase Agreement の略称で、直訳すると“電力購入契約”を意味します。電力消費者の施設屋根や土地に PPA 事業者の資金で発電設備を設置し、電力購入契約を結んで発電した電気を供給する仕組みです。PPA 事業者は電気代により投資資金を回収します。電力消費者にとっては、初期投資ゼロで発電設備を設置できます。発電設備を他者が所有するため“第三者所有モデル”とも呼ばれます。

PRTR 制度

Pollutant Release and Transfer Register（化学物質 排出・移動量 届出）制度の略称です。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るとともに、化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らすための国の制度です。

SDGs

Sustainable Development Goals の略称で、“持続可能な開発目標”と訳します。2015（平成 27）年の国連総会で採択された 2030 年までの国際目標で、先進国を含めた国際社会全体が持続可能な発展をするための 17 の目標が示されています。資料編 [⑩詳細解説] (P. 116) も参照ください。

ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略で、ビルにおける一次エネルギー消費量を、省エネ機能の向上や再生可能エネルギーの活用などの創エネにより削減し、年間を通した一次エネルギー消費量を正味でゼロ又は概ねゼロにするビルを指します。

ZEH

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略で、住宅における一次エネルギー消費量を、省エネ機能の向上や再生可能エネルギーの活用などの創エネにより削減し、年間を通した一次エネルギー消費量を正味でゼロ又は概ねゼロにする住宅を指します。

⑩ 詳細解説

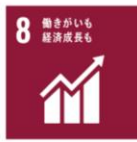
a) SDGs

図 32 持続可能な開発目標(SDGs)について(1/2)



出典) 外務省 持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組

図 33 持続可能な開発目標(SDGs)について(2/2)

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細			
	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の 貧困を終わらせる		目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障 及び栄養の改善を実現し、 持続可能な農業を促進する
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の 健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い 教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、 すべての女性及び女児の エンパワーメントを行う		目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と 持続可能な管理を確保する
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる 持続可能な近代的なエネルギーへの アクセスを確保する		目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての 人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある 人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	目標9【インフラ、産業化、 イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、 包摂的かつ持続可能な産業化の促進 及びイノベーションの推進を図る		目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で 持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための 緊急対策を講じる		目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を 保全し、持続可能な形で利用する
	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利 用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠 化への対処ならびに土地の劣化の阻止・ 回復及び生物多様性の損失を阻止する		目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会 を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提 供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責 任のある包摂的な制度を構築する
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を 強化し、グローバル・パートナーシップを 活性化する		

出典)外務省 持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組

b) 環境家計簿

図 34 環境家計簿イメージ図(茨城県)(1/2)



いばらきエコスタイル

※A4サイズでプリントいただき、ご活用ください。

エコチェックシート 基礎編 (印刷用)

環境にも家計にもやさしいエコな暮らしは、「生活の中のちょっとした工夫」から始まります。
「エコチェックシート」を使って、今日からエコな暮らしを始めましょう！
まずは1週間、続けて実践してみましょう。(金額は目安です)

自己評価で実践度を記入しましょう。

実践できた…○ やっていない…×

実践できた取り組みの○の数を記入してみましょう！

キッチン	買い物	リビング	浴室・洗面所	車	その他
料理の作りすぎには注意。捨ててしまっは本末転倒です。	物を大切に、余分なものを買すぎないことが大切です。	暑すぎず、寒すぎず。ちょうど良い温度で過ごす工夫をしましょう。	洗濯物はためて洗う、貴重な水をみんなで大切に使いましょう。	運転は心と時間に余裕をもって。エコドライブを心がけましょう。	宅配便の受け取り変更やゴミの分別など、ちょっとした手間で環境を守れます。
/ 4	/ 2	/ 4	/ 4	/ 3	/ 1

実践できた取り組みの数の合計

/ 18



あなたの
エコスタイル
実践度は？

0 ～ 14 個… がんばりましょう！まずはエコに関心をもつことから。

15 個 ～ … なかなかのエコ意識です！他にもできることを探しましょう。



スマホやパソコンでチェックできるWeb版もご活用ください

検索





茨城県

県民生活環境部 環境政策課 地球温暖化対策グループ
茨城県水戸市笠原町978番6
TEL. 029-301-2939 FAX. 029-301-2949

図 35 環境家計簿イメージ図(茨城県)(2/2)

●キッチン

毎日使うキッチン。まずはここから始めましょう。



	実践項目		実践度
冷蔵庫	ものを詰め込みすぎない 詰め込んだ場合と、半分にした場合の比較 年間で電気 43.84kWh の省エネ (原油換算 11.05L)	CO₂削減量(年間) 21.4kg 節約効果(年間) 1,360円	
炊飯器	使わない時は、プラグを抜く ・長く保温しないようにしましょう。保温時間が長くなると電力の消費量が増え風味も悪化します。 ・食べる時間にあわせて炊き上がるようにタイマー予約を上手に使いましょう。 1日に7時間保温し、コンセントに差し込んだままの場合と保温せずにコンセントからプラグを抜いた場合の比較 年間で電気 45.78kWh の省エネ (原油換算 11.54L)	CO₂削減量(年間) 22.3kg 節約効果(年間) 1,420円	
ガスコンロ	炎がなべ底からはみ出さないように調節する 水 1L (20℃程度) を沸騰させる時、強火から中火にした場合 (1日3回) 年間でガス 2.38m ³ の省エネ (原油換算 2.76L)	CO₂削減量(年間) 5.3kg 節約効果(年間) 390円	
料理	食材をムダなく使う 食品は多くの水分を含むため、焼却の際は、たくさんのエネルギーを使い、CO ₂ が発生します。家庭から排出される食品ロスの主な発生要因は、食べ残し、手つかずの食品、皮の剥きすぎなどが原因です。食品を無駄なく使い切ることで、食品ロスの削減につながります。		
合 計			/ 4

●買い物

買う前に「本当に必要なのか」考えることが大切です。



	実践項目		実践度
	エコバックを積極的に利用する エコバックを利用することで、プラスチックごみが削減され、環境保全につながります。		
	過剰包装や使い捨て食器類は断る マイボトルやマイ箸を使うことでゴミを減らすことができます。		
合 計			/ 2

出典) いばらきエコスタイル エコチェックシート

【改訂】神栖市環境基本計画

平成 31 年度～令和 10 年度

令和 7 年 3 月

発行 神栖市

編集 神栖市生活環境部環境課

〒314-0192

茨城県神栖市溝口4991番地5

電 話 0299(90)1111(代表)

ファクス 0299(90)1112



再生紙を使用しています。